泊発電所3	号炉審査資料
資料番号	有毒-9 r.2.0
提出年月日	令和4年8月31日

泊発電所3号炉

中央制御室,緊急時対策所及び 重大事故等対処上特に重要な操作を 行う地点の有毒ガス防護について 比較表

> 令和4年8月 北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

有盡ガス防護 (第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)

女川 (2022/4/8 規制庁提出版) 泊発電所 3 号炉 伊方 (2019/10/15 規制庁提出版) 差異理由

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

比較結果等をとりまとめた資料

- 1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)
- 1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し,まとめ資料を修正した箇所と理由 ⇒ バックフィット関連事項である有毒ガス防護対策を新たに取りまとめた資料であり,全て該当しない。
 - a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果,変更したもの: -
 - b. 女川 2 号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの: 一: 一
 - c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果,変更したもの: --
 - d. 当社が自主的に変更したもの: -
- 1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが,まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由⇒バックフィット関連事項である有毒ガス防護対策を新たに取りまとめた資料であり,全て該当しない。
 - a. 大飯 3/4号炉まとめ資料と比較した結果,変更したもの: 一
 - b. 女川 2 号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの: 一
 - c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの: --
 - d. 当社が自主的に変更したもの: -
- 1-3) バックフィット関連事項
 - あり(有毒ガス防護対策について、女川、島根等の先行審査実績を踏まえ、新たに取りまとめた資料である)。
 - a. 有毒ガス防護に係る設置許可基準規則等の改正

2017年4月5日,以下に示す規則等の改正及び「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」(以下,ガイド)が決定され、5月1日に施行された。

設置許可に係る規則等の改正は,原子炉制御室,緊急時対策所,および緊急時制御室に係る設置許可基準規則,ならびに技術的能力審査基準で規定する手順書の整備に関するものである。

- ·設置許可基準規則第26条、同規則解釈第26条【原子炉制御室等】
- ·設置許可基準規則第34条,同規則解釈第34条【緊急時対策所】
- ·設置許可基準規則解釈第 42 条 【緊急時制御室】←別途説明
- ・SA 技術的能力審査基準 1.0 解釈 【手順書及び体制の整備】

規則の改正においては、有毒ガスが発生した場合に必要な地点にとどまり対処する要員の事故対処能力を確保する目的で、有毒ガス対応に必要な手順の整備や、要員の吸気中の有毒ガス濃度が防護判断基準値を超えるような場合に検出装置や警報装置を設置することが求められ、有毒ガスに対する防護の妥当性判断については、ガイドを一例とすることになった。

これらの規則改正の経過措置は、2020年5月1日以降における最初の定期検査の終了まで適用されるため、泊3号炉においては、有毒ガスに係る許認可が再稼働要件となる。

b. 有毒ガス防護の妥当性確認の流れ

ガイドによる「有毒ガス防護に係る妥当性確認の流れ」を図1に示す。

- c. 泊3号炉における対応
- ●万一事故が発生した際には、中央制御室や緊急時対策所等の要員に対し、有毒ガスによる影響により対処能力が著しく低下しないよう、要員が中央制御室や緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行うことができる設計とする。【全社同様】
- ●ガイド3.1「固定源及び可動源の調査」に基づき、発電所敷地内外における有毒化学物質の調査を実施した。
 - ・敷地内固定源について,全ての薬品タンクが建屋内にあること等から,ガイドの解説-4における調査対象外とする場合(有毒ガスが大気中に多量に放出されるおそれがないと説明できる場合)に該当すること,および一部のタンクについては混触を防止する対策を講じるため,スクリーニング評価の対象となる敷地内固定源はなしとする。【解説-4の考え方は全社同様だが,敷地内の固定源が無い調査結果は女川,柏崎と同様】
 - ・敷地外固定源について、ガイドに規定された調査範囲を対象に法令に基づき届出があるものを抽出した結果、対象となる有毒化学物質がなかったため、スクリーニング評価の対象となる敷地外固定源はなしとする。【美浜、玄海と同様】
 - ・敷地内可動源について、敷地内固定源と同様にガイドの解説 4 の考え方を参考に整理し、有毒ガスを発生させるおそれのある塩酸、アンモニア、およびヒドラジンを積載するタンクローリーを抽出した。【伊方と同様】

有毒ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

●敷地内可動源については、柔軟な対応手段を講じることを志向し、スクリーニング評価を実施せずに、防護対策を講じる。【伊方と同様】

・立会人の配置、中央制御室等への連絡、可動源からの漏えいに対し終息活動を実施、防毒マスクの配備、換気空調隔離等を実施する。 (ガイド4.にて、スクリーニング評価を行わず、対象発生源として防護措置を講じることが認められている)

●ガイド6.2「予期せず発生する有毒ガスに関する対策」として以下を講じる。【女川、伊方等と同様】

・防護具等の配備(酸素呼吸器、一定量のボンベの確保、ボンベのバックアップ供給体制整備)、手順や体制の整備等を実施する。

2. 先行審査知見の反映箇所と反映理由

先行審査知見の反映箇所は主に以下に示すとおりである。当該箇所は,先行 PWR の審査資料では記載が無かったものの,その後の柏崎,島根および女川の審査にて記載の充実が図られている箇所 として反映した。

- ●有毒ガスに係る規則等への適合性、および有毒ガス防護に係る後段規制について、まとめ資料の別紙8にて整理した。(関西、柏崎、島根、女川) 【比較表p265~276】
- ●固体または揮発性の乏しい液体から有毒ガスが大気中に多量に放出されることがないことの説明を別紙 4-2 にて充実化した。(島根) 【比較表 p 106】
- ●有毒ガス防護対象者と組織体制(要員)の関係がわかるよう別紙 7-1 にて整理した。(女川) 【比較表 p 259】

3. 女川2号、および伊方3号まとめ資料との比較結果の概要

3-1) 比較対象(リファレンス)プラント、および最新審査知見を反映するために比較するプラントの選定

有毒ガスの要求事項は、PWR や BWR の炉型に依存しないため、各発電所で取扱う有毒化学物質の調査結果の違いによる対応を除いて、基準適合に係る審査資料は全電力で共通となっている。 先行プラントの審査においては、審査が先行していた PWR 電力が伊方3号炉を代表プラントとして審査を行って許可を得ている。その後、柏崎6/7号炉が BWR 電力の代表プラントとして審査を 行って許可を得、その後、女川2号炉が許可得たことから、女川2号炉を泊3号炉のまとめ資料を作成している時点で最新の既許可プラントとする。

以上より、網羅的に基準適合の妥当性を確認するリファレンスプラントは、女川2号炉とする。ただし、ガイドの要求を満たしたうえで女川2号炉と基準適合に関する運用が異なる箇所については、伊方3号炉をリファレンスプラントとして比較を行うこととする。

また,基準適合上考慮すべき事項に漏れがないことを確認する最新審査知見の反映についても,泊3号炉のまとめ資料を作成している時点で最新の既許可プラントである女川2号炉を対象とする。(2021年10月提出時点では,最新の既許可プラントが柏崎6,7号炉であったが,2022年8月提出時点においては女川2号炉であるため,リファレンスおよび最新知見を反映するために比較するプラントを女川2号炉に変更した。)

3-2) 差異理由記載の考え方

3-1 の通り女川と比較することを基本とし、以下の考え方に基づき差異理由を記載する。

- ①女川との比較を実施し、差異がある場合は、差異の分類に応じて女川との差異理由を記載し、伊方との比較は実施しない。
- ②女川と基準適合に関する運用が異なる箇所で伊方では記載がある箇所については、伊方と比較する。
- ③女川および伊方と異なる箇所が、屋内に全ての薬品タンク等が設置されている当社固有の設備構成を踏まえた対応となる。

3-3) 主な相違について

●泊3号炉は、ガイドに従って敷地内外の固定源及び可動源の調査を行った結果、一部のタンクについては混触を防止する対策を講じることから、スクリーニング評価の対象となる有毒化学物質はないため、大気拡散及び濃度評価は実施していない。ガイドによる「有毒ガス防護に係る妥当性確認の流れ」に基づく先行電力と当社の相違点は、表1に示す。

(相違理由)

- ・女川2号炉は,敷地外固定源のスクリーニング評価を行うために,大気拡散及び濃度評価を実施している。また,女川2号炉は敷地内における有毒化学物質の調査の結果,敷地内の可動源がなかったが,泊3号炉は,可動源のスクリーニング評価を行わずに防護措置を実施している。(ガイド4.にて認められている)
- ・伊方3号炉は、発電所敷地内外の固定源のスクリーニング評価を行うために、大気拡散及び濃度評価を実施している。泊3号炉は、設置環境が寒冷地のため、発電所敷地内における有毒ガスを発生するおそれのあるタンクが全て屋内に設置されていること等により、ガイドの解説-4における調査対象外とする場合(有毒ガスが大気中に多量に放出されるおそれがないと説明できる場合)に該当すること、および一部のタンクについては混触を防止する対策を実施するため、スクリーニング評価対象なし。
- ●その他の敷地内可動源に対する防護措置や予期せず発生する有毒ガスについての防護対策を検討した結果、女川2号炉または伊方3号炉どちらかと同様であり、当社固有の運用や対策は実施していない。

有毒ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



図1 ガイドによる「有毒ガス防護に係る妥当性確認の流れ」

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

有毒ガス防護 (第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)

有毒ガス防護(第 26 余 原ナ炉制御至等、第 34 余 紫忌時対東所) 女川(2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
目 次	**** = ****	series services of a property of services	記載方針の相違
1. 設置許可基準規則第26 条への適合について			・女川は有毒ガスまと
1.1 基本方針			め資料の最初に26条,
1.1.1 要求事項の整理			34 条,技術的能力への
1.1.2 追加要求事項に対する適合性			適合についての資料を
1.1.3 気象等			作成している。泊は同様
1.1.4 設備等 (手順等含む)			の内容を,各条文のまと
1.2 追加要求事項に対する適合方針			め資料に記載している
1.2.1 有毒ガス防護			ため、有毒ガス資料とし
2. 設置許可基準規則第34条への適合について			て作成していないが, 当
2.1 基本方針			該箇所を引用して比較
2.1.1 要求事項の整理			する。伊方については設
2.1.2 追加要求事項に対する適合性			置変更許可申請書の該
2.1.3 気象等			当部分を引用する。
2.1.4 設備等 (手順等含む)			
2.2 追加要求事項に対する適合方針			
2.2.1 有毒ガス防護			
3. 技術的能力に係る審査基準への適合について			
3.1 基本方針			
3.1.1 要求事項の整理			
3.1.2 追加要求事項に対する適合性			
3.2 追加要求事項に対する適合方針 3.2.1 手順及び体制の整備			
3.2.1 子順及の体制の整備 4. 別添			
中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を			
行う地点の有毒ガス防護について			
11 人間ボの仕事な 不例 暖に ついて			

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

有盡ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 伊方 (2019/10/15 規制庁提出版) 女川(2022/4/8 規制庁提出版) 泊発電所3号炉 差異理由 1. 設置許可基準規則第26条への適合について 以降は、泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について 記載方針の相違 (設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等, 第34条 緊急時 泊は同様の資料を各条 対策所に記載の内容を引用して比較する。(枠囲い箇所) 文のまとめ資料の最初 に記載しているため,当 1.1 基本方針 基本方針 該箇所を引用して比較 1.1.1 要求事項の整理 1.1 要求事項の整理 する。 設置許可基準規則第26条及び技術基準規則第38条の要求事項を第 安全施設について、設置許可基準規則第26条及び技術基準規則第 記載表現の相違 38 条における追加要求事項を明確化する (第1表)。 設置許可基準規則 26 条 1.1.1-1 表に示す。 また、第1.1.1-1 表において、有毒ガス防護に係る追加要求事項 の要求事項については. を明確化する。 下記の表にてバックフ イットの有毒ガスを含 第 1 表 1分置許可基準規則第 26 条及が技術基準規則第 18 条 要求事項 第1.1.1-1表 設置許可基準規則第26条及び技術基準規則第38条の要求事項 めて示していることに 经保护可基准相同 持續基連相則 設置許可基準規則第26条 技術基準規則第38条 違いはない。 第26条(原子伊利(8mé/等) 第28条(展子伊斯納金等) (原子炉制御室等) (原子炉制御室等) 発電用原子が施設には、次に掲げるところにより、原子 発電用原子が施設には、原子が制御室を施設しなければなら 支更なし 発電用原子炉施設には、次に掲 発電用原子炉施設には、原子炉 変更なし 伊制御家(安全施設に属するものに譲る。以下この条に ない。 げるところにより、原子炉制御 制御室を施設しなければならな おいて同じ、)を続けなければなさない。 設計基準対象施設の健全性を確保するために必要 2 原子炉制御室には、反応度制御系統及び原子炉停止系統 室(安全施設に属するものに限 い。 に係る設備を操作する装置。非常景勢心冷却設備その他の なパラメーなを監視で含るものとすること。 る。以下この条において同じ。) 非常特に基金可能子がの安全を確保するための設備を提 を設けなければならない。 作する装置、軽電用度子炉及が一次冷却系統に係る主要な 機械又は器具の動作状態を表示する装置。主要計測装置の 計測結果を表示する装置その他の発電用原子値を安全に 一 設計基準対象施設の健全性 2 原子炉制御室には、反応度 運輸するための主要な設置(第四十七条第一項に規定する を確保するために必要なパラ 制御系統及び原子炉停止系統 恐帯を含む。) 本集申し、かつ、規模作することなく適切 メータを監視できるものとす に運転操作することができるよう施設しなければならな に係る設備を操作する装置、 ること。 非常用炉心冷却設備その他の 非常時に発電用原子炉の安全 を確保するための設備を操作 する装置、発電用原子炉及び 一次冷却系統に係る主要な機 械又は器具の動作状態を表示 する装置、主要計測装置の計 測結果を表示する装置その他 の発電用原子炉を安全に運転 するための主要な装置 (第四 十七条第一項に規定する装置 を含む。) を集中し、かつ、誤 操作することなく適切に運転 操作することができるよう旅 設しなければならない。 二 発電用原子炉施設の外の状 3 原子炉制御室には、発電用 変更なし 投置許可基準規則 備者 第 28 条(原子炉制御室等) 第 28 条(原子炉制御室等) 況を把握する設備を有するも 原子炉施設の外部の状況を把 発電用原子炉施設の外の状況を把握する設備を有 3 原子炉制御窓には、発電用原子炉施設の外部の状況を把 追加要求事項 のとすること. 握するための装置を施設しな するものとすること。 握するための装置を施設しなければならない。 ければならない。 三 発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要 空間かし な操作を手動により行うことができるものとするこ 三 発電用原子炉施設の安全性 第2項と同じ 変更なし を確保するために必要な操作 を手動により行うことができ るものとすること。

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川(2022/4/8 規制庁提出版)	# @ "V / JR / J / / / / / / / / / / / / / / /	Ì	白発電所3号炉		伊方(2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
2 発電用原子炉施設には、火 災その他の異常な事態により 原子炉制御室が使用できない 場合において、原子炉制御室 以外の場所から発電用原子炉 を溶温体止の状態に直ちに移 行させ、及び必要なバラメー タを想定される範囲内に制御 し、その後、発電用原子炉を安 全低温停止の状態に移行さ せ、及び必要ながラメー を停止し、かつ、安全な状態に 維持することができる装置を 施設しなければならない。 とな低温停止の状態に移行さ せ、及び低温停止の状態を維 持させるために必要な機能を	変更なし	より原子炉制御室が使用できない場合において、原子 炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止の	技術基準規制 第 38条(原子が初加定等) 第 38条(原子が初加定等) 4、残電用子が超級には、大沢その他の異定な事態によ 場所から加定が使用できない場合に、原子が初加定が外 場所から機能用子がの遺転を行むし、かつ、安全な状 に維持することができる設置を保証しなければならない	D 155		
有する装置を設けなければな らない。 3 一次冷却系統に係る発電用 5 一次冷却系統に係る発電用		設度許可基準模則	技術基準規則	98.8		
原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉施設の停止その他の異常が発生した場合に発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、掲げる場所の区分に応じ、掲げる場所の区分に応じ、掲げる場所の区分に応じ、掲げる場所の区分に応じ、掲げる場所の区分に応じ、掲げる場所の区分に応じ、掲げる場所の区分に応じ、掲げる場所の区分に応じ、掲げる場所の区分に応じ、掲げる場所の区分に応じ、掲げる場所の区分に応じ、掲げる場所の区分に応じ、掲げる場所の区分に応じ、地できるよう、次の各号に対してもありて分に応じ、地できるよう、次の各号に定める設備を設けなければならない。 一原子炉制御室及びその近傍後並びに有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室とはいて自動的に警報するための装置の設置	則の解釈に て、「当該措 変をとるため の機体を行う こっの範囲に 有毒ガスを追 加)	物管・の様の異常が単生した場合に展開所は中かり 類能の弊生その他の裏電用原子呼波型の安全性を維 併すらたのの指置をとらたの。毎年者の実施なく原子 が側断率に入り、以立一定が開きとまり、かつ、当該 指置をとらたの場所を行うとと称できるよう。 の。各勢に掲げる場所の反分に立し、当該各等に定める設 所を設けなければからない。 一 医子が側側重度化するが存在がある。 一 医子が側面重度化するが存在を発 上するたの分離医なびが出版がある場合での現在を検 上するたの分離医なびが出版がおりませる。 近上であるの分離医なびが出版がおりませる。 近上であるの分離となびが出版がある場合でに定 を展せの他の改善かが展子が開業家に出入りする所 なの必然。 定発型その他ののにと計解的ではに入りする所	立その他の発電用原子が施設の安全性を確保するための 開置をさらため、便等が大調かくほ子が特別をに入り、 又は一度期間ときり、かの、当時間をとさんのの時に入り、 又は一度期間ときり、かの、当時間をとさんのの時に を行うことができるとう、次の各等に関する報刊の区分に い、 一 原子の開始業及び手の評価を行いた権電ガスの発生 かの設置、工程を同じませれる市電が、の発生を提出できる。 かの独立を対象をである。 に関子が時間運に対いてある。 とは 選手、子の関連集及び工れに連絡する連絡ないを提出 となったのに関する。 との他の企業をが展生を対してある。 この他の企業をが展生といれた。 との他の企業をが展生とのの区域 その他の企業をが展生との目的	変更なし 迫加要水事項 変更なし		
て自動的に警報するための 装置 二 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員 その他の従事者が原子炉制 御室に出入りするための区域 連載空その他の適切に放射線から防護するための設備 気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対し換気設備を隔離するための設備での他の適切に防護するための設備での他の適切に防護するための設備であり、原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対し換気設備を隔離するための設備での他の適切に防護するための設備	変更なし					
9 6 原子炉制御室には、酸素濃度計を施設しなければならない。	変更なし					

青字:記載簡所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川(2022/4/8 規制庁提出版)

1.1.2 追加要求事項に対する適合性

- (1) 位置、構造及び設備
- ロ 発電用原子炉施設の一般構造
- (3) その他の主要な構造
- (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)対津波構造に加 え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。
- a. 設計基準対象施設
- (u) 中央制御室

中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員 の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるこ とがない設計とする。そのために、敷地内外において貯蔵施設に 保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物 質(以下「固定源」という。)及び敷地内において輸送手段の輸送 容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒 化学物質(以下「可動源」という。) それぞれに対して有毒ガスが 発生した場合の影響評価(以下「有毒ガス防護に係る影響評価」 という。)を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たって は、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化 学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定す る。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用 いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定 源及び可動源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価 結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運 転員を防護できる設計とする。可動源の輸送ルートは、運転員の 吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断 基準値を下回るよう運用管理を実施する。

- へ 計測制御系統施設の構造及び設備
- (5) その他の主要な事項
- (vi) 中央制御室

中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員 の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるこ とがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価 を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガ スが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性 状, 貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。また、固 定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量 等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源及び可動 源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒 ガス防護のための判断基準値を下回ることにより, 運転員を防護 できる設計とする。可動源の輸送ルートは、運転員の吸気中の有 毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下 回るよう運用管理を実施する。

1.2 追加要求事項に対する適合性

- (1) 位置、構造及び設備
- ロ. 発電用原子炉施設の一般構造
- (3) その他の主要な構造
- (i)本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の 基本的方針のもとに安全設計を行う。

泊発電所3号炉

- a. 設計基準対象施設
- (u) 中央制御室

中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員 の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるこ とがない設計とする。そのために、敷地内外において貯蔵施設に 保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物 質(以下「固定源」という。)及び敷地内において輸送手段の輸送 容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒 化学物質(以下「可動源」という。) それぞれに対して有毒ガスが 発生した場合の影響評価(以下「有毒ガス防護に係る影響評価」 という。)を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たって は、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学 物質の性状, 貯蔵状況等を踏まえ, 固定源及び可動源を特定する。 また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる 貯蔵量等は現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対 しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス 防護のための判断基準値を下回ることにより, 運転員を防護でき る設計とする。可動源に対しては、中央制御室空調装置の隔離等 の対策により運転員を防護できる設計とする。

- へ. 計測制御系統施設の構造及び設備
- (5) その他の主要な事項
- (v) 中央制御室

中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員 の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるこ とがない設計とする。そのために、固定源及び可動源それぞれに 対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に 係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出され るかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定 源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防 護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価 条件を設定する。固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス 濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るこ とにより、運転員を防護できる設計とする。可動源に対しては、 中央制御室空調装置の隔離等の対策により運転員を防護できる 設計とする。

伊方 (2019/10/15 規制庁提出版) 【伊方発電所 原子炉設置変更許可申請書 本文及び添付資料(3号 炉完本) 令和2年9月現在 より引用】

ロ 発電用原子炉施設の一般構造

- (3)その他の主要な構造
- (i)本発電用原子炉施設は、「(1)耐震構造」、「(2)耐津波構造」 に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。
 - a. 設計基準対象施設

中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員 の結果、特定された敷地 の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるこれ内外の固定源がないこ とがない設計とする。そのために、敷地内外において貯蔵施設にしたを確認したこと、およ 保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物 び敷地内可動源につい 質(以下「固定源」という。)及び敷地内において輸送手段の輸送 ては、スクリーニング評 容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒 価(有毒ガスの濃度評 化学物質(以下「可動源」という。) それぞれに対して有毒ガスが (価)をせず、漏洩時の防 発生した場合の影響評価(以下「有毒ガス防護に係る影響評価」 という。)を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たって る相違。 は、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化 設計方針の相違 学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定す る。また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤 **取るため、可動源の輸送** 等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対 ルートの運用管理を実 しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防 施しないことによる相 護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる
違(伊方とは相違なし)。 設計とする。可動源に対しては、中央制御室換気空調設備の隔離 等の対策により、運転員を防護できる設計とする。有毒ガス防護 記載表現の相違 に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤 等は、適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。

へ 計測制御系統施設の構造及び設備

- (5)その他の主要な事項
- (v)中央制御室

中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員 内外の固定源がないこ の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることを確認したこと、およ とがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価 び敷地内可動源につい を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガ スが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性 価(有毒ガスの濃度評 状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。また、固 価)をせず、漏洩時の防 定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の┃️護措置を取ることによ 設置状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対しては、運転 る相違。 員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための
設計方針の相違 判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とす る。可動源に対しては、中央制御室換気空調設備の隔離等の対策 取るため、可動源の輸送 により、運転員を防護できる設計とする。 有毒ガス防護に係る影 響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、適|施しないことによる相 切に保守点検するとともに運用管理を実施する。

設備, 設計方針の相違

差異理由

・有毒ガスに係る調査 護措置を取ることによ

・ 漏洩時の防護措置を

有毒ガス影響評価対 象を明確化したことに より相違

設備, 設計方針の相違

・有毒ガスに係る調査 の結果,特定された敷地 ては、スクリーニング評

・ 漏洩時の防護措置を ルートの運用管理を実 違(伊方とは相違なし)。

有盡ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所) 女川 (2022/4/8 規制庁提出版)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載簡所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

(原子炉制御室等)

(2) 安全設計方針

該当なし

第二十六条

(3) 適合性説明

- 3 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他 の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の 発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、 従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどま り、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、 次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を 設けなければならない。
- 一 原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及 び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御 室において自動的に警報するための装置
- 二 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他 の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域 遮蔽壁そ の他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射 性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガス に対し換気設備を隔離するための設備その他の適切に防護 するための設備

適合のための設計方針

第3項第1号について

万一事故が発生した際には、中央制御室内の運転員に対し、有毒 ガスの発生に関して、有毒ガスが中央制御室の運転員に及ぼす影響 により、運転員の対処能力が著しく低下しないよう、運転員が中央 制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行うことがで きる設計とする。

想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが運転員に及ぼす 影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機 能が損なわれることがない設計とする。そのために、敷地内外にお いて貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのあ る有毒化学物質(以下「固定源」という。)及び敷地内において輸送 手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれの ある有毒化学物質(以下「可動源」という。) それぞれに対して有毒 ガスが発生した場合の影響評価(以下「有毒ガス防護に係る影響評 価」という。)を実施する。固定源及び可動源に対しては、運転員の 吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基 準値を下回ることにより運転員を防護できる設計とする。

(2) 安全設計方針

該当なし

(3) 適合性説明

第二十六条 原子炉制御室等

3 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他 の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発 電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事 者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、 当該措置をとるための操作を行うことができるよう, 次の各号に 掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければ ならない。

泊発電所3号炉

- 一 原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び 当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室に おいて自動的に警報するための装置
- 二 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他 の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域 遮蔽壁その 他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物 質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対し 換気設備を隔離するための設備その他の適切に防護するため の設備

適合のための設計方針

第3項第1号について

万一事故が発生した際には、中央制御室内の運転員に対し、有 毒ガスの発生に関して、有毒ガスが中央制御室の運転員に及ぼす 影響により、運転員の対処能力が著しく低下しないよう、運転員 が中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行う ことができる設計とする。

想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが運転員に及ぼ す影響により, 運転員の対処能力が著しく低下し, 安全施設の安 全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、敷地内 外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させる恐れ のある有毒化学物質(以下「固定源」という。)及び敷地内におい て輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させる恐 れのある有毒化学物質(以下「可動源」という。) それぞれに対し て有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源に対しては、 運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のた めの判断基準値を下回ることにより運転員を防護できる設計とす る。可動源に対しては、中央制御室空調装置の隔離等の対策によ り、運転員を防護できる設計とする。

【伊方発電所 有毒ガス防護に係る原子炉設置変更許可申請書 令 和元年11月 より引用】

伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)

(原子炉制御室等)

第二十六条

- 3 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他 の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の 発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、 従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどま り、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、 次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を 設けなければならない。
- 一 原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及 び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御 室において自動的に警報するための装置
- 二 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他 の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域 遮蔽壁そ の他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射 性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガス に対し換気設備を隔離するための設備その他の適切に防護 するための設備

適合のための設計方針

第3項第1号について

万一事故が発生した際には、中央制御室内の運転員に対し、有毒 ガスによる影響により対処能力が著しく低下しないよう、運転員が 中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行うこと ができる設計とする。

想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが運転員に及ぼす 影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機の結果、特定された敷地 能が損なわれることがない設計とする。そのために、敷地内外にお 内外の固定源がないこ いて貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのあ とを確認したこと、およ る有毒化学物質(以下「固定源」という。)及び敷地内において輸送 び敷地内可動源につい 手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれの

では、スクリーニング評 ある有毒化学物質(以下「可動源」という。)それぞれに対して有毒 価(有毒ガスの濃度評 ガスが発生した場合の影響評価(以下「有毒ガス防護に係る影響評価)をせず、漏洩時の防 価」という。)を実施する。固定源に対しては、運転員の吸気中の有 護措置を取ることによ 毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回 る相違。(伊方とは相違 ることにより運転員を防護できる設計とする。可動源に対しては、**無し** 中央制御室空調装置の隔離等の対策により, 運転員を防護できる設 計とする。

設備,設計方針の相違

有毒ガスに係る調査

有盡ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載簡所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川 (2022/4/8 規制庁提出版)

1.1.3 気象等 該当なし

- 1.1.4 設備等 (手順等含む)
- 6. 計測制御系統施設
- 6.10 制御室
- 6.10.1 通常運転時等
- 6.10.1.2 設計方針
- (2) 設計基準事故時においても、有毒ガスが運転員に及ぼす影響 により、運転員の対処能力が著しく低下しないようにするとと もに、運転員の過度の放射線被ばくも考慮することで、運転員 が中央制御室内にとどまって、必要な操作、措置がとれるよう にする。

6.10.1.4 主要設備

6.10.1.4.1 中央制御室

中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の 対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることが ない設計とする。そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイ ド」(平成29 年4月5日原規技発第1704052号原子力規制委員会 決定)(以下「有毒ガス評価ガイド」という。)を参照し、有毒ガス 防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当 たっては, 有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から, 有 毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵 状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径 10km 以内にあ る敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化 学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。

また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる 貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対 しては、貯蔵容器全てが損傷し、可動源に対しては、影響の最も大 きい輸送容器が一基損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生 した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中 の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を 下回ることにより,運転員を防護できる設計とする。可動源の輸送 ルートは、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防 護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。

泊発電所3号炉

該当なし

1.3 気象等

- 1.4 設備等 (手順等含む)
- 6. 計測制御設備
- 6.10 制御室
- 6.10.1 通常運転時等
- 6.10.1.2 設計方針
 - (4) 中央制御室の居住性
- e. 中央制御室は、有盡ガスが中央制御室内の運転員に及ぼす 影響により、運転員の対処能力が著しく低下しないよう。 運転員が中央制御室にとどまり、事故対処に必要な各種の 指示、操作を行うことができる設計とする。

6.10.1.3 主要設備

(2) 中央制御室

中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員 の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるこ とがない設計とする。そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価 ガイド」(平成29年4月5日原規技発第1704052号原子力規制委 員会決定)(以下「有毒ガス評価ガイド」という。)を参照し、有 毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響 評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観 点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、 換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径 10km 以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、 特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値 を設定する。

また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用い る貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源 に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出 によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し, 運転員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための防護判断 基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。可 動源に対しては、通信連絡設備による連絡、中央制御室換気空調 装置の隔離、防護具の着用等の対策により、運転員を防護できる 設計とする。

【伊方発電所 原子炉設置変更許可申請書 本文及び添付資料(3号 炉完本) 令和2年9月現在 より引用】

伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)

6.10 制御室

6.10.1 通常運転時等

6.10.1.1 中央制御室

6.10.1.1.2 設計方針

(4) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設」・有毒ガスについては、 備の基準に関する規則」を満足するように、1次冷却系統 に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が が、運転員の対処能力が 発生した場合、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運 著しく低下しないよう 転員の対処能力が著しく低下しないようにするとともに, にする方針は同一であ 運転員が過度の被ばくを受けないように考慮し、運転員そ る。 の他従事者が支障なく中央制御室に入り、一定期間中央制 御室内にとどまって所要の操作及び措置をとることがで きる設計とする。

6.10.1.1.4 主要設備

(2) 中央制御室

中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の 対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることが ない設計とする。そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイ ド」(平成29年4月5日 原規技発第1704052 号原子力規制委員会 決定)(以下「有毒ガス評価ガイド」という。)を参照し、有毒ガス 防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当 たっては, 有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から, 有 毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵 状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径 10km 以内にあ る敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化 学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。ま の結果,特定された敷地 た、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現 場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対しては、貯 蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した び敷地内可動源につい 有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有|| ては、スクリーニング評 毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回 ることにより、運転員を防護できる設計とする。可動源に対しては、 (価)をせず、 濁洩時の防 通信連絡設備による連絡、中央制御室換気空調設備の隔離、防護具||護措置を取ることによ の着用等の対策により、運転員を防護できる設計とする。有毒ガス **る相違。また、可動源に** 防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液 ついては防護措置を取 堤等は、適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。

記載方針の相違

差異理由

記載箇所の相違はある

設備,設計方針の相違

有毒ガスに係る調査 内外の固定源がないこ とを確認したこと、およ 価(有毒ガスの濃度評 るため、輸送ルートの運 用管理は実施しない(伊 方とは相違無し)。

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

有盡ガス防護 (第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)

場合に適切な措置をとるた

め、工場等内における有毒ガ

スの発生を検出するための装

置及び当該装置が有毒ガスの

発生を検出した場合に緊急時

対策所において自動的に警報

するための装置その他の適切

に防護するための設備を設け

なければならない。

場合に適切な措置をとるた

め、工場等内における有毒ガ

スの発生を検出するための装

置及び当該装置が有毒ガスの

発生を検出した場合に緊急時

対策所において自動的に警報

するための装置の設置その他

の適切な防護措置を講じなけ

ればならない。

女川(2022/4/8 規制庁提出版) 泊発電所3号炉 伊方 (2019/10/15 規制庁提出版) 差異理由 6.10.1.7 評価 記載方針の相違 (3) 想定される有毒ガスの発生において、固定源及び可動源に対し 泊の既許可では評価 ては、貯蔵量等の状況を踏まえた評価条件を設定し、運転員の吸 の項目立てをしていな 気中の有毒ガス濃度が, 有毒ガス防護のための判断基準値を下回 いことに伴う相違。 ることにより、運転員の対処能力が著しく低下しない。 記載方針の相違 1.2 追加要求事項に対する適合方針 泊のまとめ資料にお 1.2.1 有毒ガス防護 いては、当該の適合方針 女川原子力発電所の固定源及び可動源から有毒ガスが発生した を項目立てしていない 場合に、中央制御室内の運転員に対して有盡ガス防護に係る影響評 が,有毒ガスガイドに基 価を実施した。 づき有毒ガス防護に係 固定源に対しては、漏えい時の評価を実施し、運転員の対処能力 適合方針を策定してい が著しく損なわれるおそれのある有毒ガスの発生源は存在しない ることに変わりはない。 ことを確認した。 (泊は、固定源について は対象発生源なし,可動 可動源に対しては、有毒ガス防護に係る評価対象はないことを確 認した。 源については防護措置 有毒ガス防護に係る影響評価については別添に示す。 を実施する。) 2. 設置許可基準規則第34条への適合について 2.1 基本方針 1. 基本方針 記載表現の相違 2.1.1 要求事項の整理 1.1 要求事項の整理 設置許可基準規則 34 条 設置許可基準規則第34 条及び技術基準規則第46 条の要求事項 緊急時対策所について、設置許可基準規則第34条、技術基準規 の要求事項については. 則第46条、設置許可基準規則第61条並びに技術基準規則第76条 下記の表にてバックフ を第2.1.1-1 表に示す。 また、第2.1.1-1 表において、有毒ガス防護に係る追加要求事 において、追加要求事項を明確化する(表1)。 イットの有毒ガスを含 めて示していることに 項を明確化する。 違いはない。 表 1 数量許可基準提出第 34 争及び第 61 争。技術基準提出第 46 争及び第 76 争要求事項 第2.1.1-1表 設置許可基準規則第34条及び技術基準規則第46条の要求事項 政策許可基準規則 技術基準規則 設置許可基準規則第34条 技術基準規則第46条 值 去 第34条(聚急時対策例) 第 46 条(聚急時分策所 (緊急時対策所) (緊急時対策所) 工器等には、一次希却系統に保る発電用原子炉施設の損壊 工器等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊 追加要求事項 の他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊 その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊 工場等には、一次冷却系統に係 工場等には、一次冷却系統に係 変更なし ・ 助計管所を担子印制御室以外の基所に設けなければ、急助計策所を双子印制御室以外の基所に実設しなけれ の助計 る発電用原子炉施設の損壊その る発電用原子炉施設の損壊その 製造時対策所及びその近復並URIに有電ガスの発生側 2 製造時対策所及びその近榜社びに有電ガスの発生源 追加要求事項 他の異常が発生した場合に適切 他の異常が発生した場合に適切 近傍には、有意ガスが発生した場合に適切な併置をとる の近傍には、有意ガスが発生した場合に適切な併置をとる め、工場等内における有意ガスの発生を検出するための ため、工場等内における有意ガスの発生を検出するための な措置をとるため、緊急時対策 な措置をとるため、緊急時対策 佐御及び当該佐營が有害ガスの発生を給出した場合に報 佐御及び当該佐御が有害ガスの発生を輸出した場合に駆 製造ない自然製造が自体のイングルエモを出した者でした。 金沙対策所において自動的に警告するための装置その他 の適切に防護するための装御を設けなければならない。 所を原子炉制御室以外の場所に 所を原子炉制御室以外の場所に 設けなければならない。 施設しなければならない。 第2項に規定する「有毒ガスの発生原」とは、有毒 1 第46条に規定する「緊急対対策所」の機能として ガスの発生物において、指示要制の対処能力が描なわれ。 とがそれがあるものをいう。有者ガスが発生した場合) 供養員が必要な時間にわたり事在でき、原子が制御率件 とは、有量ガスが発生物対策所の指示要員に及ぼす影響 の連振技を分すり、単故状態等と正確にかつ速やから 2 緊急時対策所及びその近傍 2 緊急時対策所及びその近傍 追加要求事項 より、前不要員の対象量がか多しく低下し、安全施設 歴歴できること。また、発電所の関係委員に指示でき 安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。 並びに有毒ガスの発生源の近 並びに有毒ガスの発生源の近 安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。 て多様性を備えた適信回線にて産絡できる通信連絡設 傍には、有毒ガスが発生した 傍には、有毒ガスが発生した 備及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。 きらに、酸素濃度計を施設しなければならない

酸素濃度計は、設計基準事故時において、外気から繁急 時対策所への空気の取り込みを、一時的に停止した場合 に、事故対策のための活動に支除がない酸素濃度の範囲

にあることが正確に把握できるものであること。また、 所定の特度を保証するものであれば、常設設備、可兼型

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川 (2022/4/8 規制庁提出版)

2.1.2 追加要求事項に対する適合性

- (1) 位置、構造及び設備
- ロ 発電用原子炉施設の一般構造
- (3) その他の主要な構造
- (i) 本発電用原子炉施設は,(1)耐震構造,(2)対津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。
- a. 設計基準対象施設
- (ac) 緊急時対策所

緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な 指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく 低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。 そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。

有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に 多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等 を踏まえ固定源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の 有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏 まえ評価条件を設定する。固定源及び可動源に対しては、当該要員 の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断 基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可 動源の輸送ルートは、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果 が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施 する。

ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備

- (3) その他の主要な事項
- (vi) 緊急時対策所

緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源及び可動源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源の輸送ルートは、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう運用管理を実施する。

(2) 安全設計方針 該当なし 1.2 追加要求事項に対する適合性

- (1)位置、構造及び設備
- ロ. 発電用原子炉施設の一般構造
- (3) その他の主要な構造
- (i)本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下 の基本的方針のもとに安全設計を行う。

泊発電所3号炉

- a. 設計基準対象施設
- (ac)緊急時対策所

緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。

有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計する。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。

- ヌ、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備
- (3)その他の主要な事項
- (vi)緊急時対策所

緊急時対策所は、有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、固定源及び可動源それぞれに対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計する。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。

(2)安全設計方針 該当なし

伊方 (2019/10/15 規制庁提出版) 【伊方発電所 原子炉設置変更許可申請書 本文及び添付資料 (3 号炉完本) 令和 2 年 9 月現在 より引用】

ロ 発電用原子炉施設の一般構造

- (3)その他の主要な構造
- (i) 本発電用原子炉施設は,「(1) 耐震構造」,「(2) 耐津波構造」 に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。
- a. 設計基準対象施設
- (ac) 緊急時対策所

緊急時対策所(EL.32m)は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。

有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。

- ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備
- (3)その他の主要な事項
- (vi)緊急時対策所

緊急時対策所(EL.32m)は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。

記載表現の相違

・有毒ガス影響評価対 象を明確化したことに より相違

差異理由

設備、設計方針の相違

・有毒ガスに係る調査の結果、特定された敷地内外の固定源がないことを確認したこと、および敷地内可動源については、スクリーニング評価(有毒ガスの濃度時の防護措置を取ることによる相違。また、可動源については防護措置を取るため、輸送ルートの運用管理は実施しない。

記載表現の相違

・有毒ガス影響評価対象を明確化したことに トの相違

設備,設計方針の相違

・有毒ガスに係る調査 の結果、特定された敷地 内外の固定源がないことを確認したこと、はむ 敷地内可動源についまい ては、スクリーニング評 価(有毒ガスの濃度評価)をせず、漏洩時の防 護措置を取ることが るれ違。また、可動源に ついては防護措しない。 用管理は実施しない。 有盡ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載簡所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川(2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
(3) 適合性説明	(3)適合性説明		
(緊急時対策所)	(緊急時対策所)		
第三十四条	第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損		
2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍に	壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策		
	(3) 適合性説明 (緊急時対策所) 第三十四条	(3) 適合性説明 (3)適合性説明 (緊急時対策所) (緊急時対策所) 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損	(3) 適合性説明 (3)適合性説明 (緊急時対策所) (緊急時対策所)

は、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等

■所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。 内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装 2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、 置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において

「有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における 自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための
■有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発 設備を設けなければならない。

適合のための設計方針

第2項について

緊急時対策所は、有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処す るために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対 処能力が著しく低下しないよう, 当該要員が緊急時対策所内にとど まり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計 とする。

想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及ぼ す影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安 全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス 防護に係る影響評価を実施する。固定源及び可動源に対しては、当 該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のため の判断基準値を下回ることにより当該要員を防護できる設計とす

2.1.3 気象等 該当なし

- 2.1.4 設備等 (手順等含む)
- 10. その他発電用原子炉の附属施設
- 10.9 緊急時対策所
- 10.9.1 通常運転時等
- 10.9.1.1 概要

緊急時対策所は有毒ガスが重大事故等に対処するために必 要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力 が著しく低下しないよう, 当該要員が緊急時対策所内にとどま り、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設 計とする。

適合のための設計方針

第2項について

緊急時対策所は、有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に対処 するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員 の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内 にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことがで きる設計とする。

生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための 装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。

想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが当該要員に及 ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設 の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有 毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源に対しては、当該 要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための 判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とす る。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策に より当該要員を防護できる設計とする。

1.3 気象等

(該当なし)

10.9 緊急時対策所

10.9.1 通常運転時等

10.9.1.1 概 要

緊急時対策所は、有毒ガスが緊急時対策所の重大事故等に 対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、 当該要員の対処能力が著しく低下しないよう, 当該要員が緊 急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操 作を行うことができる設計とする。

【伊方発電所 原子炉設置変更許可申請書 本文及び添付資料(3 号炉完本) 令和2年9月現在 より引用】

10. その他発電用原子炉の附属施設

10.9 緊急時対策所

10.9.1 通常運転時等

10.9.1.1 概要

緊急時対策所 (EL.32m) は、有毒ガスが重大事故等に対 処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により, 当該要員の対処能力が著しく低下しないよう, 当該要員が 緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指 示,操作を行うことができる設計とする。

設備、設計方針の相違

有毒ガスに係る調査 の結果、特定された敷地 内外の固定源がないこ とを確認したこと、およ び敷地内可動源につい ては、スクリーニング評 価(有毒ガスの濃度評 価)をせず、漏洩時の防 護措置を取ることによ る相違。

有毒ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所) 女川(2022/4/8 規制庁提出版) 赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

10.9.1.2 設計方針

(5) 有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができる設計とする。

10.9.1.4 主要設備

(1) 緊急時対策所

緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な 指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく 低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。 そのために、有毒ガス評価ガイドを参照し、有毒ガス防護に係る影 響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有 毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の 揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏ま え、敷地内及び中央制御室等から半径 10km 以内にある敷地外の固 定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対し て有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また, 固定源及び 可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の 状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対しては、貯蔵容器全 てが損傷し、可動源に対しては、影響の最も大きい輸送容器が一基 損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気 中に放出される事象を想定し、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の 評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、 当該要員を防護できる設計とする。可動源の輸送ルートは、当該要 員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判 断基準値を下回るよう運用管理を実施する。

2.2 追加要求事項に対する適合方針

2.2.1 有毒ガス防護

女川原子力発電所の固定源及び可動源から有毒ガスが発生した 場合に、緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を 行う要員に対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施した。

固定源に対しては、漏えい時の評価を実施し、当該要員の対処能力が著しく損なわれるおそれのある有毒ガスの発生源は存在しないことを確認した。

可動源に対しては,有毒ガス防護に係る評価対象はないことを確認した。

有毒ガス防護に係る影響評価については別添に示す。

3. 技術的能力に係る審査基準への適合について

3.1 基本方針

3.1.1 要求事項の整理

技術的能力に係る審査基準の要求事項を第 3.1.1-1 表に示

10.9.1.2 設計方針

(5) 有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に 及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよ う、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な各 種の指示・操作を行うことができる設計とする。

泊発電所3号炉

10.9.1.3 主要設備

(1)緊急時対策所

緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要 な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著 しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計と する。そのために、有毒ガス評価ガイドを参照し、有毒ガス防護 に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当た っては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有 毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯 蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径 10km 以内に ある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有 毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定す る。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用 いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。固定 源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流 出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定 し、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための防 護判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計と する。可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、緊急時対策 所換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、当該要員を防 護できる設計とする。

10.9.1.2 設計方針

(5) 有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施 設の安全機能が損なわれることがない設計とする。

伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)

10.9.1.3 主要設備

(1) 緊急時対策所 (EL. 32m)

緊急時対策所(EL.32m)は、有毒ガスが重大事故等に対処する ために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対 処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることが ない設計とする。そのために、有毒ガス評価ガイドを参照し、有 毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響 評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観 点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、 換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径 10km 以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し. 特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値 を設定する。また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用い る防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。固 定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量 流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定 し、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護 のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる 設計とする。可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、緊急 時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、当該要 員を防護できる設計とする。有毒ガス防護に係る影響評価におい て、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、適切に保守点検 するとともに運用管理を実施する。

【伊方発電所 原子炉設置変更許可申請書 本文及び添付資料 (3 号炉完本) 令和2年9月現在 より引用】

・設備,設計方針の相違 有毒ガスに係る調査の 結果,特定された敷地内 外の固定源がないこと を確認したこと,および 敷地内可動源について は,スクリーニング評価 (有毒ガスの濃度評価) をせず,漏洩時の防護措 置を取ることによる相 流

差異理由

設計方針の相違

・漏洩時の防護措置を 取るため、可動源の輸送 ルートの運用管理を実 施しないことによる相 違(大飯とは相違なし)。

記載方針の相違

・泊のまとめ資料においては、当該の適合方針を項目立てしていないが、有毒ガスガイドに基づき有毒ガスガイドに基づき方針を策定していることに変わりはない。(泊は、固定源については対象発生源なし、可動源については防護措置を実施する。)

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

有毒刀×防護(第26条 原十炉制御至等、第34条 第 女川(2022/4/8 規制庁提出版)	CALL 1974 2181217	泊発電所3号炉		伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
す。	2.0				記載方針の相違
また, 第3.1.1-1 表において, 有毒ガス防護に	係る追加要求				・泊の技術的能力のま
事項を明確化する。		泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉	設置者		とめ資料では同様の記
		の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施する	ために		載はないが、要求事項を
等 9 1 1 1 世 杜崇州张 4) = [6 2 毫未甘油の再舟市高		必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資	料に記		明確化していることに
第3.1.1-1表 技術的能力に係る審査基準の要求事項 技術的能力に係る審査基準(III 要求事項の解釈 1, 0 共通事項)	備考	載の内容を引用して比較する。(枠囲い箇所)			変わりはない。
(4) 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備	5.00	(4) 手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備			Committee of the commit
【要求事項】		【要求事項】			
発電用原子炉設置者において、重大事故等に的確かつ柔軟に対処 できるよう、あらかじめ手順書を整備し、訓練を行うとともに人員		発電用原子炉設置者において、重大事故等に的確かつ柔			
を確保する等の必要な体制の適切な整備が行われているか、又は整		軟に対処できるよう、あらかじめ手順書を整備し、訓練を			
備される方針が適切に示されていること。		行うとともに人員を確保する等の必要な体制の適切な整備			
【解釈】 1 手順書の整備は、以下によること。		が行われているか、又は整備される方針が適切に示されて			
a) 発電用原子炉設置者において、全ての交流動力電源及び常設	変更なし	いること。			
直流電源系統の喪失、安全系の機器若しくは計測器類の多重故		【解釈】			
障又は複数号機の同時被災等を想定し、限られた時間の中において、発電用原子炉施設の状態の把握及び実施すべき重大事故		1手順書の整備は、以下によること。			
等対策について適切な判断を行うため、必要となる情報の種		a) 発電用原子炉設置者において、全ての交流動力電源及			
類、その入手の方法及び判断基準を整理し、まとめる方針であ		び常設直流電源系統の喪失、安全系の機器若しくは計測			
ること。 b) 発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷及び原子炉	水面かり	器類の多重故障又は複数号機の同時被災等を想定し、限			
格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準	友女/40	られた時間の中において、発電用原子炉施設の状態の把			
をあらかじめ明確化する方針であること。(ほう酸水注入系(S		握及び実施すべき重大事故等対策について適切な判断を			
LCS)、海木及び格納容器圧力逃がし装置の使用を含む。)	शंद कर ₹ ₂ 1	行うため、必要となる情報の種類、その入手の方法及び			
c) 発電用原子炉設置者において、財産(設備等)保護よりも安 全を優先する方針が適切に示されていること。	変更なし	判断基準を整理し、まとめる方針であること。			
d) 発電用原子炉設置者において、事故の進展状況に応じて具体	変更なし	b) 発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷及び			
的な重大事故等対策を実施するための、運転員用及び支援組織 用の手順書を適切に定める方針であること。なお、手順書が、		原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等			
事故の進展状況に応じていくつかの種類に分けられる場合は、 ・					
それらの構成が明確化され、かつ、各手順書相互間の移行基準		の判断基準をあらかじめ明確化する方針であること。			
を明確化する方針であること。	進売を1	(ほう酸水注入系(SLCS)、海水及び格納容器圧力逃がし 装置の使用を含む。)			
e) 発電用原子炉設置者において、具体的な重大事故等対策実施の判断基準として確認される水位、圧力及び温度等の計測可能	変更なし				
なパラメータを手順書に明記する方針であること。また、重大		c)発電用原子炉設置者において、財産(設備等)保護よ			
事故等対策実施時のパラメータ挙動予測、影響評価すべき項目		りも安全を優先する方針が適切に示されていること。			
及び監視パラメータ等を、手順書に整理する方針であること。 f) 発電用原子炉設置者において、前兆事象を確認した時点での	変更なし	d) 発電用原子炉設置者において、事故の進展状況に応じ			
事前の対応(例えば大津波警報発令時や、降下火砕物の到達が		て具体的な重大事故等対策を実施するための、運転員用			
予測されるときの原子炉停止・冷却操作)等ができる手順を整		及び支援組織用の手順書を適切に定める方針であるこ			
		と。なお、手順書が、事故の進展状況に応じていくつか			
		の種類に分けられる場合は、それらの構成が明確化さ			
		れ、かつ、各手順書相互間の移行基準を明確化する方針			
		であること。			
		e) 発電用原子炉設置者において、具体的な重大事故等対			
		策実施の判断基準として確認される水位、圧力及び温度			
		等の計測可能なパラメータを手順書に明記する方針であ			
		ること。また、重大事故等対策実施時のパラメータ挙動			
		予測、影響評価すべき項目及び監視パラメータ等を、手			
		順書に整理する方針であること。			
		f)発電用原子炉設置者において、前兆事象を確認した時			
		点での事前の対応(例えば大津波警報発令時や、降下火			
		砕物の到達が予測されるときの原子炉停止・冷却操作)等			

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

有毒ガス防護 (第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)		緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)
女川 (2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方(2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
備する方針であること。 g) 有毒ガス発生時の原子短制御室及び緊急時制御室の運転員、 緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要 員並びに重大事故等対処上特に重要な操作(常設設備と接続する屋外に設けられた可樂型重大事故等対処設備(原子炉建屋の 外から水又は電力を供給するものに限る。) の接続をいう。) を行う要員(以下「運転、対処要員」という。) の防護に関し、 次の①から③までに掲げる措置を講じることを定める方針で あること。 ①運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順を整備すること。 ②予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、原子炉制御室及び 緊急時制御室の運転員並びに緊急時対策所において重大事 故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対 応を行う者に対する防護具の着用等運用面の対策を行うこ と。 ③設置許可基準規則第62条等に規定する通信連絡設備によ り、有毒ガスの発生を原子炉制御室又は緊急時制御室の運転 員から、当該運転員以外の運転・対処要員に知らせること。	ができる手順を整備する方針であること。 g) 有毒ガス発生時の原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員、緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作(常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続をいう。)を行う要員(以下「運転・対処要員」という。)の防護に関し、次の①から③に掲げる措置を講じることが定める方針であること。 ① 運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順を整備すること。 ② 予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員並びに緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な指示を行う		
2 訓練は、以下によること。 a) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策は幅広い発電 用原子炉施設の状況に応じた対策が必要であることを踏まえ、 その教育訓練等は重大事故等時の発電用原子炉施設の挙動に 関する知識の向上を図ることのできるものとする方針である こと。 b) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策を実施する要 員の役割に応じて、定期的に知識ペースの理解向上に資する教育を行うとともに、下記3a) に規定する実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を計画する方	要員のうち初動対応を行う者に対する防護具の着用等 運用面の対策を行うこと。 ③ 設置許可基準規則第62条等に規定する通信連絡設 備により、有毒ガスの発生を原子炉制衡室又は緊急時 制御室の運転員から、当該運転員以外の運転・対処要 員に知らせること。		
針であること。 c) 発電用原子炉設置者において、普段から保守点検活動を自ら も行って部品交換等の実務経験を積むことなどにより、発電用 原子炉施設及び予備品等について熟知する方針であること。 d) 発電用原子炉設置者において、高線量下、夜間及び悪天候下 等を想定した事放時対応測練を行う方針であること。	【解釈】 2 訓練は、以下によること。 a) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策は幅広い発電用原子炉施設の状況に応じた対策が必要であることを踏まえ、その教育訓練等は重大事故等時の発電用原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図ることのできるものとする方針であること。		
	b) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策を実施する要員の役割に応じて、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育を行うとともに、下記3a) に規定する実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を計画する方針であること。 c) 発電用原子炉設置者において、普段から保守点検活動を自らも行って部品交換等の実務経験を積むことなどにより、発電用原子炉施設及び予備品等について熟知する方針であること。 d) 発電用原子炉設置者において、高線量下、夜間及び悪天候下等を想定した事故時対応訓練を行う方針であること。		
	e) 発電用原子炉設置者において、設備及び事故時用の資 機材等に関する情報並びにマニュアルが即時に利用でき るよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、及び		

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

□ 会工用等を必要性において、設定を定め出りできません。 ② 作材の形質において、成大事な等対策を関いまた。 ② 作材の影響には、日下によること。 ② 作材の影響には、日下によること。 ② 作材の影響には、日下によること。 ② 作材の影響には、日下によること。 ② 作材の影響には、中心でなどを定め、会ながなる。 ② を雇用原子が設置者において、歳大事な等対策を影響するができる。 ② を雇用原子が設置者において、歳大事な等対策を必要でした。 ② 大幅調査という、実施制理を指しよりものもかまる。 ② 大幅調査により事物の全機制度であること。 ② 大幅調査により事物の全機制度である。 ② 大幅調査により事物の全機制度である。 ② 大幅調査において、大事を実施が可かる。 ② を雇用原子が設置とは、実施しまりまた。 ② を雇用を対する。 ② を雇用のいておいて、大事を実施し得るの体制を変して、実施制理として、実施制理として、実施制理として、実施制理をしているができる。 ② を雇用をより場合とは、実施制理をできる。 ② を雇用をより場合とは、大事な等対策に多なできる。 ② を雇用をより場合とは、大事な等対策に対して技術的の声を行うまた。 ② を雇用をより場合とは、大事な事業に対して技術的の声を行うまた。 ② を雇用原子が設置といいて、実施制理をできる。 ② を雇用原子が設置といいて、実施制理をできる。 ② を雇用原子が設置といいて、実施制理をできる。 ② を雇用の主ととは、対応できる。 ② を雇用の手が設置において、実施制理を対して技術的の声を行うまた。 ② を雇用原子が設置といいて、実施制理をできる。 ② を雇用原子が設置を対して技術的の声を行うまた。 ② を雇用原子が設置をできる。 ② を雇用原子が設置をできる。 ② を雇用原子が設置をできる。 ② を雇用原子が設置をできる。 ② を雇用原子が設置をできる。 ② を雇用原子が設置をにおいて、まか事が等対策の実施がからること。 ② を雇用原子が設置をいいて、は等等点からの支持体が会から、② を定し、 ② を雇用の手が設置を行るのがである。 ② を雇用原子が設置を行るのよこと。 ② 発電用原子が設置者において、指導命系統を明確としていた。 ② 発電用原子が設置者とおいて、接入事能を対しまる。 ② 発電用原子が設置者といいて、影な事能を対する方とった。 ② 発電用原子が設置者といいて、非常命を影像とつる。 ② 発電用原子が設置者といいて、表が事を対したる。 ② 発電用原子が設置者といいて、企りの実施を対する方と。 ② 発電機原子が設置者といいて、適定工務等の内外の制理をした。 ② 発電機原子が設置者といいて、適定工務等の内外の制理をした。 ② 発電機原子が設置者といいて、適定工務等の内外の制理をした。 ② 発電機原子が設置者といいて、適定工務等の内外の制理をした。 ② 発電機原子が設置者といいて、適定工務等の内外の制理をした。 ② 発電機原子が設置者といいて、適定工務等の内外の制理をした。 ② と、機能の変化を対していいて、、一定事が対しまる。 ② と、一定事が対しまる。 ② と、一定を表しまる。 ② と、一定事が対しまる。 ②	規制庁提出版) 差異理由	3号炉 伊方		毒ガス防護(第 26 条 原子炉制御室等、第 34 条 緊 女川(2022/4/8 規制庁提出版)
の ※原用原子や設置所というの様との様のが砂皮の様に含むとせた。効 場所が正大・地域を対している状態の変更が必要が出るとで責任を強い、			【解釈】	に関する情報並びにマニュアルが即時に利用できるよう、普段 から保守点検活動等を通じて準備し、及びそれらを用いた事故
放示発生した場合においても対応できる方針であること。		の役割分担及び責任者な 対策を実施し得る体制を	する実施組織及びその支援組 どを定め、効果的な重大事が 整備する方針であること。 b) 実施組織とは、運転員等に	 a) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する方針であること。 b) 実施組織とは、運転員等により構成される重大事故等対策を実施する組織をいう。
ことと 日 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策の実施 ま要なし 安全の場所を予しいます。 子のでは、実施組織及び支援組織を設置 本のでおり、それぞれ責任者を配置する方針であること。 安全ので、に関する写像において、上海の全球とので、実施などので、実施などので、実施などので、実施などので、実施などので、実施などので、実施などので、また、指揮者等が欠けた場合に備え、順位を定めて、使要なし カーカーの場面を発展する方針であること。 おのまの実施を開かるのなどの実施を受けて、大変な対策の実施 変更なし 安全ので、東京市の場合とないで、大事ないの大学なが支援の 安全ので、また、情報を等が欠けた場合に高え、順位を定めて、変更なし 安全ので、また、電子事なの大学なが支援の表が支援の表が、変更なし 安全ので、また、電子事が中のの関係で、変更なし 安全ので、また、は一般を受ける方針であること。 おの表別原子が設置をはおいて、工場等外部からの支援体制を変更な 南側及び支援組織の機能と支援組織内に設置される各班 の機能が明確になっており、それぞれ責任者を配置する 方針であること。 おの表別を表しまれて、土場等外部からの支援体制を変更な 「発電用原子炉設置者において、指揮命令系統を明確化 する方針であること。 おの表別であること。 おの表別を定めて代理者を明確化する方針であること。 おの表別を定めて代理者を明確化する方針であること。 おの表別を定めて代理者を明確化する方針であること。 おの表別を変更が使いて、変更なし おの表別を変更が表していて、適宜工場等の内外の組織へ通 報及び連絡を行い、広く情報提供を行う体制を整える方 はおのよりに表しまして、大きなの内外の組織へ通 報及び連絡を行い、広く情報提供を行う体制を整える方 はおのよりに表しまして、表しましまして、表しましまして、表しましまして、表しましましまして、表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま		ても対応できる方針であ 対して技術的助言を行う 大事故等対策に専念でき	で)実施組織は、工場等内の全 重大事故が発生した場合にお ること。 変更なし d) 支援組織として、実施組織 技術支援組織及び実施組織が る環境を整える運営支援組織	故が発生した場合においても対応できる方針であること。 d) 支援組織として、実施組織に対して技術的助言を行う技術支 援組織及び実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整 える運営支援組織等を設ける方針であること。 e) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策の実施が必要 な状況においては、実施組織及び支援組織を設置する方針であ ること。また、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、夜間及び 休日を含めて必要な要員が招集されるよう定期的に連絡訓練
する方針であること。また、指揮者等が欠けた場合に備え、順位を定めて代理者を明確化する方針であること。 h) 発電用原子炉設置者において、上記の実施体制が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する方針であること。 i) 支援組織は、発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、適宜工場等の内外の組織へ通報及び連絡を行い、広く情報提供を行う体制を整える方針であること。		組織及び支援組織を設置 らかじめ定めた連絡体制 て必要な要員が招集され することにより円滑な要 こと。 重大事故等対策の実施 組織内に設置される各班 れぞれ責任者を配置する	変更なし e) 発電用原子炉設置者においが必要な状況においては、まする方針であること。また、に基づき、夜間及び休日を含るよう定期的に連絡訓練をま員招集を可能とする方針であf) 発電用原子炉設置者におい組織及び支援組織の機能と支の機能が明確になっており、方針であること。	ること。 f) 発電用原子炉設置者において、重大事故等対策の実施組織及び支援組織の機能と支援組織内に設置される各所の機能が明確になっており、それぞれ責任者を配置する方針であること。 g) 発電用原子炉設置者において、指揮命合系統を明確化する方針であること。また、指揮者等が欠けた場合に備え、順位を定めて代理者を明確化する力針であること。 h) 発電用原子炉設置者において、上記の実施体制が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する方針であること。 i) 支援組織は、発電用原子炉施設の状態及び重大事故等対策の実施状況について、適宜工場等の内外の組織へ通罪及び連絡を行い、広く情報提供を行う体制を整える方針であること。 j) 発電用原子炉設置者において、工場等外部からの支援体制を
が必要となる場合に備えて、適切な対応を検討できる体制を整備する方針であること。 1) 運転・対処要員の防護に関し、次の①及び②に掲げる措置を 追加要求事項		軍者等が欠けた場合に備 化する方針であること。 上記の実施体制が実効 備等を整備する方針であ 役の状態及び重大事故等 工場等の内外の組織へ通 共を行う体制を整える方 工場等外部からの支援 ・重大事故等の中長期的 て、適切な対応を検討で	する方針であること。また、 え、順位を定めて代理者を明 h)発電用原子炉設置者におい 的に活動するための施設及ひ ること。 i)支援組織は、発電用原子炉 対策の実施状況について、通 報及び連絡を行い、広く情報 針であること。 j)発電用原子炉設置者におい 体制を構築する方針であるこ k)発電用原子炉設置者におい な対応が必要となる場合に備	が必要となる場合に備えて、適切な対応を検討できる体制を整備する方針であること。 1) 運転、対処要員の防護に関し、次の①及び②に掲げる措置を講じることを定める方針であること。 ① 運転・対処要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための体制を整備すること。 ② 予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、原子炉制御室及

有毒ガス防護 (第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川(2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所 3 号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
3.1.2 追加要求事項に対する適合性	防護のための判断基準値以下とするための体制を整備すること。 ② 予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員並びに緊急時対策所において重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者に対する防護具の配備等を行うこと。		
ハ 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果		【伊方発電所 原子炉設置変更許可申請書 本文及び添付資料(3号炉完本)令和2年9月現在 より引用】	記載表現の相違(以下, 差異理由を省略) ・泊の発電所災害対策
(a-7) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員及び重大事故等対策要員(運転員を除く。)の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順を整備する。固定源及び可動源に対しては、運転員及び重大事故等対策要員(運転員を除く。)の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。	(g) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員及び発電所災害対策要員(運転員を除く。)の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順を整備する。敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「固定源」という。)に対しては、運転員及び発電所災害対策要員(運転員を除く。)の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「可動源」という。)に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員及び発電所災害対策要員(運転員を除く。)のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるようにする。	(a-7) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員及び発電所災害対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。固定源に対しては、運転員及び発電所災害対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員及び発電所災害対策本部要員のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるようにする。	要員は、3号炉運転員、 災害対策本部要員等、発電所にて原子力災害対応を行う要員の総称であり、有毒ガス発生時の防護の対象者については差異なし。記載方針の相違・泊は固定源及び可動源の読み替えを本項にて記載。 設計方針の相違・女川は調査の結果、敷地内可動源がないが、泊は敷地内可動源に対し
予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び重大事故等 対策要員(運転員を除く。)のうち初動対応を行う要員が防護 具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操 作を行うことができるよう手順を整備する。有毒ガスの発生 による異常を検知した場合、発電課長等に連絡し、発電課長 等は連絡責任者を経由して通信連絡設備により、有毒ガスの 発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。	予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び発電所災害対策要員(運転員を除く。)のうち初動対応を行う要員が防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順を整備する。有毒ガスの発生による異常を検知した場合、発電課長(当直)に連絡し、運転員は通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。	予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び発電所 災害対策本部要員のうち初動対応を行う要員に対して配 備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な 各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を 整備する。有毒ガスの発生による異常を検知した場合、 当直長に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガ スの発生を必要な要員に周知するための手順を整備す る。	て評価によらず防護措置を取ることとしたことによる相違。(伊方とは相違なし)
(c-12) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員及び重大事故等対策要員 (運転員を除く。)の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護 のための判断基準値以下とするための体制を整備する。固定	(1) 有毒ガス発生時に,事故対策に必要な各種の指示,操作を 行うことができるよう,運転員及び発電所災害対策要員(運 転員を除く。)の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のため の判断基準値以下とするための体制を整備する。固定源に対	(a-7) 有毒ガス発生時に,事故対策に必要な各種の指示,操作 を行うことができるよう,運転員及び発電所災害対策本 部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための 判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。固	・泊は運転員が通信連 絡設備により発電所内 の要員に周知する。(伊 方と同様)

有盡ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載簡所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川(2022/4/8 規制庁提出版)

源及び可動源に対しては、運転員及び重大事故等対策要員 (運転員を除く。) の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護 のための判断基準値を下回るようにする。

予期せぬ有毒ガスの発生においても、 運転員及び重大事故 等対策要員(運転員を除く。)のうち初動対応を行う要員に対 して防護具を配備することにより、 事故対策に必要な各種 の指示・操作を行うことができるよう体制を整備する。

5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必 要な技術的能力

- 5.1 重大事故等対策
- 5.1.4 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備
- (1) 手順書の整備
 - g. 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作 を行うことができるよう、運転員及び重大事故等対策要員 (運転員を除く。) の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防 護のための判断基準値以下とするための手順を整備する。 敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを 発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「固定源」と いう。)及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管さ れている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物 質(以下「可動源」という。)に対しては、運転員及び重大 事故等対策要員(運転員を除く。)の吸気中の有毒ガス濃度 を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。

予期せぬ有毒ガスの発生においても, 運転員及び重大事 故等対策要員(運転員を除く。)のうち初動対応を行う要員 が防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の 指示・操作を行うことができるよう手順を整備する。

有毒ガスの発生による異常を検知した場合、発電課長等 に連絡し、発電課長等は連絡責任者を経由して通信連絡設 備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知 する手順を整備する。

泊発電所3号炉

しては、運転員及び発電所災害対策要員(運転員を除く。)の 吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を 下回るようにする。可動源に対しては、換気空調設備の隔離 等により、運転員及び発電所災害対策要員(運転員を除く。) のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が 事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう にする。

予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び発電所災害 対策要員(運転員を除く。) のうち初動対応を行う要員に対し て防護具を配備することにより、事故対策に必要な各種の指 示、操作を行うことができるよう体制を整備する。

- (4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備
- a. 手順書の整備

きるようにする。

(g) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を 行うことができるよう、運転員及び発電所災害対策要員(運 転員を除く。) の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のため の判断基準値以下とするための手順を整備する。

敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生 させるおそれのある有毒化学物質(以下「固定源」という。) に対しては、運転員及び発電所災害対策要員(運転員を除 く。) の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基 準値を下回るようにする。敷地内において輸送手段の輸送容 器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒 化学物質(以下「可動源」という。) に対しては、換気空調設 備の隔離等により、運転員及び発電所災害対策要員(運転員 を除く。) のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行 う要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことがで

予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び発電所災害 対策要員(運転員を除く。)のうち初動対応を行う要員が防護 具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操 作を行うことができるよう手順を整備する。

有毒ガスの発生による異常を検知した場合、発電課長(当 直) に連絡し、運転員は通信連絡設備により、有毒ガスの発 生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。

伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)

定源に対しては、運転員及び発電所災害対策本部要員の 吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準 値を下回るようにする。 可動源に対しては、換気空調設 備の隔離等により、運転員及び発電所災害対策本部要員 のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要 員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことがで きるようにする。

予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び発電所 災害対策本部要員のうち初動対応を行う要員に対して配 備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な 各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を 整備する。有毒ガスの発生による異常を検知した場合、 当直長に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガ スの発生を必要な要員に周知するための手順を整備す

【伊方発電所 原子炉設置変更許可申請書 本文及び添付資料(3 号炉完本) 令和2年9月現在 より引用】

設計方針の相違

・女川は調査の結果, 敷 地内可動源がないが、泊 は敷地内可動源に対し て評価によらず防護措 置を取ることとした(伊 方とは相違なし)

差異理由

記載表現の相違

・泊は、初動対応におい て重大事故等に対処す るために必要な指示を 行う要員として, 夜間・ 休日において発電所近 傍に常駐する災害対策 本部要員を防護対象者 としている。(伊方と同

設計方針の相違

・女川は調査の結果, 敷 地内可動源がないが、泊 は敷地内可動源に対し て評価によらず防護措 置を取ることとしたこ とによる相違。(伊方と は相違なし)

有盡ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)

青字:記載簡所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川(2022/4/8 規制庁提出版)

(3) 体制の整備

1. 有毒ガス発生時に,事故対策に必要な各種の指示・操作を 行うことができるよう, 運転員及び重大事故等対策要員 (運転員を除く。) の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防 護のための判断基準値以下とするための体制を整備する。 固定源及び可動源に対しては、運転員及び重大事故等対策 要員(運転員を除く。)の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス 防護のための判断基準値を下回るようにする。

予期せぬ有毒ガスの発生においても, 運転員及び重大事故 等対策要員(運転員を除く。)のうち初動対応を行う要員に 対して防護具を配備することにより, 事故対策に必要な各 種の指示・操作を行うことができるよう体制を整備する。

3.2 追加要求事項に対する適合方針

3.2.1 手順及び体制の整備

予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため自給式呼吸器の配備 着用の手順及び体制を整備し、自給式呼吸器の補給に係るバック アップ体制を整備する。また、有毒ガスの確認時の通信連絡設備 の手順についても整備する。

手順及び体制については別添に示す。

4. 別添

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作 を行う地点の有毒ガス防護について

c. 体制の整備

1) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行 うことができるよう, 運転員及び発電所災害対策要員(運転 員を除く。)の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための 判断基準値以下とするための体制を整備する。固定源に対し ては、運転員及び発電所災害対策要員(運転員を除く。)の吸 気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下 回るようにする。可動源に対しては、換気空調設備の隔離等 により、運転員及び発電所災害対策要員(運転員を除く。)の うち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が事 故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるように する。予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び発電 所災害対策要員(運転員を除く。)のうち初動対応を行う要員 に対して防護具を配備することにより, 事故対策に必要な各 種の指示、操作を行うことができるよう体制を整備する。

泊発電所3号炉

運用の相違

・ 泊は運転員が 通信連 絡設備により発電所内 の要員に周知する。(伊 方と同様)

差異理由

設計方針の相違

・女川は調査の結果, 敷 地内可動源がないが,泊 は敷地内可動源に対し て評価によらず防護措 置を取ることとした(伊 方の方針とは相違な し。) 伊方は技術的能力 に係る審査基準の改正 前の記載のため, 手順と 体制の整備をまとめて いる。

記載表現の相違

・泊は、初動対応におい て重大事故等に対処す るために必要な指示を 行う要員として, 夜間・ 休日において発電所近 傍に常駐する災害対策 本部要員を防護対象者 としている。(伊方と同

記載方針の相違

泊のまとめ資料では、 同様の項目を立ててい ないが、予期せず発生す る有毒ガスに対応する ため,および敷地内可動 源から発生する有毒ガ スに対応する手順と体 制を整備することとし ている。

・泊は26条や34条のま とめ資料中において、有 毒ガス補足説明資料を 紐づけているため、本記 載はない。

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

有毒ガス防護 (第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)

有毎ルへ防護(第 20 米 原丁炉耐弾主等、第 34 米 楽ぶ时刈泉別) 女川(2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉		伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
目 次	目 次		目 次	
1. 評価概要	1. 評価概要	P. 1	1. 評価概要 1	
2. 有毒ガス防護に係る妥当性確認の流れ	2. 有毒ガス防護に係る妥当性確認の流れ	P. 2	2. 有毒ガス防護に係る妥当性確認の流れ2	
3. 評価に当たって行う事項	3. 評価に当たって行う事項	P. 3	3. 評価に当たって行う事項 3	
3.1 固定源及び可動源の調査	3.1 固定源及び可動源の調査	P. 3	3.1 固定源及び可動源の調査 3	
3.1.1 敷地内固定源	3.1.1 敷地内固定源	P. 5	3.1.1 敷地内固定源 5	
3.1.2 敷地内可動源	3.1.2 敷地内可動源	P. 7	3.1.2 敷地内可動源 14	
3.1.3 敷地外固定源	3.1.3 敷地外固定源	P. 10	3.1.3 敷地外固定源 17	
3.2 有毒ガス防護判断基準値の設定	3.2 有毒ガス防護判断基準値の設定	P. 11	3.2 有毒ガス防護判断基準値の設定 20	
4. 対象発生源特定のためのスクリーニング評価	4. 対象発生源特定のためのスクリーニング評価	P. 16	4. 対象発生源特定のためのスクリーニング評価 26	設計方針の相違
4.1 スクリーニング評価対象物質の設定(種類,貯蔵量及び距離)			4.1 スクリーニング評価対象物質の設定(種類、貯蔵量及び距離)26	・調査の結果, 敷地内外
4.2 有毒ガスの発生事象の想定				の特定された固定源が
4.3 有毒ガスの放出の評価			4.2 有毒ガスの発生事象の想定 26	ないことを確認したこ
4.4 大気拡散及び濃度の評価			4.3 有毒ガスの放出の評価 27	とから, スクリーニング
4.4.1 原子炉制御室等外評価点			4.4 大気拡散及び濃度の評価 28	評価は実施していない。
4.4.2 原子炉制御室等外評価点での濃度評価			4.4.1 原子炉制御室等外評価点28	
4.4.3 運転・対処要員の吸気中の濃度評価			4.4.2 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度評価 28	
4.4.3.1 敷地外固定源			4.4.3 運転・対処要員の吸気中の濃度評価29	
			4.4.3.1 敷地内固定源及び敷地外固定源 30	
			4.4.3.2 敷地内可動源 40	項目番号の相違
4.5 対象発生源の特定	4.1 対象発生源の特定	P. 17	4.5 対象発生源の特定 40	
5. 有毒ガス防護に対する妥当性の判断	5. 有毒ガス防護に対する妥当性の判断	P. 17	5. 有毒ガス防護に対する妥当性の判断41	
5.1 対象発生源がある場合の対策	5.1 対象発生源がある場合の対策	P. 17	5.1 対象発生源がある場合の対策 41	設計方針の相違
	5.1.1 スクリーニング評価結果を踏まえて行う対策	P. 17	5.1.1 スクリーニング評価結果を踏まえて行う対策 41	・敷地内可動源に対し
	5.1.1.1 敷地内可動源に対する対策	P. 17	5.1.1.1 敷地内可動源に対する対策41	てはスクリーニング評
5.2 予期せず発生する有毒ガスに関する対策	5.2 予期せず発生する有毒ガスに関する対策	P. 20	5.2 予期せず発生する有毒ガスに関する対策 44	価をせず対策をとるこ
5.2.1 防護具等の配備等	5.2.1 防護具等の配備等	P. 20	5.2.1 防護具等の配備等 44	とによる相違(女川は敷
5.2.2 通信連絡設備による伝達	5.2.2 通信連絡設備による伝達	P. 21	5.2.2 通信連絡設備による伝達 46	地内可動源がない)
5.2.3 敷地外からの連絡	5.2.3 敷地外からの連絡	P. 21	5.2.3 敷地外からの連絡 46	
6. まとめ	6. まとめ	P. 22	6. まとめ 47	
			<u> </u>	

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由
設備の相違

別紙1 ガイドに対する適合性説明資料

別紙2 調査対象とする有毒化学物質について

別紙3 敷地外固定源の特定に係る調査対象法令の選定について

別紙4-1 固定源と可動源について

別紙4-2 固体あるいは揮発性が乏しい液体の取り扱いについて

別紙4-3 有毒ガス防護に係る影響評価における高圧ガス容器に貯蔵 された液化石油ガス(プロパンガス)の取り扱いについて

別紙4-4 圧縮ガスの取り扱いについて

別紙4-5 有毒ガス防護に係る影響評価における建屋内有毒化学物質 の取り扱いについて

別紙4-6 密閉空間で人体影響を考慮すべきものの取り扱いについて

別紙4-7-1 女川原子力発電所の固定源整理表

別紙4-7-2 女川原子力発電所の可動源整理表

別紙4-8 調査対象外とした有毒化学物質について

別紙5 他の有毒化学物質等との反応により発生する有毒ガスの考慮 について

別紙6 重要操作地点の選定フロー

別紙7 有毒ガス防護に係る影響評価に使用する女川原子力発電所敷 地内において観測した気象データについて

別紙8-1 選定した解析モデル(ガウスプルームモデル)の適用性に ついて

別紙9-1 予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施体制及び手順

別紙11 1号炉廃棄物処理建屋から2号炉制御建屋への硫化水素の流

別紙10 有毒ガス防護に係る規則等への適合性について

別紙12 スクリーニング評価に用いる相対濃度について

別紙9-2 バックアップの供給体制について

出事象について

別紙8-2 原子炉施設周辺の建屋影響による拡散の影響について

別紙1 ガイドに対する適合性説明資料

別紙2 調査対象とする有毒化学物質について

別紙3 敷地外固定源の特定に係る調査対象法令の選定について

泊発電所3号炉

別紙4-1 固定源と可動源について

別紙4-2 固体あるいは揮発性が乏しい液体の取り扱いについて

別紙4-3 有毒ガス評価に係る高圧ガス容器 (ボンベ) に貯蔵された 液化石油ガス (プロパンガス) の取り扱いについて

別紙4-4 圧縮ガスの取り扱いについて

別紙4-5 有毒ガス評価に係る建屋内有毒化学物質の取り扱いについ

別紙4-6 密閉空間で人体影響を考慮すべきものの取り扱いについて

別紙4-7-1 泊発電所の固定源整理表

別紙4-7-2 泊発電所の可動源整理表

別紙4-8 調査対象外とした有毒化学物質について

別紙5 他の有毒化学物質等との反応により発生する有毒ガスの考慮 について

別紙 6-1 敷地内可動源に対する有毒ガスの発生の検出のための実施 体制及び手順

別紙6-2 敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る実施体制及び手順

別紙 6-3 敷地内可動源に対する有毒化学物質の処理等の措置に係る 実施体制及び手順

別紙7-1 予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施体制及び手順

別紙7-2 バックアップの供給体制について

別紙8 有毒ガス防護に係る規則等への適合性について

別紙1 ガイドに対する適合性説明資料

別紙2 調査対象とする有毒化学物質について

別紙3 敷地外固定源の特定に係る調査対象法令の選定について

伊方(2019/10/15 規制庁提出版)

別紙4-1 固定源と可動源について

別紙4-2 固体あるいは揮発性が乏しい液体の取り扱いについて

別紙4-3 有毒ガス評価に係る高圧ガス容器(ボンベ)に貯蔵され た液化石油ガス(プロパンガス)の取り扱いについて

別紙4-4 圧縮ガスの取り扱いについて

別紙4-5 有毒ガス評価に係る建屋内有毒化学物質の取り扱いについて

別紙 4-6 密閉空間で人体影響を考慮すべきものの取り扱いについて

別紙4-7-1 伊方発電所の固定源整理表

別紙4-7-2 伊方発電所の可動源整理表

別紙4-8 調査対象外とした有毒化学物質について

別紙4-9 化学除染で使用する薬液の取り扱いについて

別紙 5 他の有毒化学物質等との反応により発生する有毒ガスの考慮 について

別紙6 重要操作地点の選定フロー

別紙7 受動的に機能を発揮する設備について

別紙8 有毒化学物質の物性値について

別紙9 有毒ガス影響評価に使用する気象条件について

別紙 10-1 選定した解析モデル (ガウスプルームモデル) の適用性 の別紙 7 は作成しない。 について 設備の相違

別紙10-2 原子炉施設周辺の建屋影響による拡散の影響について

別紙 11-1 敷地内可動源に対する有毒ガスの発生の検出のための実 施体制及び手順

別紙 11-2 敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る実施体制及び手

別紙 11-3 敷地内可動源に対する有毒化学物質の処理等の措置に係る実施体制及び手順

別紙12-1 予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施体制及び手順

別紙 12-2 予期せず発生する有毒ガス防護に係るバックアップの供給 な制について

・泊では廃止措置に伴 う化学除染を実施して いないため、伊方の別紙 4-9 は作成しない。

記載表現の相違

プラント名称の相違

設備の相違

・泊は敷地内外固定源 調査結果(スクリーニング評価対象なし)により,重要操作地点における評価は不要である。また,有毒ガス拡散評価は実施しないこと,および特定された可動源に対しては、スクリーニング評価を実施せずに防護措置を講じるため,女川の別紙6~8-2は作成しない。

設備の相違

・泊は特定された敷地 内固定源がないため、受 動的に機能を発揮する 設備として期待する設 備はないことから、伊方 の別紙7は作成しない。 設備の相違

・女川の別紙11は女川 原子力発電所における トラブルに関連した資 料であり、同様の事象が 発生しない泊では作成 しない。

設備の相違

・泊は敷地内外固定源 調査結果(スクリーニン グ評価対象なし)および 敷地内可動源に対して は対策を講じるため,拡 散評価は実施しないこ とから,女川の別紙12 は作成しない。

青字:記載簡所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川(2022/4/8 規制庁提出版)

1. 評価概要

女川原子力発電所の敷地内外において貯蔵施設に保管されている 有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「固定源」 という。) 及び敷地内において輸送手段(タンクローリ等) の輸送容 器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物 質(以下「可動源」という。)から有毒ガスが発生した場合に、中央 制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う 地点(以下「重要操作地点」という。)にとどまり対処する要員(以 下「運転・対処要員」という。) に対する影響評価を実施した。

スクリーニング評価の結果、女川原子力発電所の敷地内外の固定 源及び敷地内可動源には、運転・対処要員の対処能力が著しく損な われるおそれのある有毒ガスの発生源は存在しないことを確認し た。また、その他予期せず発生する有毒ガスに対応するための対策 を実施することとした。評価結果の詳細は後述のとおりである。

本評価では、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」(平成29年4月 原子力規制委員会)(以下「ガイド」という。)における「有毒ガ ス」1及び「有毒ガス防護判断基準値」2の定義を考慮し、国際化学物 質安全性カード等の文献で、人に対する悪影響として吸入による急 性毒性が示されている化学物質を有毒化学物質として取り扱うもの とする。また、その際は、中枢神経等への影響を考慮する。

なお、本評価では、危険物火災(大型航空機衝突に伴う火災を含 む)により発生する有毒ガスは評価対象外とする。

- 1 「気体状の有毒化学物質(国際化学安全性カード等において、人 に対する悪影響が示されている物質) 及び有毒化学物質のエアロゾ ルー
- 2 「技術基準規則解釈第38条13、第46条2及び第53条3等 に規定する「有毒ガス防護のための判断基準値」であって、有毒ガ スの急性ばく露に関し、中枢神経等への影響を考慮し、運転・対処 要員の対処能力(情報を収集発信する能力、判断する能力、操作す る能力等)に支障を来さないと想定される濃度限度値をいう。」

泊発電所3号炉

1. 評価概要

泊発電所の敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガ スを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「固定源」とい う。) 及び敷地内において輸送手段(タンクローリ等) の輸送容器 に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物 質(以下「可動源」という。)から有毒ガスが発生した場合に、3 号炉の中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要 な操作を行う地点(以下「重要操作地点」という。)にとどまり対 処する要員(以下「運転・対処要員」という。)に対する影響評価 を実施した。

調査の結果、泊発電所の敷地内外の固定源には、運転・対処要 員の対処能力が著しく損なわれるおそれのある有毒ガスの発生源 は存在しないことを確認した。また、泊発電所の敷地内可動源に 対しては、スクリーニング評価を行わず防護措置を実施すること とし、その他予期せず発生する有毒ガスに対応するための対策を 実施することとした。評価結果の詳細は後述のとおりである。

本評価では、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」(平成29年4 月 原子力規制委員会) における「有毒ガス」 1及び「有毒ガス防護 判断基準値」2の定義を考慮し、国際化学物質安全性カード等の文 献で、人に対する悪影響として吸入による急性毒性が示されてい る化学物質を有盡化学物質として取り扱うものとする。また、そ の際は、中枢神経等への影響を考慮する。

なお、本評価では、危険物火災(大型航空機衝突に伴う火災を含 む)により発生する有毒ガスは評価対象外とする。

- 「気体状の有毒化学物質(国際化学安全性カード等において、人に 対する悪影響が示されている物質) 及び有毒化学物質のエアロゾ
- 2「技術基準規則解釈第38条13,第46条2及び第53条3等に 規定する「有毒ガス防護のための判断基準値」であって、有毒ガス の急性ばく露に関し、中枢神経等への影響を考慮し、運転・対処要 員の対処能力(情報を収集発信する能力、判断する能力、操作する 能力等)に支障を来さないと想定される濃度限度値をいう。」

1. 評価概要

伊方発電所の敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒 ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「固定源」と いう。) 及び敷地内において輸送手段(タンクローリー等)の輸送 容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化 学物質(以下「可動源」という。)から有毒ガスが発生した場合 に、3号炉の中央制御室、緊急時対策所(EL.32m)、及び重大事故 等対処上特に重要な操作を行う地点(以下「重要操作地点」とい う。) にとどまり対処する要員(以下「運転・対処要員」とい う。) に対する影響評価を実施した。

伊方(2019/10/15 規制庁提出版)

スクリーニング評価の結果、伊方発電所の敷地内外の固定源に は、運転・対処要員の対処能力が著しく損なわれるおそれのある 有毒ガスの発生源は存在しないことを確認した。また、伊方発電 所の敷地内可動源に対しては、スクリーニング評価を行わず防護 措置を実施することとし、その他予期せず発生する有毒ガスに対 応するための対策を実施することとした。評価結果の詳細は後述 のとおりである。

本評価では、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」(平成29年 4月 原子力規制委員会) における「有毒ガス」 及び「有毒ガス 防護判断基準値」2の定義を考慮し、国際化学物質安全性カード 等の文献で、人に対する悪影響として吸入による急性毒性が示さ れている化学物質を有毒化学物質として取り扱うものとする。ま た、その際は、中枢神経等への影響を考慮する。

なお、本評価では、危険物火災(大型航空機衝突に伴う火災を 含む)により発生する毒性ガスは評価対象外とする。

- 1 「気体状の有毒化学物質(国際化学安全性カード等において、人 に対する悪影響が示されている物質) 及び有毒化学物質のエアロ
- 2 「技術基準規則解釈第38条13、第46条2及び53条3等に 規定する「有毒ガス防護のための判断基準値」であって、有毒ガ スの急性ばく露に関し、中枢神経等への影響を考慮し、運転・対 処要員の対処能力(情報を発信する能力、判断する能力、操作す る能力等)に支障を来さないと想定される濃度限度値をいう。」

プラント名称の相違

差異理由

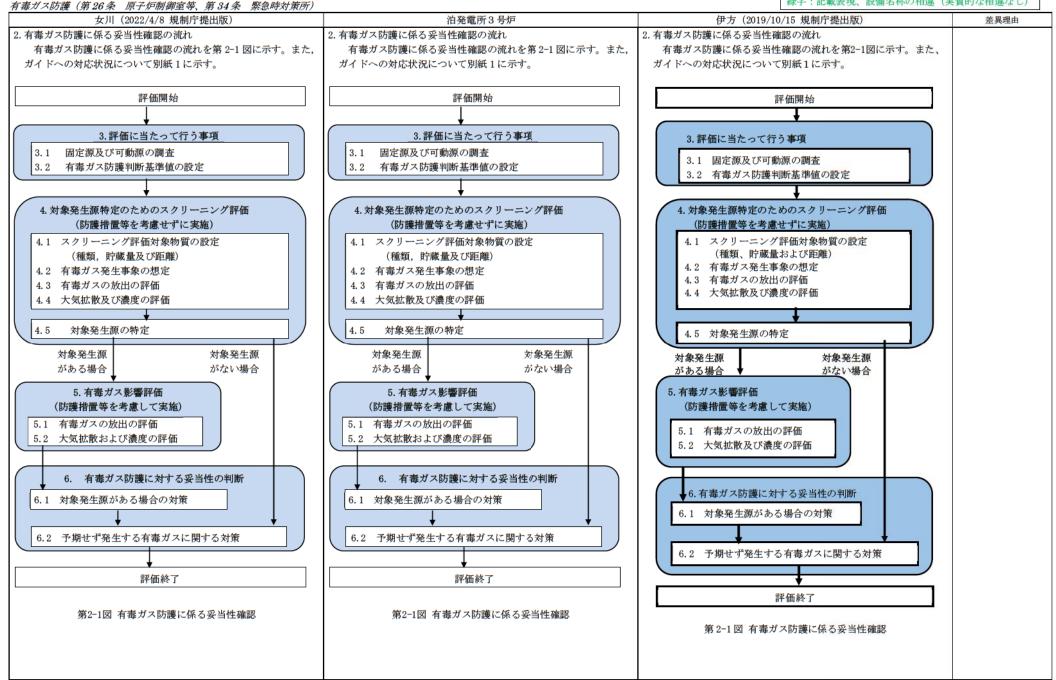
記載表現の相違

・泊は3号機の申請で あることを明記。

設備の相違

- ・調査の結果、特定され た敷地内外の固定源が ないことを確認したこ とから、スクリーニング 評価は実施していない。 設計方針の相違
- ・敷地内可動源につい ては、スクリーニング評 価をせず、漏洩時の防護 措置を取る方針とした。 (伊方とは相違なし) 記載表現の相違

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



有盡ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載簡所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川(2022/4/8 規制庁提出版)

3. 評価に当たって行う事項

3.1 固定源及び可動源の調査

女川原子力発電所の敷地内外の有毒化学物質の調査に当たっ ては、第3.1-1 図及び第3.1-2 図のフローに従い、調査対象と する敷地内固定源、可動源及び敷地外固定源を特定した。

敷地内の有毒化学物質の調査対象の特定に当たっては、別紙2 に示すとおり対象となる有毒化学物質を選定し、該当するもの を整理したうえで、生活用品及び潤滑油やセメント固化の廃棄 物のように製品性状により運転・対処要員の対処能力に影響を 与える観点で考慮不要と考えられるものについては類型化して 整理し、有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵方法等から大気中 に多量に放出されるおそれがあるか、又は、性状により悪影響 を与える可能性があるかを確認した。

敷地外固定源の特定に当たっては、地方公共団体の定める地 域防災計画に基づく調査を行った。さらに、別紙3に示す検討 を踏まえ、法令に基づく届出情報の開示請求により敷地外の貯 蔵施設に貯蔵された有毒化学物質を調査対象とした。

泊発電所3号炉

3.1 固定源及び可動源の調査

3. 評価に当たって行う事項

泊発電所の敷地内の有毒化学物質の調査にあたっては、第 3.1-1図及び第3.1-2図のフローに従い、調査対象とする敷地内 固定源及び可動源を特定した。

敷地内の有毒化学物質の調査対象の特定にあたっては、別紙2 に示すとおり対象となる有毒化学物質を選定し、該当するもの を整理したうえで、生活用品及び潤滑油やアスファルトおよび セメント固化の廃棄物のように製品性状により運転・対処要員 の対処能力に影響を与える観点で考慮不要と考えられるものに ついては類型化して整理し、有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯 蔵方法等から大気中に多量に放出されるおそれがあるか、また は、性状により悪影響を与える可能性があるかを確認した。

敷地外固定源の特定にあたっては、地方公共団体の定める地 域防災計画に基づく調査を行った。さらに、別紙3に示す検討を 踏まえ、法令に基づく届出情報の開示請求により敷地外の貯蔵 施設に貯蔵された有毒化学物質を調査対象とした。

3. 評価に当たって行う事項

3.1 固定源及び可動源の調査

伊方発電所の敷地内の有毒化学物質の調査にあたっては、第 3.1-1図及び第3.1-2図のフローに従い、調査対象とする敷地内 固定源及び可動源を特定した。

伊方(2019/10/15 規制庁提出版)

敷地内の有毒化学物質の調査対象の特定にあたっては、別紙 2に示すとおり対象となる有毒化学物質を選定し、該当するも のを整理したうえで、生活用品及び潤滑油やアスファルト固化 の廃棄物のように製品性状により運転員の対処能力に影響を与 える観点で考慮不要と考えられるものについては類型化して整 理し、有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵方法等から大気中に 多量に放出されるおそれがあるか、または、性状により悪影響 を与える可能性があるかを確認した。

敷地外固定源の特定にあたっては、地方公共団体の定める地 域防災計画に基づく調査を行った。さらに、別紙3に示す検討 を踏まえ、法令に基づく届出情報の開示請求により敷地外の貯 蔵施設に貯蔵された有毒化学物質を調査対象とした。

プラント名称の相違

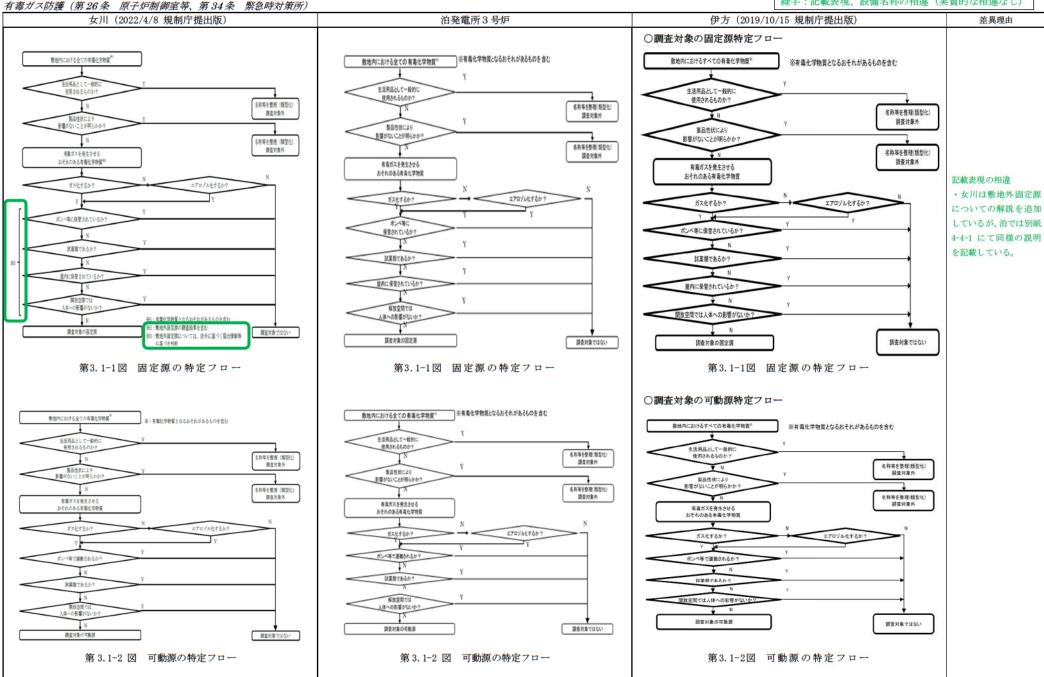
差異理由

設備の相違

· 放射性液体廃棄物固 化設備の相違

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



有盡ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所) 女川 (2022/4/8 規制庁提出版)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載簡所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

3.1.1 敷地内固定源

国際化学物質安全性カード等を基に有毒化学物質を特定し、 敷地内の全ての有毒化学物質を含む可能性のあるものを整理し た。そして、生活用品のように日常に存在しているものや、セ メント固化の廃棄物のように製品性状等により運転・対処要員 の対処能力に影響を与える観点で考慮不要と考えられるものに ついては、調査対象外とし、解説-4の考え方を参考に、第3.1-1 図及び第3.1.1-1 表のとおり整理し、有毒化学物質の性状、 貯蔵量、貯蔵方法等から大気中に多量に放出されるおそれがあ るか、又は、性状として密閉空間にて人体に悪影響があるもの かを確認した。

敷地内固定源の調査の結果、スクリーニング評価を必要とす る敷地内固定源はないことを確認した。

なお、確認に当たっては、別紙5 に示すとおり設備の配置、 堰の有無等を考慮し、有毒化学物質が貯蔵施設から流出した際 に、他の有毒化学物質等と反応して発生する有毒ガスについて も考慮した。

また、重要操作地点については、別紙6 に示すフローに従 い、選定した。

3.1.1 敷地内固定源

国際化学物質安全性カード等を基に有毒化学物質を特定 し、敷地内の全ての有毒化学物質を含む可能性のあるものを 整理した。そして、生活用品のように日常に存在しているも のや、アスファルトおよびセメント固化の廃棄物のように製 品性状等により運転・対処要員の対処能力に影響を与える観 点で考慮不要と考えられるものについては、調査対象外と し、解説-4の考え方を参考に、第3.1-1図及び第3.1.1-1表の とおり整理し、有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵方法等か ら大気中に多量に放出されるおそれがあるか、または、性状 として密閉空間にて人体に悪影響があるものかを確認した。

泊発電所3号炉

敷地内固定源の調査の結果、スクリーニング評価を必要と する敷地内固定源はないことを確認した。

なお、確認に当たっては、別紙5に示すとおり設備の配置、 堰の有無等を考慮し、有毒化学物質が貯蔵施設から流出した 際に、他の有毒化学物質等と反応して発生する有毒ガスにつ いても考慮した。

3.1.1 敷地内固定源

国際化学物質安全性カード等を基に有毒化学物質を特定 し、敷地内の全ての有毒化学物質を含む可能性のあるものを 整理した。そして、生活用品のように日常に存在しているも のや、アスファルト固化の廃棄物のように製品性状により運 転員の対処能力に影響を与える観点で考慮不要と考えられる ものについては、調査対象外とし、解説-4の考え方を参考 に、第3.1-1図及び第3.1.1-1表のとおり整理し、有毒化学物 質の性状、貯蔵量、貯蔵方法等から大気中に多量に放出され るおそれがあるか、または、性状として密閉空間にて人体に 悪影響があるものかを確認した。

伊方(2019/10/15 規制庁提出版)

敷地内固定源の調査結果を第3.1.1-2表に示す。また、敷地 内固定源と中央制御室及び緊急時対策所(EL, 32m)の外気取入 口並びに重要操作地点の位置関係を第3.1.1-3表から第3.1.1-5表及び第3.1.1-1図から第3.1.1-4図に示す。

なお、評価にあたっては、別紙5に示すとおり設備の配 置、堰の有無等を考慮し、有毒化学物質が貯蔵施設から流出 した際に、他の有毒化学物質等と反応して発生する有毒ガス についても考慮した。

また、重要操作地点については、別紙6に示すフローに従 い、評価地点を選定した。

設備の相違

放射性液体廃棄物固 化設備の相違

差異理由

設計方針の相違

泊はスクリーニング 評価対象の敷地内外固 定源がなく、敷地内可動 源については, スクリー ニング評価を実施せず 防護措置を講じる。この ため、スクリーニング評 価条件である重要操作 地点の選定は不要であ

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

有毒ガン		条 原子炉制御室等、第34条 9	緊急時対策所)							緑字:記載表現、	設備名称の相違(美	を負的(4相連なし)
		川(2022/4/8 規制庁提出版)				泊発電所3号炉				(2019/10/15 規制庁提出版)		差異理由
		1-1 表 調査対象外とする考え		l		1-1 表 調査対象外とする考え		l		1-1表 調査対象外とする考え		設備の相違
	グループ	理由	物質の例 ^{※1}		グループ	理由	物質の例 ^{※1} アンモニア、	<u> </u>	グループ	理由	物質の例※1	・保有する薬品の相違。 本表で例示している
	調査対象	調査対象として,貯蔵量,発生源と 評価点の位置関係,受動的に機能を 発揮する設備の有無など必要な情報 を整理する。	対象なし		調査対象	調査対象として, 貯蔵量, 発生源と 評価点の位置関係, 受動的に機能を 発揮する設備の有無など必要な情報 を整理する。	塩酸, ヒドラジン		調査対象	調査対象として、貯蔵量、発生源 と評価点の位置関係、受動的に機 能を発揮する設備の有無など必要 な情報を整理する。	ヒドラジン、メタノ	物質について、泊と女川 の違いは以下の通り。 ・調査対象として特定
	固体あるい は揮発性が 乏しい液体 であること ボンベ等に 保管された	別紙4-2のとおり、揮発性がないことから、有毒ガスとしての影響を考慮しなくてもよいため、調査対象外とする。 別紙4-3,4のとおり、容器は高圧ガス保安法等に基づいて設計されてお	硫酸,水酸化ナトリウム, 低濃度薬品等		固体あるい は揮発性が 乏しい液体 であること ボンベ等に 保管された	別紙4-2のとおり、揮発性がないことから、有毒ガスとしての影響を考慮しなくてもよいため、調査対象外とする。 別紙4-3,4のとおり、容器は高圧ガス保安法等に基づいて設計されてお	ウム, 低濃度 薬品等 プロパン, ブ		揮発性が乏し い液体である こと ボンベ等に保	別紙4-2のとおり、揮発性がないことから、有毒ガスとしての影響を考慮しなくてもよいため、調査対象外とする。 別紙4-3,4のとおり、容器は高圧ガス保安法に基づいて設計さ	ウム、低濃度薬品等 プロパン、ブタン、	されたアンモニアとも ドラジンは、女川では他 用していない。泊ではこれらの薬品について、2 次系配管の腐食を抑制 するためのpH 調整や
調本	有毒化学物質	り,少量漏えいが想定されることから,調査対象外とする。	ソプタン,二 酸化炭素等	調本	有毒化学物質	り、少量漏えいが想定されることか ら、調査対象外とする。	炭素等	調本	化学物質	れており、少量漏えいが想定されることから、調査対象外とする。		系統水中に含まれる質素を除去するために用
調査対象外※2	献薬類	少量であり、使用場所も限られることから、防護対象者に対する影響はなく、調査対象外とする。	分析用薬品	調査対象外※2	試薬類	少量であり、使用場所も限られることから、防護対象者に対する影響はなく、調査対象外とする。	分析用薬品	調査対象外 ※2	献薬類	少量であり、使用場所も限られる ことから、防護対象者に対する影響はなく、調査対象外とする。		いている。 ・調査対象外とした報質について、女川は廃済
	建屋内保管 される薬品 タンク	別紙4-5のとおり、屋外に多量に放 出されないことから、調査対象外と する。	屋内のタンク		建屋内保管 される薬品 タンク	別紙4-5のとおり、屋外に多量に放 出されないことから、調査対象外と する。	屋内のタンク			別紙4-5のとおり屋外に多量に 放出されないことから、調査対象 外とする。	100 (100 (100 (100 (100 (100 (100 (100	のpH 調整等の用途 硫酸を使用しているが 泊では使用していない
	密閉空間で 人体に影響 を与える性 状	別紙4-6のとおり、評価地点との関係が密閉空間でないことから調査対象外と整理する	六フッ化硫黄		密閉空間で 人体に影響 を与える性 状	別紙4-6のとおり、評価地点との関係が密閉空間でないことから調査対象外と整理する。	六フッ化硫黄			別紙4-6のとおり、評価地点と の関係が密閉空間でないことから 調査対象外と整理する		・ここで例示した物質 の泊における用途は 下の通り。 ●水酸化ナトリウム
※ 2	************************************								イオン交換樹脂の再生剤			
												記載表現の相違・有毒ガスガイドの制記の違い

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

有毒ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)

女川(2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)							差異理由			
		第3.1.1-2表 敷地内固定源の調査結果										
				有毒化学	_	貯蔵量	貯蔵		Ħ	E.	その	
		系統	設備名称	種類	濃度	(m ³)	方法	有無	堰面積	廃液処理権 の有無	他鄉	
					(%)				(m ²)			
		1/2号炉	塩酸受入	塩酸	25	۰	タン クに	-fir	25 ^{®2}	有 / 整液中和	無	
		純水装置	タンク	温酸	35	8	貯蔵	11	25***	(廃液中和槽)	***	
			アンモニ				タン			187		
			アンモニ ア原液タ	アンモニ	25	8. 5				0.000		
		3号炉	ンク	ア			貯蔵	<i>t</i>	29 ^{®2}	有 (排水ピッ	無	
		薬注装置	ヒドラジ	ヒドラシ	,		タン	11	29	(9F水 ロッ ト)	786	
			ン原液タ		38. 4	8	クに			* 2		
		0.17.15	ンク				貯蔵		_			
		3号炉	ドメタノー				タン					
			ル貯槽	1	50	13		有	41 ⁸⁶²	無	無	
		理装置	77711				貯蔵					
		※1:電池	原、人的	操作等を	必要	とせす	*に、	有毒	ガス系	生の抑制	等の効	
			が見込める									
						除いた	場合	、堰	面積に	各々16%	减、	
		219	%減、299	%減とな	:る。							
		第3.1.1	1-3表 中	中制御	室外	気取入	ロン	#by Hatip	内固定	源との位	置関係	
		7,001 211	設備名				Ě (m)	_	度差(r		方位※1	
		垃	証酸受入タ				90	- 3000	22.2	100000000000000000000000000000000000000	NE	
		アン	モニア原	液タンク	7	5	0		22.0	S	SW	
		ヒド	ラジン原	液タンク	7	5	0		22.0	S	SW	
		>	タノーバ	レ貯槽		13	30		22.3		S	
		※ 1:3	発生源かり	ら評価点	を見	た方位	Ľ	el ^a		d)		
		第3.1.1				EL. 321	m) 外	気取	入口と	敷地内固	定源と	
			0)	位置関係	系							
			設備	名称		距離	雅(m)	高	度差(n) 着目方	位※1	
			塩酸受入	タンク			200	- 1	22. 3	NN		
		アン	ノモニアル	原液タン	ク	2	240	8:	22. 1	w		
		と	ドラジン』	原液タン	ク	2	40		22. 1	W		
			メタノー	ル貯槽		2	220		22. 4	WS	W	
											- 3	

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

有毒ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)

女川 (2022/4/8 規制庁提出版) 泊発電所3号炉 伊方 (2019/10/15 規制庁提出版) 差異理由 第3.1.1-5表 重要操作地点と敷地内固定源との位置関係 評価点 距離(m) 高度差(m) 着目方位*1 設備名称 塩酸受入タンク 0.1 NE アンモニア原液タンク 130 0.3 WSW ポンプ車接続口 (西側) ヒドラジン原液タンク 130 0.3 WSW メタノール貯槽 0.0 SW 塩酸受入タンク 330 0.1 ENE ポンプ車接続口 アンモニア原液タンク 70 0.1 SSE (東側) ヒドラジン原液タンク 70 0.1 SSE メタノール貯槽 160 0.2 SSE 塩酸受入タンク 190 22.3 ENE アンモニア原液タンク 150 22.1 SW 電源車接続口 (西側) ヒドラジン原液タンク SW 150 22.1 メタノール貯槽 200 22.4 SSW 塩酸受入タンク 340 0.1 ENE アンモニア原液タンク 0.1 SSE 電源車接続口 (東側) ヒドラジン原液タンク 50 0.1 SSE メタノール貯槽 SSE 130 0.2 塩酸受入タンク 260 22.2 E 22.0 SSW アンモニア原液タンク 電源車接続口 (南側) ヒドラジン原液タンク 130 22.0 SSW メタノール貯槽 S 200 22.3 ※1:発生源から評価点を見た方位

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

有毒ガス防護(第 26 条 原子炉制御室等、第 34 条 緊急時対策所)		減子:記載表現、設備名称の相違 (3	と負いな作歴(よし)
女川(2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
有毒ガス防護 (第26条 原子炉制御室等、第34条 聚急時対策所) 安川 (2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉		

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

K防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所) 女川(2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理目
211 . (See al. 1) 2 / years 11 4 Westers 1821	I Pel Zel Pell Z I → 19 /7	D 24 (more) and Mainth & Seriel Section 1864	And A Artist
		(************************************	
		第3.1.1-3図 重要操作地点と敷地内固定源との位置関係(1/6)	
		(重要操作地点 全体)	
		第3.1.1-3図 重要操作地点と敷地内固定源との位置関係(2/6)	
		(ポンプ車接続口(西側))	
		枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので	
		公開することはできません。	

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

有毒ガス防護(第 26 条 原子炉制御室等、第 34 条 緊急時対策所)		緑字:記載表現、設備名称の相違(生	冥質的な相違なし)
女川(2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
		 	
		 	
		 	
		第3.1.1-3図 重要操作地点と地内固定源との位置関係(3/6)	
		(ポンプ車接続口(東側))	
		After a second of mile the label of the labe	
		第3.1.1-3図 重要操作地点と敷地内固定源との位置関係(4/6)	
		(電源車接続口(西側))	
		枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので	
		beganning automorphism and control and an automorphism and automorphis	
		公開することはできません。	
			I

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

有毒ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)	(表所) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違)		
女川 (2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
		(電源車接続口(東側))	
		第3.1.1-3図 重要操作地点と地内固定源との位置関係(6/6)	
		(電源車接続口(南側))	
		10 60 0 10 0	
		枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので	
		公開することはできません。	

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

有毒ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)		減子:記載表現、設備名称の相違 (美質的な相違なし)
女川(2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
		第3. 1. 1-4-1図 平面図	man & Profest PT
		第3.1.1-4-2図 A-A断面(西南西) 第3.1.1-4-3図 B-B断面(南北) 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので 公開することはできません。	

有盡ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川 (2022/4/8 規制庁提出版) 3.1.2 敷地内可動源

国際化学物質安全性カード等を基に有毒化学物質を特定し、敷地内の全ての有毒化学物質を含む可能性のあるものを整理した。そして、生活用品のように日常に存在しているものや、セメント固化の廃棄物のように製品性状等により運転・対処要員の対処能力に影響を与える観点で考慮不要と考えられるものについては、調査対象外とし、解説-4の考え方を参考に、第3.1-2 図及び第3.1.1-1 表のとおり整理し、有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵方法等から大気中に多量に放出されるおそれがあるか、又は、性状として密閉空間にて人体に悪影響があるものかを確認した。

敷地内可動源の調査の結果、スクリーニング評価を必要とする敷地内可動源はないことを確認した。

3.1.2 敷地内可動源

国際化学物質安全性カード等を基に有毒化学物質を特定し、敷地内の全ての有毒化学物質を含む可能性のあるものを整理した。そして、生活用品のように日常に存在しているものや、アスファルトおよびセメント固化の廃棄物のように製品性状等により運転・対処要員の対処能力に影響を与える観点で考慮不要と考えられるものについては、調査対象外とし、解説-4の考え方を参考に、第3.1-2図及び第3.1.1-1表のとおり整理し、有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵方法等から大気中に多量に放出されるおそれがあるか、または、性状として密閉空間にて人体に悪影響があるものかを確認した。

泊発電所3号炉

敷地内可動源を抽出した結果を第3.1.2-1表に示す。また, 敷地内可動源の輸送ルートと中央制御室等の外気取入口の位 置関係を第3.1.2-2表から第3.1.2-3表及び第3.1.2-1図に示 す。評価点からの距離は,評価点から最も近い輸送ルートま での距離を調査した。

第 3. 1. 2-1 表 敷地内可動源の調査結果 (1/2)

37 O. 1. D. 1 S			
有毒化学物質		輸送先※1	
17 47 17 17 17	設備名称	場所	貯蔵量 (㎡)
塩酸	3 -塩酸貯槽	復水脱塩設備	35
アンモニア	3 - アンモニ ア 原 液タンク	薬液注入装置	10
ヒドラジン	3 ーヒドラジ ン <mark>原</mark> 液タンク	薬液注入装置	12

※1:輸送先については、代表例を記載

3.1.2 敷地内可動源

国際化学物質安全性カード等をもとに有毒化学物質を特定し、敷地内の全ての有毒化学物質を含む可能性のあるものを整理した。そして、生活用品のように日常に存在しているものや、アスファルト固化の廃棄物のように製品性状等により運転員の対処能力に影響を与える観点で考慮不要と考えられるものについては、調査対象外とし、解説—4の考え方を参考に、第3.1-2図及び第3.1.1-1表のとおり整理し、有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵方法等から大気中に多量に放出されるおそれがあるか、または、性状として密閉空間にて人体に悪影響があるものかを確認した。

伊方(2019/10/15 規制庁提出版)

敷地内可動源を抽出した結果を第3.1.2-1表に示す。また、 敷地内可動源の輸送ルートと中央制御室等の外気取入口の位 置関係を第3.1.2-2表から第3.1.2-3表及び第3.1.2-1図に示 す。評価点からの距離は、評価点から最も近い輸送ルートま での距離を調査した。

Man and the second seco

第3.1.2-1表 敷地内可動源の調査結果(1/2)			
大書ル学編 節	輸送先 ^{※1}		
有毒化学物質	設備名称	場所	貯蔵量(m³)
塩酸	塩酸貯槽	3号炉復水脱塩装置	40
アンモニア	アンモニア原 液タンク	3号炉薬注装置	8. 5
ヒドラジン	ヒドラジン原 液タンク	3号炉薬注装置	8
メタノール	メタノール貯 槽	3号炉ETA含有排水 生物処理装置	13

※1: 輸送先については、代表例を記載

設備の相違

放射性液体廃棄物固 化設備の相違

差異理由

設備の相違

・女川は調査の結果、敷 地内可動源はなかった が、泊については敷地内 可動源が抽出された。以 降の敷地内可動源につ いての記載は、伊方と比 較する。

設備の相違

・敷地内を運搬する有 毒化学物質の相違 有毒化学物質

塩酸

アンモニア

ヒドラジン

有毒化学物質

塩酸

アンモニア

ヒドラジン

有盡化学物質

塩酸

アンモニア

ヒドラジン

有毒ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所) 女川 (2022/4/8 規制庁提出版)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.2.0 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 泊発電所3号炉 伊方(2019/10/15 規制庁提出版) 差異理由 第3.1.2-1表 敷地内可動源の調査結果 (2/2) 第3.1.2-1表 敷地内可動源の調査結果(2/2) 設備の相違 濃度 質量換算 質量換算 最大 荷姿 備考 | 有毒化学物質 | 輸送量 (m³) | 濃度 (%) 荷姿 備考 敷地内を運搬する有 輸送量(m3) (t) (%) (t) 毒化学物質の相違 タンク タンク 塩酸 9 35 11 ローリー 8.3 ローリ 35 9.8 タンク アンモニア 8.5 25 8 ローリー タンク タンク 11 10.0 ローリ ヒドラジン 8 38.4 ローリー タンク タンク メタノール 11 50 10 ローリー ローリ 10 3210.3第3.1.2-2表 3号炉中央制御室外気取入口と敷地内可動源との位 第3.1.2-2表 3号炉中央制御室外気取入口と敷地内可動源との位置 置関係 着目方位**1 距離(m) 高度差(m) 着目方位※1 有毒化学物質 距離 (m) 高度差(m) 塩酸 アンモニア 45 13 WSW 60 22.0 SSW ヒドラジン メタノール ※1:輸送ルートのうち最近接点から評価点を見た方位 ※1:輸送ルートのうち最近接点から評価点を見た方位 第3.1.2-3表 緊急時対策所外気取入口と敷地内可動源との位置関係 第3.1.2-3表 緊急時対策所(EL.32m) 外気取入口と敷地内可動 源との位置関係 設備名称の相違 着目方位※1 距離(m) 高度差(m) 着目方位**1 有毒化学物質 距離(m) 高度差(m) 塩酸 122 29 NNE アンモニア 60 22. 3 S ヒドラジン メタノール ※1:輸送ルートのうち最近接点から評価点を見た方位 ※1:輸送ルートのうち最近接点から評価点を見た方位 ※2:輸送ルートと緊急時対策所外気取入口の最近接点は茶津構内 入構トンネル内となるが、敷地内可動源からの有毒ガス影響 設備の相違 を考慮し、屋外の最近接点の距離等を記載している。 輸送ルートと緊急時 対策所外気取入口との 最近接点は茶津構内入

> 構トンネル内となるが、 有毒ガス影響を考慮し, 屋外における最近接点 を記載したことによる

相違。

有毒ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川(2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
	第3.1.2-1図 中央制御室等と敷地内可動源の輸送ルートとの位置関係 「防護上の観点又は機密に係る事項を含むため、 公開できません。	第3.1.2-1図 中央制御室等と敷地内可動源の輸送ルートとの位置 関係 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので 公開することはできません。	設備の相違・発電所構内における可動源輸送等の外側御室関係の相違

青字:記載簡所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川 (2022/4/8 規制庁提出版)

3.1.3 敷地外固定源

女川原子力発電所における敷地外固定源の特定に当たって は、地方公共団体の定める地域防災計画を確認する他、法令 に基づく届出情報の開示請求により敷地外の貯蔵施設に貯蔵 された化学物質を調査し、貯蔵が確認された化学物質の性状 から有毒ガスの発生が考えられるものを敷地外固定源とし

調査対象とする法令は、化学物質の規制に係る法律のう ち、化学物質の貯蔵量等に係る届出義務のある以下の法律と した。(別紙3参照)

- 毒物及び劇物取締法
- 消防法
- 高圧ガス保安法
- ガス事業法

調査結果から得られた化学物質を、「3.1.1 敷地内固定源」 の考え方を基に整理し、流出時に多量に放出されるおそれが あるかを確認した。

女川原子力発電所における敷地外固定源の調査では、地域 防災計画及び上記の法令に基づく届出情報から、敷地外固定 源を抽出している。

これらのうち、地域防災計画から抽出された敷地外固定源 は、消防法に基づく届出情報から抽出された敷地外固定源に 包絡されることを確認している。

また、消防法、高圧ガス保安法及びガス事業法に基づく届 出情報から抽出された敷地外固定源は,届出情報等から,い ずれもボンベ等に保管されていることを確認している。毒物 及び劇物取締法からは敷地外固定源は抽出されなかった。

以上の調査結果を踏まえ、届出情報から抽出された敷地外 固定源のうち、有毒ガス防護判断基準値が最も小さいアンモ ニア (300ppm) については、大気中に放出された場合に中央 制御室の運転員及び緊急時対策所の要員に及ぼす影響が大き いことを考慮して、有毒ガス防護に係る影響評価の観点から スクリーニング評価を実施することとした。(詳細は別紙4-7-1 を参照)

敷地外固定源を抽出した結果を第3.1.3-1 表に示す。ま た、各評価点と敷地外固定源との位置関係を第3.1.3-2表、 第3.1.3-1 図及び第3.1.3-2 図に示す。

なお、中央制御室から半径10km 以内及び近傍には、多量の 有毒化学物質を保有する化学工場はないことを確認してい る。

3.1.3 敷地外固定源

泊発電所における敷地外固定源の特定に当たっては、地方 公共団体の定める地域防災計画を確認する他、法令に基づく 届出情報の開示請求により敷地外の貯蔵施設に貯蔵された化 学物質を調査し、貯蔵が確認された化学物質の性状から有毒 ガスの発生が考えられるものがなく、特定された敷地外固定 源がないことを確認した。敷地外固定源の詳細は、別紙4-7-1 に示す。

泊発電所3号炉

調査対象とする法令は、化学物質の規制に係る法律のう ち、化学物質の貯蔵量等に係る届出義務のある以下の法律と した。(別紙3参照)

- 毒物及び劇物取締法
- 消防法
- ・高圧ガス保安法

調査結果から得られた化学物質を,「3.1.1 敷地内固定源」 の考え方を基に整理し、流出時に多量に放出されるおそれがあ るかを確認した。

泊発電所における敷地外固定源の調査では、地域防災計画及 び上記の法令に基づく届出情報から、敷地外固定源を抽出して いる。

また、消防法に基づく届出情報から抽出された敷地外固定源 は、届出情報等からいずれもボンベ等に保管されていると判断 している。高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法からは敷地外 固定源は抽出されなかった。

なお、中央制御室から半径10km以内及び近傍には、多量の 有毒化学物質を保有する化学工場はないことを確認してい る。

3.1.3 敷地外固定源

伊方発電所における敷地外固定源の特定に当たっては、地 方公共団体の定める地域防災計画を確認する他、法令に基づ く届出情報の開示請求により敷地外の貯蔵施設に貯蔵された 化学物質を調査し、貯蔵が確認された化学物質の性状から有 毒ガスの発生が考えられるものを敷地外固定源とした。

伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)

調査対象とする法令は、化学物質の規制に係る法律のう ち、化学物質の貯蔵量等に係る届出義務のある以下の法律と した。(別紙3参照)

- 毒物及び劇物取締法
- 消防法
- 高圧ガス保安法

3.1.3-1図に示す。

る。

調査結果から得られた化学物質を、「3.1.1敷地内固定源」 の考えを基に整理し、流出時に多量に放出されるおそれがあ るかを確認した。

敷地外固定源を抽出した結果を第3.1.3-1表に示す。また、

伊方発電所と敷地外固定源との位置関係を第3.1.3-2表及び第

なお、中央制御室から半径10km以内及び近傍には、多量の

有毒化学物質を保有する化学工場はないことを確認してい

立地条件の相違

調査の結果、特定され た敷地外固定源がない ことによる相違。

差異理由

立地条件の相違

泊発電所周辺には都 市ガスが供給されてい ないことから、ガス事業 法を調査対象としてい ない。

立地条件の相違

- ・調査の結果, 地域防災 計画に基づく届出情報 と消防法に基づく届出 情報から抽出された固 定源が、泊では異なるこ とによる相違。
- ボンベ等に保管され ていることが確認でき た届出情報の相違。泊で はボンベ等に保管され ていることが届出情報 からは確認できなかっ た例があるため、高圧ガ ス保安法の規定により. いずれもボンベ保管で あると判断している(別 紙 4-7-1-26 にて補足し ている)

立地条件の相違

・調査の結果、特定され た敷地外固定源がない ことによる相違。

有毒ガス防護比較表-35

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

立地条件の相違 ・調査の結果、特定され た敷地外固定源がない ことによる相違。以下同

女川 (2022/4/8 規制庁提出版) 第3 1 3-1表 動地外国定順の調査結果

	350.	1.0 140	75,7	四十四	INE INVO	HANT THE VA			
関連法令	敷地外固定源中	届出種類®2	施設数	薬品 濃度 (wt%)	合計 貯蔵量 (kg)	貯蔵 方法	堰	標高 ⁶³ (n)	その他等
	アンモニア①	第1種製造		_ 86	1500 ³⁶⁶	容器**7	_ 51	1.5	_355
高圧ガス	アンモニア②	第1種製造		_ 1015	1500 ⁸⁸⁶	容器*7	_ 01	1.4	- 95
保安法	アンモニア③	第2種製造	4	- ibis	200°6	容器*7	_ 25	9. 0	-95
	アンモニア④	第2種製造		95	200°6	容器**7	_ 01	2.6	95

※1:敷地外固定源の詳細は、別紙4-7-1 に示す

※2: 高圧ガス保安法に基づく届出

※3:参考値。スクリーニング評価においては、評価点との高低差 を考慮せず地上放出として取り扱う

※4:電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生の抑制等の 効果が見込める設備(例えば、堰内のフ ロート等)

※5:届出情報の開示請求を行ったが情報が得られなかったため "一"と記載。薬品濃度については、スク

リーニング評価における評価の保守性の観点から濃度100%と して取り扱う

※6:届出情報を考慮した推定値。届出情報からは冷媒の充填量は 把握できないため、第1 種製造は、業種や冷媒種類を考慮し て使用が想定される冷凍冷蔵機器の冷媒充填量の上限値であ る1500kg を採用。

第2 種製造は、第2 種製造の届出の冷媒充填量の上限値 (200kg) を採用

※7: 高圧ガス保安法に基づく容器

第3.1.3-2表 各評価点と敷地外固定源との位置関係

評価点	敷地外固定源	合計貯蔵量 (kg)	距離 ^{※1} (m)	高低差 ^{章2} (m)	評価点から 発生源を見た方位
	アンモニア①	1500	6300	-	NW
中央制御室	アンモニア②	1500	6700	-	NW
中央副御至	アンモニア③	200	2400	-	ESE
	アンモニア①	200	6400	-	NNW
	アンモニア①	1500	5900	-	NNW
緊急時対策所	アンモニア②	1500	6300	-	NW
	アンモニア③	200	3000	_	ESE
	アンモニア①	200	6000	-	NNW

※1:100m未満切り捨て

※2:スクリーニング評価においては、評価点との高低差を考慮せ

ず地上放出として取り扱う

伊方	(2019)	/10/15	規制庁提出版)
Mr.o. 1	0.1+	with title 6	田井海の御土は田

関連法令	有毒 化学物質 ^{※1}	施設数	薬品 濃度 (wt%)	合計 貯蔵量 (kg)	最短 距離 (m)	貯蔵方法	堰	その他 ^{※3}
消防法	塩酸	1	36 ^{**2}	1. 38E+4	9,200	タンクに 貯蔵	有	無**2
高圧ガス 保安法	アンモニア	2	100 ^{₩2}	4. 7E+3 ^{₩2}	8,500	冷媒	- 1	無**2

※1:敷地外固定源の詳細は、別紙4-7-1に示す

※2:事業所の業種等を考慮して推定

※3:電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生の抑制等の 効果が見込める設備 (例えば、堰内のフロート等)

第3.1.3-2表 伊方発電所と敷地外固定源との位置関係

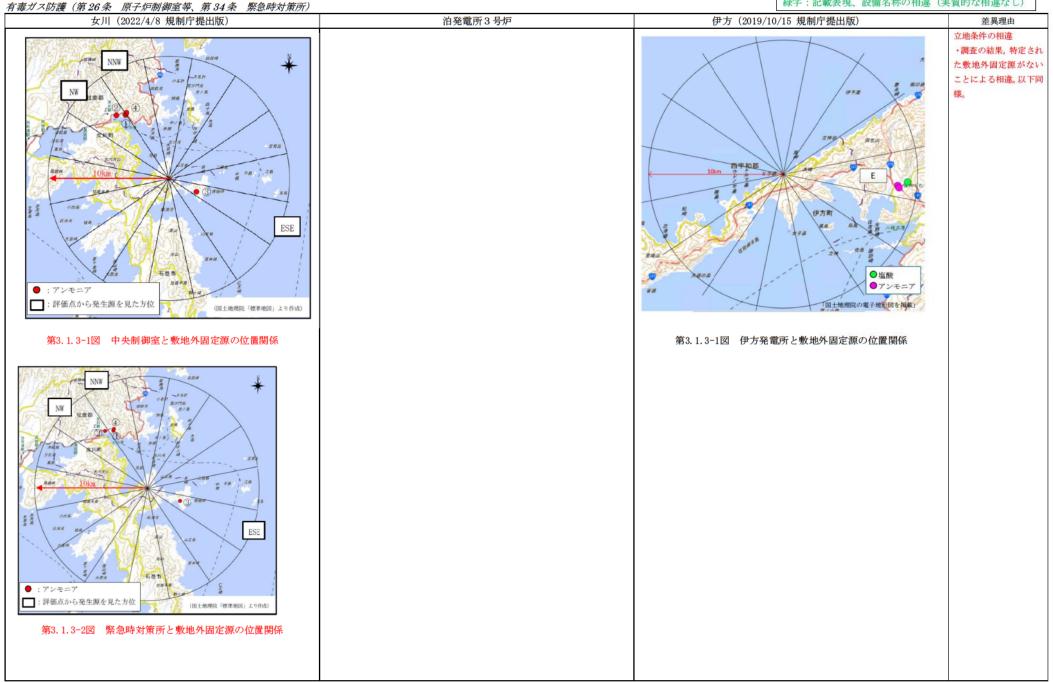
評価点	有毒化学物質	着目方位**1	距離 ^{※2} (m)
	塩酸	w	9, 200
伊方発電所	アンモニア	w	8, 500

※1:発電所中央を中心として方位を設定

※2:すべての評価点(中央制御室等)から最も近い距離を保守的 に設定した距離であり、敷地外固定源の評価の際には共通条 件として使用

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

女川(2022/4/8 規制庁提出版)

3.2 有毒ガス防護判断基準値の設定

固定源として考慮すべき有毒化学物質であるアンモニアにつ いて、有毒ガス防護判断基準値を設定した。有毒ガス防護判断 基準値を第3.2-1 表に示す。

有毒ガス防護判断基準値は、第3.2-1 図に示す考え方に基づ き設定した。固定源又は敷地内可動源の有毒ガス防護判断基準 値の設定に関する考え方を第3.2-2表に示す。

第3.2-1表 有毒ガス防護判断基準値

71.	11.4	
有毒化学物質	有毒ガス防護判断基準値	設定根拠
アンモニア	300ppm	IDLH値

有毒化学物質 IDLH値がある 有毒ガス防護判断基準値 中枢神経に対する影響がある IDLH値 IDLH値の設定根拠として、 中枢神経に対する影響を考慮 IDLH値 したデータを用いている 最大許容濃度がある 最大許容濃度

第3.2-1図 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方

個別に設定

No

文献等を基に設定

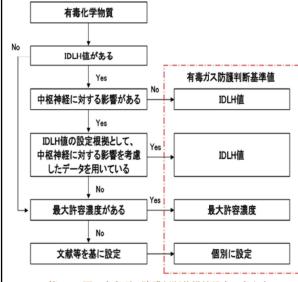
泊発電所3号炉 3.2 有毒ガス防護判断基準値の設定

敷地内可動源として考慮すべき有毒化学物質である塩酸、ア ンモニア, ヒドラジンについて, 有毒ガス防護判断基準値を設 定した。有毒ガス防護判断基準値を第3.2-1表に示す。

有毒ガス防護判断基準値は、第3.2-1図に示す考え方に基づき 設定した。敷地内可動源の有毒ガス防護判断基準値の設定に関 する考え方を第3.2-2表に示す。

第3.2-1表 有毒ガス防護判断基準値

有毒化学物質	有毒ガス防護判断基準値	設定根拠
塩酸	50ppm	IDLH値
アンモニア	300ppm	IDLH値
ヒドラジン	10ррт	・有害性評価書・許容濃度の提案理由



第3.2-1図 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方

3.2 有毒ガス防護判断基準値の設定

固定源又は敷地内可動源として考慮すべき有毒化学物質であ る塩酸、アンモニア、ヒドラジン及びメタノールについて、有 毒ガス防護判断基準値を設定した。有毒ガス防護判断基準値を 第3.2-1表に示す。

伊方(2019/10/15 規制庁提出版)

有毒ガス防護判断基準値は、第3.2-1図に示す考え方に基づき 設定した。固定源又は敷地内可動源の有毒ガス防護判断基準値 の設定に関する考え方を第3.2-2表に示す。

第3.2-1表 有毒ガス防護判断基準値

有毒化学物質	有毒ガス防護判断基準値	設定根拠
塩酸	50ppm	IDLH値
アンモニア	300ppm	IDLH値
ヒドラジン	10ррт	・有害性評価書・許容濃度の提案理由
メタノール	200ppm	・産業中毒便覧 ・許容濃度の提案理由

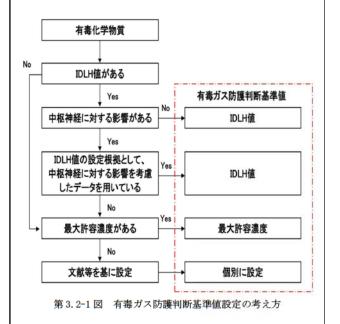
設備の相違

調査の結果、スクリー ニング評価対象の敷地 内外固定源がないため, 敷地内可動源について のみ防護判断基準値を 設定する。

差異理由

設備の相違

・保有している有毒化 学物質の相違。



有毒ガス防護	(第26条	原子炉制御室等、第	第34条	緊急時対策所)
		Committee to the committee to the committee of the commit	A - Hank b	

有毒刀×防護(第 26 条 原十炉肋御至等、第 34 条 祭忌時对東所) 女川(2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所 3 号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
	第3.2-2表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方 (1/3)		備の相違
	(塩酸)		保有している有毒化
			物質の相違。
	記載内容	記載内容	
	この液体が急速に気化すると、凍傷を引き起こすことがある。本物質は眼、皮膚および気道に対して、腐食性を示す。本ガスを吸入すると、喘息様反応(RADS)を引き起こすことがある。曝露すると、のどが腫れ、窒息を引き起こすことがある。高濃度で吸入すると、眼や上気道に腐食の影響が現われてから、 肺水腫を引き起こすことがある。高濃度を吸入すると、肺炎を引き起こすことがある。。 にとがある。 高濃度を吸入すると、肺炎を引き起こすことがある。 したがって、安静と経過観察が不可欠である。したがって、安静と経過観察が不可欠である。	急速に気化すると、凍傷を引き起こすことがある。 眼、皮膚及び気道に対して、腐食性を示す。 本ガスを吸入すると、喘息様反応(RADS)を引き起こすことがある。、曝露すると、のどが腫れ、窒息を引き起こすことがある。高濃度で吸入すると、眼や上気道に腐食の影響が現われたら、肺水腫を引き起こすことがある。高濃度を吸入すると、肺炎を引き起こすことがある。 高濃度を吸入すると、肺炎を引き起こすことがある。 高濃度を吸入すると、肺炎を引き起こすことがある。 高濃度を吸入すると、肺炎を引き起こすことがある。 がある。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	基準値 50ppm	基準値 50ppm	
	ータ [Wohlslagel et al. 1976] IDLH値50ppmはヒトの急性吸入毒性データに基づ	変死(LC) 1時間の LC ₅₀ 値(マウス)1,108ppm等 データ [Wohlslagel et al. 1976]	
	いている。 (1994) 人体のデー [Flury and Zernik 1931; Henderson and Haggard 1943; Tab Biol Per 1933] IDLH値があるが、中枢神経に対する影響が明示されていない。	IDLH (1994) 人体のデータに基づいている。[Flury and Zernik 1931; Henderson and Haggard 1943; Tab Biol Per 1933]	
		IDLH 値があるが 中枢神経に対する影響が明示されていない。	
	IDLH 値の 50ppm を有毒ガス防護判断基準値とする	IDLH 値の 50ppm を有毒ガス防護判断基準値とする	
	:有毒ガス防護判断基準値設定の直接的根拠	:有毒ガス防護判断基準値設定の直接的根拠	

有毒ガス防護 (第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)

<i>第77 公 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</i>	カ発電所3号炉 伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
第3.2-2表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方(アンモニア)	第3.2-2表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方 (2/3) (アンモニア) 第3.2-2表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方(2/4) (アンモニア)	記載表現の相違
院化学物質安 この液体が急速に気化すると、凍傷を引き起 全性カード 豆期ばく露の影道に対して、腐食性を示す。曝露すると、の 響) (CSC:0414, 10 月2013) おら肺水腫を引き起こすことがある。吸 から肺水腫を引き起こすことがある。	記載内容	
基準値 300ppm	基準値 300ppm 接準値 300ppm 接準値 300ppm 接準値 300ppm 接準値 300ppm 接死 (LC)	
500ppmであると報告されている。 [Henderson and Haggard 1943] 500ppmに30分間ばく露された7人の被験者において、呼吸数の変化及び中等度から重度の刺激が報告されている。 [Silverman et al. 1946] IDLH 値があるが、中枢神経に対する影響が明示されていない。	Total	
CALCY VIGV.		
IDLH 値の 300ppm を有毒ガス防護判断基準値とする	IDLH 値の 300ppm を有毒ガス防護判断基準値とする IDLH 値の 300ppm を有毒ガス防護判断基準値とする	
: 有毒ガス防護判断基準値設定の直接的根拠	:有毒ガス防護判断基準値設定の直接的根拠 :有毒ガス防護判断基準値設定の直接的根拠	

有毒ガス防護	(第26条	原子炉制御室等、	第34条	緊急時対策所)
7月 #424 ~1951晚	(A) 20 A		AT UT A	チャベルサイソノベノフレノ

月 年 ガス 妙護 (第 26 条 原 ナ 炉 制 御 至 等 、 第 34 条 繁 忌 時 対 東 所) 女 川 (2022/4/8 規制 庁 提 出 版)			泊発電所3号炉		伊方(2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
	第	3.2-2 表 有毒な	プス防護判断基準値設定の考え方 (3/3) (ヒドラジン)	第		プス防護判断基準値設定の考え方(3/4) (ヒドラジン)	設備の相違 ・保有している有毒化
	国際化物	学物質安全性カー	記載内容 吸入すると、眼や気道に腐食の影響が現われてか	国際化	学物質安全性カー	記載内容 吸入すると、眼や気道に腐食の影響が現われてか	学物質の相違。
		ド ばく露の影響) SC:0281、11月 2009)	ら肺水腫を引き起こすことがある。経口摂取する と、腐食性を示す。肝臓及び中枢神経系に影響を与 えることがある。曝露すると、死に至ることがあ る。		ド 相ばく露の影響) SC:0281、11月 2009)	ら肺水腫を引き起こすことがある。経口摂取する と、腐食性を示す。肝臓及び中枢神経系に影響を与 えることがある。曝露すると、死に至ることがあ る。	
	IDLH (1994)	基準値 致死(LC)データ	50ppm 4時間のLC ₆₀ 値(マウス)252ppm等[Comstock et al. 1954]、[Jacobson et al. 1955] なし	IDLH (1994)	基準値 致死(LC)データ	50ppm 4時間のLC∞値(マウス)252ppm等[Comstock et al. 1954], [Jacobson et al. 1955] なし	
		人体のデ-タ	中枢神経に対する影響を考慮していない。		人体のデ-タ	中枢神経に対する影響を考慮していない。	
		出典	記載内容		出典	記載内容	
	NIOSH	IDLH	50ppm: 哺乳動物の急性吸入毒性データに基づく設定	NIOSH	IDLH	50ppm:哺乳動物の急性吸入毒性データに基づく設定	
	日本産業衛生学会	1945 1011 10	なし	日本産業衛生学		なし	
		業中毒便覧	人体に対する影響についての記載無し		業中毒便覧	人体に対する影響についての記載無し	
		害性評価書質評価研究機構)	対象:作業者 427人(6 か月以上作業従事者) ばく露期間: 1945-1971年 再現ばく露濃度: 78人:1-10ppm(時々100ppm)、 残り:1ppm以下 発がんリスクの増加なし。肺がん、他のタイプのが ん、その他の原因による死亡率いずれも期待値の 以内 喫煙者数の調査実施は不明)(Wald et al.1984、Henschler、1985)		「害性評価書 質評価研究機構)	対象:作業者 427 人(6 か月以上作業従事者) ばく驚期間: 1945-1971 年 再現ばく驚濃度: 78 人: 1-10ppm(時々100ppm)、 残り: 1ppm以下 発がんリスクの増加なし。肺がん、他のタイプのが ん、その他の原因による死亡率いずれも期待値の 以内 喫煙者数の調査実施は不明)(Wald et al.1984、Henschler、1985)	
		農度の提案理由 誌 40 卷、1998)	暴露期間: 1945-1971 年 環境濃度: 1-10ppm (時々100ppm) 427 人の作業者を曝露濃度別使用期間別に分け、 1971 年から 1982 年まで追跡調査したところ、曝露 に由来すると思われる発着率の上昇あるいは第以 外の死亡においても非曝露集団とのあいだいに差 はみとめられなかった。 (Wald et al.、1984) この研究は 1-10ppm 程度の曝露では健康影響が認 められない事を示唆している。		濃度の提案理由 誌 40 巻、1998)	暴露期間: 1945-1971 年 環境濃度: 1-10ppm (時々100ppm) 427 人の作業者を曝露濃度別使用期間別に分け、 1971 年から 1982 年まで追跡調査したところ、曝露 に由来すると思われる発着率の上昇あるいは慙以 外の死亡においても非曝露集団とのあいだいに差 はみとめられなかった。 (Wald et al., 1984) この研究は 1-10ppm 程度の曝露では健康影響が認 められない事を示唆している。	
		学物質安全性 - ド) 評価シート	なし		学物質安全性 ード)評価シート	なし	
		7747,64		, ,	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
		10ppm を	有毒ガス防護判断基準値とする		10ppm を	有毒ガス <mark>防護判断基準値</mark> とする	
	(: 有	毒ガス防護判断基準値設定の直接的根拠		: 有	毒ガス防護判断基準値設定の直接的根拠	

有毒ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対	<i> 策円</i>
-------------------------------	-------------

有毒ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 祭忌時対東所) 女川 (2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所 3 号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
X/11 (8088) 1/0 //81/11/1 (2011/8/)	TH / U PEI// U U //	第3.2-2表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方(4/4)	AL SYLLIN
		(メタノール)	
		記載内容	
		国際化学物質安全 眼、皮膚、気道を刺激する。中枢神経系に影響を性カード	
		/短期がく電の匙 与え、意識を喪失することがある。矢明すること	
		(位別は) 路の影 があり、場合によっては死に至る。これらの影響	
		(ICCC:057 5 B は進れて現れることがある。医学的な経過観察が	
		2018) 必要である。	
		基準値 50ppm	
		IDLH JOH JOH JOH JOH JOH JOH JOH JOH JOH JO	
		(1994) ケータ [12mer ov et al. 1982] 人体のデ なし	
		ータ 中枢神経に対する影響を考慮していない。	
		出典 記載内容 に載内容 に載りる 6,000ppm:哺乳動物の急性吸入毒性データを基	
		NIOSH IDLH に設定	
		日 学生 業衛生 学会 なし なし	
		メチルアルコールガスに繰り返し曝露して生 産業中毒便覧(増 じる慢性中毒症状は、結膜炎、頭痛、眩暈、不	
		横版	
		(7月 1992) が 200ppm 以下であれば、産業現場における中 毒はほとんど起こらない。	
		毎はほどんと起こらない。 有害性評価書 なし	
		武容濃度の提索理 アメリカ(ACGIH)、英国(ICI)、独乙、イタリア	
		由 では 200 ppm の数値をあけている。この数値を	
		化学物質安全性(ハザ ー 内評価シート なし	
		200ppm を有毒ガス防護判断基準値とする	
		: 有毒ガス防護判断基準値設定の直接的根拠	

青字:記載簡所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

伊方 (2019/10/15 規制庁提出版) 差異理由

女川(2022/4/8 規制庁提出版)

4. 対象発生源特定のためのスクリーニング評価

スクリーニング評価は、ガイドに従い、第4-1 表のとおり実施 する。

敷地外固定源からの有毒ガスの発生を想定し、防護措置を考慮 せずに中央制御室及び緊急時対策所における有毒ガス濃度の評価 を実施する。

なお、スクリーニング評価が必要な敷地内固定源及び敷地内可 動源は存在しなかったことから、重要操作地点に対する評価及び 敷地内可動源に係る評価は実施していない。

対応

場所	敷地内固定源	敷地外固定源	敷地内可動源
原子炉制御室	0	Δ	Δ
緊急時対策所	0	Δ	Δ
緊急時制御室	0	Δ	Δ
重要操作地点	Δ	×	×

凡例 ○:スクリーニング評価が必要

△:スクリーニング評価を行わず、対象発生源として対 策を行ってもよい。

×:スクリーニング評価は不要

泊発電所3号炉

4. 対象発生源特定のためのスクリーニング評価 スクリーニング評価は、有毒ガス防護に係る影響評価ガイドに 従い、第4-1表のとおり実施する。

スクリーニング評価が必要な敷地内固定源及び敷地外固定源は 存在しなかったことから、中央制御室及び緊急時対策所における 有毒ガス濃度の評価は実施しない。

なお、スクリーニング評価が必要な敷地内固定源は存在しなか ったことから、重要操作地点に対する評価は不要である。

敷地内可動源については有毒ガス濃度の評価を行わず、防護措 置をとることとする。

第4-1表 場所、対象発生源及びスクリーニング評価の要否に関する ┃第4-1表 場所、対象発生源及びスクリーニング評価の要否に関する 対応

場所	敷地内固定源	敷地外固定源	敷地内可動源
原子炉制御室	0	Δ	Δ
緊急時対策所	0	Δ	Δ
緊急時制御室	0	Δ	Δ
重要操作地点	Δ	×	×

凡例 ○:スクリーニング評価が必要

△:スクリーニング評価を行わず、対象発生源として対 策を行ってもよい。

×:スクリーニング評価は不要

4. 対象発生源特定のためのスクリーニング評価

スクリーニング評価は 、有毒ガス防護に係る影響評価ガイドに 従い、第4-1表のとおり実施する。

敷地内固定源及び敷地外固定源からの有毒ガスの発生を想定 し、防護措置を考慮せずに中央制御室、緊急時対策所(EL.32m)及 び重要操作地点における有毒ガス濃度の評価を実施する。

敷地内可動源については有毒ガス濃度の評価を行わず、防護措 置をとることとする。

第4-1表 場所、対象発生源及びスクリーニング評価の要否に関する 対応

場所	敷地内固定源	敷地外固定源	敷地内可動源
原子炉制御室	0	Δ	Δ
緊急時対策所	0	Δ	Δ
緊急時制御室	0	Δ	Δ
重要操作地点	Δ	×	×

凡例 ○:スクリーニング評価が必要

△:スクリーニング評価を行わず、対象発生源として対策 を行ってもよい。

×:スクリーニング評価は不要

記載表現の相違 設備の相違

調査の結果,特定され た敷地内外固定源がな かったことから有毒ガ ス濃度の評価を実施し ないことによる相違。

設計方針の相違

敷地内可動源につい ては、スクリーニング評 価をせず, 防護措置を取 る方針とした。(伊方と は相違なし)

1	有毒ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)		緑字:記載表現、設備名称の相違(実	怪質的な相違なし)
Γ	女川(2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
Γ	4.1 スクリーニング評価対象物質の設定(種類,貯蔵量及び距離)		4.1 スクリーニング評価対象物質の設定(種類、貯蔵量及び距	設備の相違
l			離)	・調査の結果、特定され
l	3.1 で特定された全ての固定源について,貯蔵されている有毒		3.1で特定された全ての固定源について、貯蔵されている有毒	た敷地内外固定源がな
l	化学物質の種類,貯蔵量及び距離を設定する。		化学物質の種類、貯蔵量及び距離を設定する。	かったことからスクリ
l				ーニング評価を実施し
l	4.2 有毒ガスの発生事象の想定		4.2 有毒ガスの発生事象の想定	ないことに伴い, 泊では
l	敷地外の固定源については,同時に全ての貯蔵容器が損傷し,		敷地内外の固定源について、同時にすべての貯蔵容器が損傷	以降の記載は不要であ
l	当該全ての容器に貯蔵された有毒化学物質の全量流出により発		し、当該すべての容器に貯蔵された有毒化学物質の全量流出に	ることによる相違。
ı	生する有毒ガスの放出を想定する。		より発生する有毒ガスの放出を想定する。なお、液体の有毒化	以下、同様。
l			学物質については、堰内のうち最も影響が大きいタンクが損傷	
l			し、堰内に漏えいすると仮定する。	
l			具体的には、堰を共有するアンモニア原液タンクとヒドラジ	
l			ン原液タンクの 場合、双方が同時に漏えいすると、互いに希釈	
l			しあい濃度が低下することによ り、蒸発率が低くなる。そのた	
l			め、評価地点における外気濃度がより高くなるアンモニア原液	
l			タンクが漏えいするものとする。	
l			なお、有毒ガスが発生した際に、受動的に機能を発揮する設	
l			備として、別紙7のとおり堰及び中和槽等を評価上考慮する。	
l				
l				
l				
l				
l				
l	4.3 有毒ガスの放出の評価		4.3 有毒ガスの放出の評価	
l	固定源ごとに、有毒化学物質の性状及び保管状態から放出形態		固定源ごとに、有毒化学物質の性状及び保管状態から放出形	
l	を想定し,有毒ガスの単位時間当たりの大気中への放出量及びそ		態を想定し、有毒ガスの単位時間当たりの大気中への放出量及	
l	の継続時間を評価する。		びその継続時間を評価する。液体については、堰内に漏えいし	
l	敷地外固定源であるアンモニアは、高圧ガス保安法に基づく届		たあとは、堰面積、温度等に応じた蒸発率で蒸発するものとす	
l	出がなされていることから,同法に基づく設計の容器に保管され		る。	
l	ていることを確認している。			
l	高圧ガス容器に係る過去の事故事例からは,東日本大震災等の		有毒化学物質の蒸発率の評価は、文献「Modeling	
l	災害時においても,配管破損の事例はあるものの,高圧ガス容器		Hydrochloric Acid Evaporation in ALOHA」に従って行い、以	
l	の破損事例は認められていないことを考慮すると,内容量が瞬時		下に計算式を示す。	
l	に全量放出される漏えい形態は考え難く,接続配管や接続機器か			
l	らの継続的な漏えいによる放出を想定するのが現実的と考えら			
	れる。			
1	これを踏まえ,本評価においては,敷地外固定源の貯蔵量を想			
1	定される上限値に設定した上で、「発電用原子炉施設の安全解析			
	に関する気象指針」に示された実効放出継続時間のうち最も短い			
	1 時間での放出を想定する。			
1	本評価において使用するアンモニアの貯蔵量は,届出情報から			
	得られた届出種類に内容量の上限値がある場合は当該の数値を,			
	上限値がない場合は,業種や冷媒種類を考慮して使用が想定され			
	る冷凍冷蔵機器の冷媒充填量の上限値を設定している。			
Ι				

有毒ガス防護 (第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)

サ川 (2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
また,本評価における有毒ガスの拡散は,「発電用原子炉施設の			
安全解析に関する気象指針」に示されたガウスプルームモデルを		・蒸発率E	
適用して評価しており, 地表面粗度や建屋巻き込みの影響を考慮 しない保守的な想定をしている。		$E = A \times K_M \times \left(\frac{M_W \times P_V}{R \times T}\right) (kg/s) \cdots (4-1)$	
		 物質移動係数K_M 	
		$K_M = 0.0048 \times U^{\frac{7}{9}} \times Z^{-\frac{1}{9}} \times S_C^{-\frac{2}{3}} \text{(m/s)} \cdots (4-2)$	
		$S_C = \frac{\nu}{D_M} \cdots (4-3)$	
		$D_M = D_{H_2O} \times \sqrt{\frac{M_{WH_2O}}{M_{W_m}}} (\text{m}^2/\text{s}) \cdots (4-4)$	
		$D_{H_2O} = D_0 \times \left(\frac{\tau}{273.15}\right)^{1.75} (\text{m}^2/\text{s}) \cdots (4-5)$	
		 蒸発率補正E_C 	
		$E_C = -\left(\frac{P_a}{P_p}\right) \ln\left(1 - \frac{P_v}{P_a}\right) \times E \text{ (kg/s) } \cdots (4-6)$	
		E : 蒸発率(kg/s) Ec : 補正蒸発(kg/s) A : 堰面積(m²) KM : 化学物質の物質移動係数(m/s) Mw : 化学物質の分子量(kg/kmol) Pa : 大気圧(Pa) Pv : 化学物質の分圧(Pa) R : ガス定数(J/kmol・K) T : 温度(K) U : 風速(m/s) Z : 堰直径(m) Sc : 化学物質のシュミット数 V : 動粘性係数(m²/s) DM : 化学物質の分子拡散係数(m²/s) DH20 : 温度 T(K)、圧力 Pv(Pa)における水の分子拡散係数(m³/s) MWH20 : 水の分子量(kg/kmol) Mwm : 化学物質の分子量(kg/kmol) D0 : 水の拡散係数(=2.2×10 ⁻⁵ m²/s) なお、スクリーニング評価に用いた有毒化学物質の物性値については、別紙8に示す。	
		24. Clar Dupa O ICA 7 6	

赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

有毒ガス防護(第 26 条 原子炉制御室等、第 34 条 緊急時対策所)		緑字:記載表現、設備名称の相違(実質	(的な相違なし)
女川(2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
4.4 大気拡散及び濃度の評価 中央制御室及び緊急時対策所における有毒ガス濃度を評価する。 原子炉制御室等外評価点での濃度を評価し、運転員の吸気中 の濃度を評価する。 その際、原子炉制御室等外評価点での濃度の有毒ガスが、原 子炉制御室等の換気空 調設備の通常運転モードで原子炉制御室等に取り込まれると 仮定する。		4.4 大気拡散及び濃度の評価 中央制御室、緊急時対策所及び重要操作地点における有毒ガス濃度を評価する。 原子炉制御室等外評価点での濃度を評価し、運転員の吸気中の濃度を評価する。その際、原子炉制御室等外評価点での濃度 の有毒ガスが、原子炉制御室等の換気空調設備の通常運転モードで原子炉制御室等に取り込まれると仮定する。	
4.4.1 原子炉制御室等外評価点 原子炉制御室等外評価点として,中央制御室及び緊急時対 策所の外気取入口を設定する。 なお,スクリーニング評価対象となる敷地内固定源は存在 しないことから,重要操作地点の評価は実施していない。		4.4.1 原子炉制御室等外評価点 原子炉制御室等外評価点として、中央制御室、緊急時対 策所(EL.32m)及び重要操作地点を設定する。	
4.4.2 原子炉制御室等外評価点での濃度評価 大気拡散の評価は,「発電用原子炉施設の安全解析に関する 気象指針」の大気拡散の評価式である(4-1)式及び(4-2-1,2) 式に従い,相対濃度を算出する。 解析に用いる気象条件は、女川原子力発電所の安全解析に 使用している気象(2012年1月〜2012年12月)とする。当 該気象は、当該気象を検定年としたF分布検定により、当該 気象を除く至近10年(2010年1月〜2020年12月)の気象 データと比較して特に異常な年ではないことを確認してい る。(詳細は別紙7を参照) なお、スクリーニング評価が必要な敷地内固定源及び敷地 内可動源がないことから、建屋影響を考慮した評価は実施し ていない。		4.4.2 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度評価 大気拡散の評価は、「発電用原子炉施設の安全解析に関す る気象指針」の大気拡散の評価式である(4-7)式及び(4-8- 1,2)式に従い、相対濃度を算出する。 解析に用いる気象条件は、伊方発電所の安全解析に使用 している気象 (2001年1月~12月) とする。当該気象は、当 該気象を検定年としたF分布棄却検定により、至近10年 (2009年~2018年) の気象データと比較して異常はないこ とを確認している。(詳細は別紙9を参照) また、本評価で は建屋巻き込みによる影響がある場合にはそれを考慮して いる。	
$\chi/Q = \frac{1}{T} \sum_{i=1}^{T} (\chi/Q)_i \cdot d\delta_i$ …(4-1) (建屋影響を考慮しない場合) $(x/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yi} \cdot \sigma_{zi} \cdot U_i} \cdot exp\left(-\frac{H^2}{2\sigma_{zi}^2}\right)$ …(4-2-1) (建屋影響を考慮する場合) $(x/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \Sigma_{yi} \cdot \Sigma_{zi} \cdot U_i} \cdot exp\left(-\frac{H^2}{2\Sigma_{zi}^2}\right)$ …(4-8-2) χ/Q : 実効放 出継続時間中の相対 濃度 (s/m^3) T : 実効放出継続時間 $(h)(\chi/Q)_i : 時刻iにおける相対濃度(s/m^3)d\delta_i : 時刻iにおいて風向が当該方位 dにあるとき d\delta_i = 1時刻iにおいて風向が当該方位 dにないとき d\delta_i = 0$		$\chi/Q = \frac{1}{r} \sum_{i=1}^{T} (\chi/Q)_i \cdot {}_{d} \delta_i \cdots (4-7)$ $(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yi} \sigma_{zi} \cdot U_i} \cdot exp \left(-\frac{H^2}{2\sigma_{zi}^2} \right) \cdots (4-8-1) (建屋影響を考慮しない場合)$ $(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \Sigma_{yi} \cdot \Sigma_{zi} \cdot U_i} \cdot exp \left(-\frac{H^2}{2\Sigma_{zi}^2} \right) \cdots (4-8-2) (建屋影響を考慮する場合)$ $\chi/Q: 実効放出継続時間中の相対濃度 (s/m^3) T: 実効放出継続時間 (h) (\chi/Q)_i: 時刻i における相対濃度 (s/m^2) {}_{d} \delta_i: 時刻i において風向が当該方位d にあるとき {}_{d} \delta_i = 1 {}_{b} \forall i \in \mathcal{S} \mathcal{O}_{xi}: \mathcal{O}_{$	

有毒ガス防護(第26条	原子炉制御室等、	第 34 条	緊急時対策所
-------------	----------	--------	--------

女川 (2022/4/8 規制庁提出版) 治発電所3号炉 伊方 (2019/10/15 規制庁提出版) 差異理由 σ _I : 時刻における濃度分布の y 方向の拡がりのパラメータ (m) σ _{II} : 時刻における濃度分布の z 方向の拡がりのパラメータ (m) σ _{II} : 時刻における濃度分布の z 方向の拡がりのパラメータ (m) U _I : 時刻における温速 (m/s) H: 放出源の有効高さ (m) II: 放出源の有効高さ (m) Σ _{II} : (σ _{II} ² + cA / π) Σ _{II} : (σ _{II} ² + cA / π) Σ _{II} : (σ _{II} ² + cA / π) Σ _{II} : (σ _{II} ² + cA / π) Σ _{II} : (σ _{II} ² + cA / π) Σ _{II} : (σ _{II} ² + cA / π) Δ Δ: 建屋等の風向方向の投影面積 (m²) C: 形状係数 A: 建屋等の風向方向の投影面積 (m²) C: 形状係数 4. 4. 3 運転・対処要員の吸気中の濃度評価 (4-1)式により算出した相対濃度を用いて、運転・対処要員の吸気中の濃度評価 (4-1)式により算出した相対濃度を評価する。外気濃度を評価する。外気濃度の評価は(4-9)式を用いて算出す外の変気中の有毒ガス濃度を評価する。所価に当たっては、まず外気濃度を評価する。外気濃度の評価は(4-9)式を用いて算出する。評価における濃度は、年間毎時刻での外気濃度を 小さい方から順に並べ、果積出現頻度97%に当たる値を用い のとい方から順に並べ、果積出現頻度97%に当たる値を用いる。	『ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)			貝切な相連なし)
g(m) $g(m)$		泊発電所 3 号炉		差異理由
σ_{zi} : 時刻iにおける濃度分布の z 方向の拡がりのパラメ -9 (m) U_i : 時刻iにおける風速 (m/s) 日 : 放出源の有効高さ (m) U_i : 時刻iにおける風速 (m/s) 日 : 放出源の有効高さ (m) Σ_{yi} : $\left(\sigma_{yi}^2 + \frac{cA_i^{\frac{1}{2}}}{\pi}\right)^{\frac{1}{2}}$ Σ_{zi} : $\left(\sigma_{zi}^2 + \frac{cA_i^{\frac{1}{2}}}{\pi}\right)^{\frac{1}{2}}$ Σ_{zi} : $\left(\sigma_{zi}^2 + \frac{cA_i^{\frac{1}{2}}}{\pi}\right)^{\frac{1}{2}}$ A : 建屋等の風向方向の投影面積 (m^2) C : 形状係数 4.4.3 運転・対処要員の吸気中の濃度評価 (4-1)式により算出した相対濃度を用いて、運転・対処要員の吸気中の清護力ス濃度を評価する。評価に当たっては、まず外の吸気中の有蓄力ス濃度を評価する。評価に当たっては、まず外気濃度を評価する。評価に当たっては、まず外気濃度を評価する。外気濃度の評価は(4-3)式を用いて算出する。評価における濃度は、年間毎時刻での外気濃度を聞いての外気濃度を聞いての外気濃度を聞いての外気濃度を聞いての外気濃度を聞いての外気濃度を聞いての外気濃度を聞いての外気濃度を聞いての外気濃度を聞いての外気濃度を聞いて、実積出現規度的7%に当たる値を用い				
-9 (m) U_i : 時刻 i における風速 (m/s) H : 放出源の有効高さ (m) $\Sigma_{yi}: \left(\sigma_{yi}^2 + \frac{cA}{\pi}\right)^{\frac{1}{2}}$ $\Sigma_{zi}: \left(\sigma_{zi}^2 + \frac{cA}{\pi}\right)^{\frac{1}{2}}$ $\Sigma_{zi}: \left(\sigma_{zi}^2 + \frac{cA}{\pi}\right)^{\frac{1}{2}}$ $\Sigma_{zi}: \left(\sigma_{zi}^2 + \frac{cA}{\pi}\right)^{\frac{1}{2}}$ A: 建屋等の風向方向の投影面積 (m²) C: 形状係数 $A: 建壓 + 数处要員の吸気中の濃度評価$ 4.4.3 運転・対処要員の吸気中の濃度評価 $(4-7) 式により算出した相対濃度を用いて、運転員の吸気 中の有毒ガス濃度を評価する。評価に当たっては、まず外の吸気中の有毒ガス濃度を評価する。評価に当たっては、まず外気濃度を評価する。外気濃度の評価は(4-3)式を用いて算出する。評価に当たっては、まず外気濃度を評価する。外気濃度の評価は(4-3)式を用いて算出する。評価における濃度は、年間毎時刻での外気濃度を出する。評価における濃度は、年間毎時刻での外気濃度を出いて、果積出現頻度97%に当たる値を用い$	· \		. ,	
U_i : 時刻における風速 (m/s) E_{yi} : $(\sigma_{yi}^2 + \frac{cA}{\pi})^{\frac{1}{2}}$ E_{yi} : $(\sigma_{yi}^2 + \frac{cA}{\pi})^{\frac{1}{2}}$ E_{zi} : $(\sigma_{zi}^2 + \frac{cA}{\pi})^{\frac{1}{$			<i>Ui</i> : 時刻 i における風速(m/s) H : 放出源の有効高さ(m)	
$\Sigma_{yi}: \left(\sigma_{yi}^2 + \frac{cA_i^{1/2}}{\pi}\right)^c$ $\Sigma_{yi}: \left(\sigma_{yi}^2 + \frac{cA_i^{1/2}}{\pi}\right)^c$ $\Sigma_{zi}: \left(\sigma_{zi}^2 + \frac{cA_i^{1/2}}{\pi}\right)^c$ $\Sigma_{zi}: \left(\sigma_{zi}^2$, m			
$\Sigma_{zi}:\left(\sigma_{zi}^2+rac{cA}{\pi} ight)^{rac{1}{2}}$ $\Sigma_{zi}:\left(\sigma_{zi}^2+rac{cA}{\pi} ight)^{rac{1}{2}}$ $\Lambda:$ 建屋等の風向方向の投影面積 (m^2) $C:$ 形状係数 4.4.3 運転・対処要員の吸気中の濃度評価 4.4.3 運転・対処要員の吸気中の濃度に当たっては、まず外の吸気中の有毒ガス濃度を評価する。評価に当たっては、まず外の吸気中の有毒ガス濃度を評価する。評価に当たっては、まず外気濃度を評価する。外気濃度の評価は $(4-3)$ 式を用いて算出する。評価点における濃度は、年間毎時刻での外気濃度を加する。評価における濃度は、年間毎時刻での外気濃度を小さい方から順に並べ、累積出現頻度97%に当たる値を用い			$\sum_{A} \left(\frac{1}{a} + \frac{1}{a} CA \right)^{\frac{1}{2}}$	
 Σ_{zi} : (σ_{zi}² + c^Δ)^{1/2} A : 建屋等の風向方向の投影面積(m²) C : 形状係数 4.4.3 運転・対処要員の吸気中の濃度評価 (4-1)式により算出した相対濃度を用いて、運転・対処要員の吸気中の濃度評価 (4-1)式により算出した相対濃度を評価する。評価に当たっては、まず外の吸気中の有毒ガス濃度を評価する。評価に当たっては、まず外気濃度を評価する。外気濃度の評価は(4-3)式を用いて算出する。評価点における濃度は、年間毎時刻での外気濃度を出いて第出する。評価点における濃度は、年間毎時刻での外気濃度を出いて第出する。評価点における濃度は、年間毎時刻での外気濃度をかいさい方から順に並べ、累積出現頻度97%に当たる値を用い 	H :放出源の有効高さ(m)			
A : 建屋等の風向方向の投影面積 (m²) c : 形状係数 4.4.3 運転・対処要員の吸気中の濃度評価 (4-1)式により算出した相対濃度を用いて、運転しかの吸気中の清度で配合し、まず外の吸気中の有毒ガス濃度を評価する。評価に当たっては、まず外気濃度を評価する。評価に当たっては、まず外気濃度を評価する。外気濃度の評価は(4-3)式を用いて算出する。評価における濃度は、年間毎時刻での外気濃度を出いる。評価における濃度は、年間毎時刻での外気濃度を出いる。評価における濃度は、年間毎時刻での外気濃度を用いて、運転員の吸気を表します。 から濃度の評価は(4-9)式を用いて算出する。 評価点における濃度は、年間毎時刻での外気濃度をからい方から順に並べ、累積出現頻度97%に当たる値を用い	Σ_{yi} : $\left(\sigma_{yi}^2 + \frac{cA}{\pi}\right)^{\frac{1}{2}}$		$\Sigma_{zi}:\left(\sigma_{zi}^2+\frac{cA}{\pi}\right)^{\frac{1}{2}}$	
A : 建屋等の風向方向の投影面積 (m²) c : 形状係数 4.4.3 運転・対処要員の吸気中の濃度評価 4.4.3 運転・対処要員の吸気中の濃度評価 (4-1)式により算出した相対濃度を用いて、運転員の吸気 中の有毒ガス濃度を評価する。評価に当たっては、まず外 気濃度を評価する。評価に当たっては、まず外 気濃度を評価する。外気濃度の評価は(4-3)式を用いて算出 す外気濃度を評価する。外気濃度の評価は(4-3)式を用いて算出 する。評価点における濃度は、年間毎時刻での外気濃度を 出する。評価点における濃度は、年間毎時刻での外気濃度を 小さい方から順に並べ、累積出現頻度97%に当たる値を用い	$\Sigma_{zi} : \left(\sigma_{zi}^2 + \frac{cA}{\pi}\right)^{\frac{1}{2}}$		A:建屋等の風向方向の投影面積(m²)	
			C:形状係数	
4.4.3 運転・対処要員の吸気中の濃度評価 4.4.3 運転・対処要員の吸気中の濃度評価 (4-7)式により算出した相対濃度を用いて、運転員の吸気 中の有毒ガス濃度を評価する。評価に当たっては、まず外 の吸気中の有毒ガス濃度を評価する。評価に当たっては、まず外 気濃度を評価する。外気濃度の評価は(4-3)式を用いて算出 す外気濃度を評価する。外気濃度の評価は(4-3)式を用いて算出 する。評価点における濃度は、年間毎時刻での外気濃度を 出する。評価点における濃度は、年間毎時刻での外気濃度を 小さい方から順に並べ、累積出現頻度97%に当たる値を用い	A : 建屋等の風向方向の投影面積(m²)			
4.4.3 運転・対処要員の吸気中の濃度評価 (4-1)式により算出した相対濃度を用いて、運転員の吸気 中の有毒ガス濃度を評価する。評価に当たっては、まず外 の吸気中の有毒ガス濃度を評価する。評価に当たっては、ま ず外気濃度を評価する。外気濃度の評価は(4-3)式を用いて算出 する。評価点における濃度は、年間毎時刻での外気濃度を 出する。評価点における濃度は、年間毎時刻での外気濃度を 小さい方から順に並べ、累積出現頻度97%に当たる値を用い	c:形状係数			
(4-1)式により算出した相対濃度を用いて、運転・対処要員 の吸気中の有毒ガス濃度を評価する。評価に当たっては、まず外 気濃度を評価する。外気濃度の評価は(4-3)式を用いて算出 ず外気濃度を評価する。外気濃度の評価は(4-3)式を用いて算 出する。評価点における濃度は、年間毎時刻での外気濃度を 出する。評価点における濃度は、年間毎時刻での外気濃度を 小さい方から順に並べ、累積出現頻度97%に当たる値を用い			4.4.3 運転・対処要員の吸気中の濃度評価	
の吸気中の有毒ガス濃度を評価する。評価に当たっては、ま ず外気濃度を評価する。外気濃度の評価は(4-3)式を用いて算出 する。評価点における濃度は、年間毎時刻での外気濃度を 出する。評価点における濃度は、年間毎時刻での外気濃度を 小さい方から順に並べ、累積出現頻度97%に当たる値を用い	4.4.3 運転・対処要員の吸気中の濃度評価		(4-7)式により算出した相対濃度を用いて、運転員の吸気	
ず外気濃度を評価する。外気濃度の評価は(4-3)式を用いて算 出する。評価点における濃度は、年間毎時刻での外気濃度を 出する。評価点における濃度は、年間毎時刻での外気濃度を 小さい方から順に並べ、累積出現頻度97%に当たる値を用い	(4-1)式により算出した相対濃度を用いて,運転・対処要員		中の有毒ガス濃度を評価する。評価に当たっては、まず外	
出する。評価点における濃度は,年間毎時刻での外気濃度を 小さい方から順に並べ、累積出現頻度97%に当たる値を用い	の吸気中の有毒ガス濃度を評価する。評価に当たっては,ま		気濃度を評価する。外気濃度の評価は(4-9)式を用いて算出	
	ず外気濃度を評価する。外気濃度の評価は(4-3)式を用いて算			
小さい方から順に並べ,累積出現頻度97%に当たる値を用い			小さい方から順に並べ、累積出現頻度97%に当たる値を用い	
			る。	
న <u>.</u>				
累積出現頻度97%に当たる値が得られない場合においては、累積出現頻度98%に当たる値を用いる。 $ c_{ppm} = \frac{c}{M} \times 22.4 \times \frac{\tau}{273.15} \times 10^6 \text{(ppm)} \qquad \cdots \text{(4-9)} $			$C_{ppm} = \frac{c}{M} \times 22.4 \times \frac{T}{273.15} \times 10^6 \text{(ppm)} \cdots \text{(4-9)}$	
$C_{ppm(out)} = \frac{c}{M} \times 22.4 \times \frac{T}{273.15} \times 10^6 (ppm) \qquad \cdots (4-3)$ $C = E \times \frac{x}{Q} (kg/m^3) \qquad \cdots (4-10-1) \qquad (液体状有毒化学物質)$	$C_{ppm(out)} = \frac{c}{M} \times 22.4 \times \frac{T}{273.15} \times 10^{6} (ppm) \cdots (4-3)$		· ·	
の評価)			の評価)	
(液体状有毒化学物質の評価) $C = q_{GW} \times \frac{x}{o} (kg/m^3) \cdots (4-10-2)$ (ガス状有毒化学物質の	(液体状有毒化学物質の評価)		$C = q_{GW} \times \frac{x}{2} (kg/m^3) \cdots (4-10-2)$ (ガス状有毒化学物質の	
$C = E \times \frac{X}{2} (kg/m^3) \cdots (4-4-1)$	$C = E \times \frac{\chi}{2} (kg/m^3) \qquad \cdots (4-4-1)$		*	
第十加 <i>)</i>	*		評価)	
(ガス状有毒化学物質の評価)	(ガス状有毒化学物質の評価)			
$C = q_{GW} \times \frac{\chi}{0} (kg/m^3) \qquad \cdots (4-4-2)$	$C = q_{GW} \times \frac{\chi}{2} (kg/m^3) \qquad \cdots (4-4-2)$		C to the Partie of the Control of th	
Cppm: 介 ス	ų.			
C : 外気濃度(kg/m³)=(g/L) C _{ppm(out)} : 外気濃度(ppm) M : 物質の分子量(g/mol)	C . 从 层 3			
C : 外気濃度(kg/m³)=(g/L) M : 物質の分子量(g/mo1) E : 蒸発率(kg/s)				
P				
q_{GW} :質量放出率 (kg/s) $\frac{x}{q}$:相対濃度 (s/m^3)	7,11,72 1 (118,7 1)		÷ : 相対濃度(s/m³)	
χ/Q :相対濃度 (s/m^3)				
V/A . JH VJ 105 (25 / 20/ 111 /	A/マ ・ 1日 / 3 1版 (文 (S/ III /			
また,必要に応じ中央制御室及び緊急時対策所について	また 必要に応じ中央制御室及び緊急時対策両について			
は、(4-3)式により算出した外気濃度を用いて、(4-5)式を用				
いて室内の濃度を算出する。				
The state of the s	·			

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

$C_{ppm(in)} = C_{ppm(out)} \times \{1 - exp(-\lambda t)\}$	(4-5)
---	-------

C_{ppm(in)} : 室内濃度(ppm) λ : 換気率(1/h) t : 放出継続時間(h)

(4-3)式により算出した外気濃度又は(4-5)式により算出した室内濃度を用いて、中央制御室及び緊急時対策所の有毒ガス濃度を評価する。

このとき、評価点から見て、評価点と固定源とを結んだ直 線が含まれる風上側の1方位及びその隣接方位に敷地外の固 定源が複数ある場合、個々の固定源からの中心軸上の濃度の 計算結果を合算する。

なお、合算に当たり、空気中にn 種類の有毒ガスがある場合は、(4-6)式により、各有毒ガスの濃度の、それぞれの有毒ガス防護判断基準値に対する割合の和を算出する。

$$I = \frac{C_1}{T_1} + \frac{C_2}{T_2} + \cdots + \frac{C_i}{T_i} + \cdots + \frac{C_n}{T_n} \qquad \cdots (4-6)$$

Ci: 有毒ガスiの濃度

Ti: 有毒ガスiの有毒ガス防護判断基準値

4.4.3.1 敷地外固定源

大気拡散評価条件を第4.4.3.1-1 表に, 放出率及び相対 濃度の評価結果を第4.4.3.1-2 表に, 固定源による有毒ガス濃度の評価結果を第4.4.3.1-3 表に示す。

なお、固定源として考慮すべき有毒化学物質はアンモニ ア1 種類であることから、有毒ガス防護判断基準値に対す る割合の和の算出は実施していない。

評価の結果,中央制御室及び緊急時対策所の外気取入口における有毒ガス濃度は,いずれもアンモニアの有毒ガス 防護判断基準値(300ppm)を超えないことを確認した。

また、中央制御室等の外気取入口における有毒ガス濃度 が防護判断基準値を超えないことから、換気等を考慮した 中央制御室等内の濃度評価は実施していない。 (4-9)式により算出した外気濃度を用いて、中央制御室及び緊急時対策所(EL.32m)の外気取入口並びに重要操作地点における有毒ガス濃度を評価する。このとき、評価点から見て、評価点と固定源とを結んだ直線が含まれる風上側の1方位及びその隣接方位に敷地内外の固定源が複数ある場合、個々の固定源からの中心軸上の濃度の計算結果を合算する。

伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)

合算については、空気中にn種類の有毒ガスがある場合、 (4-11) 式により、各有毒ガスの濃度の、それぞれの有毒ガス 防護判断基準値に対する割合の和を算出する。

$$I = \frac{c_1}{T_1} + \frac{c_2}{T_2} + \dots + \frac{c_l}{T_l} + \dots + \frac{c_n}{T_n} \quad \dots (4-11)$$

C: 有毒ガスiの濃度

T.: 有毒ガスiの有毒ガス防護判断基準値

4.3.1 敷地内固定源及び敷地外固定源

大気拡散評価条件を第4.4.3.1-1表及び第4.4.3.1-2表 に、蒸発率評価条件を第4.4.3.1-2表に、濃度の評価結果を 第4.4.3.1-3表に示す。

評価の結果、中央制御室及び緊急時対策(所L.32m)の外気取入口並びに 重要操作地点における有毒ガス濃度は、いずれも有毒ガス防護判断基準値に対する割合の和が1を超過しないことを確認した。また、原子炉制御室等の外気取入口における有毒ガス濃度の防護判断基準値に対する割合の和が1を超えないことから、換気等を考慮した原子炉制御室等内の濃度評価は不要である。

有毒ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)

有番ルへ的護(第20米 原子が前野至寺、第34米 菜ぶられ 東州) 女川(2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所 3 号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
第 4. 4. 3. 1-1 表 大気拡散評価条件		第4.4.3.1-1表 大気拡散評価条件	
項目 評価条件 選定理由		項目 評価条件 選定理由	
大気拡散 「発電用原子炉施設の安 全解析に関する気象指 評価モデル 針」の大気拡散の評価式 に従い算出		「発電用原子炉施設の 大気拡散 安全解析に関する気象 有毒ガスの放出形態を考慮し 評価モデル 指針」の大気拡散の評 て設定(別紙10-1 参照) 価式に従い算出	
当該気象を除く至近10 年 (2010年1 月~2020 女川原子力発電所におけ年12 月) の気象データ る1年間の気象データ と比較して特に異常な年 (2012年1月~2012年12 ではなく,また,評価対		伊方発電所における1年 評価対象とする地理的範囲を 気象データ 間の気象データ(2001年 1月~2001年12月) 設定(別紙-9) 「発電用原子炉施設の安全解	
月) 象とする地理的範囲を代表する気象であることから設定(別紙7参照)		実効放出 継続時間 1時間 析に関する気象指針」の大気 拡散の評価式適用のため	
「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指 会解析に関する気象指 針」の,想定事故時の大 気拡散の評価式(短時間		放出源及び 放出源高さ	
放出)の適用のため 放出源及び 固定源ごとに評価点とのガイドに示されたとおり 放出源高さ 位置関係を考慮し設定 設定		界積出現頻度 小さい方から累積して ガイドに示されたとおり設定 97%	
相対濃度の 累積出現頻度 積して97%※		考慮する(巻き込みを考慮する代表建屋は第 考慮すべき建屋を選定(別紙 基屋巻き込み 4.4.3.1-2表にそれぞれ 10-2参照)	
建屋影響 考慮しない 発生源から評価点の離隔 が十分あるため (別紙8-2参照) 中央制御室外気取入口及 ガイドに示されたとおり び緊急時対策所外気取入 かった		中央制御室、緊急時対 濃度の評価点 策所 (EL. 32m) 及 び重要操作地点	
相対濃度の評 が緊急時対策所外気取入 設定 ※: 累積出現頻度 97%値が得られない場合においては、累積出現頻 度 98%に当たる値を用いる			

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

第4.4.3.1-2表(1/2) 放出率及び大気拡散評価の評価結果 (中央制御室)

		放出率評価条件	:	放出率等
敷地外固定源	薬品濃度 ^{©1} (wt%)	貯蔵量 (kg)	放出継続時間 (h)	(kg/s)
アンモニア①	100	1500	1. 0×10°	4.2×10^{-1}
アンモニア②	100	1500	1. 0×10°	4. 2×10 ⁻¹
アンモニア③	100	200	1. 0×10°	5.6×10 ⁻²
アンモニア④	100	200	1. 0×10°	5, 6×10 ⁻²

敷地外固定源	相対濃度評価条件							
	距離 ⁽¹⁾	発生源から 評価点を 見た方位	風速 (n/s)	風向	大気 安定度	実効放出 継続時間 (h)	建屋影響	相対濃度 ^{型4} (s/m ³)
アンモニア①	6300	SE	2.8	NW	F	1	考慮しない	1.7×10 ⁻⁶
アンモニア②	6700	SE	2.8	NW	F	1	考慮しない	1.6×10 ⁻⁵
アンモニア③	2400	WNW	0.8	ESE	В	1	考慮しない	2.7×10 ⁻⁶⁰⁵
アンモニア④	6400	SSE	1.9	NNW	D	1	考慮しない	4. 1×10 ⁻⁶⁹⁵

※1:情報が得られなかったことから100%として評価

※2:アンモニアは冷凍設備の冷媒であり、液化ガスとして高圧の 状態で保管されていると想定されるため、貯蔵容器から流出 した瞬間に蒸発してガス化し、1 時間で全量放出されると想 定

※3:100m 未満切り捨て ※4:有効数字3 桁目切り上げ

※5:累積出現頻度98%

第4.4.3.1-2表(2/2) 放出率及び大気拡散評価の評価結果 (緊急時対策所)

		Manager of Na	1717			
		放出率評価条件				
敷地外固定源	薬品濃度※1 (wt%)	貯蔵量 (kg)	放出継続時間 (h)	放出率 ⁸⁰² (kg/s)		
アンモニア①	100	1500	1. 0×10°	4.2×10^{-1}		
アンモニア②	100	1500	1. 0×10°	4.2×10^{-1}		
アンモニア③	100	200	1. 0×10°	5. 6×10 ⁻²		
アンモニア④	100	200	1. 0×10°	5. 6×10 ⁻²		

	敷地外固定源		相対濃度評価条件							
		距離 ⁴⁵³ (m)	発生源から 評価点を 見た方位	風速 (n/s)	風向	大気 安定度	実効放出 継続時間 (h)	建屋影響	相対濃度 ^{※4} (s/m³)	
	アンモニア①	5900	SSE	1.9	NNW	D	1	考慮しない	4.6×10 ⁻⁶⁰⁵	
	アンモニア②	6300	SE	2.8	NW	F	1	考慮しない	1. 7×10 ⁻⁵	
	アンモニア③	3000	WNW	0.8	ESE	В	1	考慮しない	1.5×10 ⁻⁶⁶⁵	
	アンモニア④	6000	SSE	1.9	NNW	D	1	考慮しない	4.5×10-605	

※1:情報が得られなかったことから100%として評価

※2:アンモニアは冷凍設備の冷媒であり、液化ガスとして高圧の状 態で保管されていると想定されるため、貯蔵容器から流出した 瞬間に蒸発してガス化し、1 時間で全量放出されると想定

※3:100m 未満切り捨て ※4:有効数字3 桁目切り上げ ※5: 累積出現頻度 98%

第4.4.3.1-2表(1/7) 蒸発率評価条件・大気拡散評価条件 (中央制御室)

伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)

			蒸発率評価条件						
固定源		薬品濃度 (wt%)	貯蔵量	堰面積 (m²)	着目方位*4	蒸発率(kg/ s)	放出継続 時間(h)		
	塩酸受入 タンク	36	8m³	25 ^{₩2}	ENE	1. 9×10 ⁻²	5.8×10 ¹		
敷地内	アンモニア 原液タンク	26	8. 5m³	29 ^{₩2}	WNW, W, WSW, SW, SSW, S, SSE, SE, ESE	8. 3×10 ⁻²	8.4×10°		
	メタノール 貯槽	100	13m³	41 ^{₩2}	<u>s</u>	8. 1×10 ⁻²	5.3×10 ¹		
nii/e	塩酸タンク	36 ^{₩1}	13,800kg	36 ^{₩3}	<u>w</u>	2. 0×10 ⁻²	6.9×10 ¹		
敷地外	アンモニア	100₩1	3,200kg ^{₩1}	_	<u>w</u>	8. 9×10 ^{-1@5}	1.0×10°		
71	(冷媒)	100	1, 500kg ^{₩1}	_	<u>w</u>	4. 2×10 ^{-1#5}	1.0×10°		

			大気拡	散評価条件	
	固定源	離隔距離 (m)	巻き込みを生じる 代表建屋	着目方位**4及び 方位別投影面積	相対濃度 (s/m³)
	塩酸受入 タンク	290	総合事務所	<u>ENE</u> : 1,200m ²	1.2×10 ⁻⁴
敷地内	アンモニア 原液タンク	50	3号炉 タービン建屋	WNW: 2,100m ² W: 1,300m ² WSW: 2,200m ² SW: 2,800m ² S: 2,700m ² S: 2,700m ² SE: 3,000m ² SE: 2,700m ² ESE: 2,100m ²	9.5×10 ⁻⁴
	メタノール 貯槽	130	建屋考慮せず	<u>s</u>	7.9×10 ⁻⁴
敷	塩酸タンク	9,200	建屋考慮せず	<u>w</u>	2.8×10 ⁻⁶
敷地外	アンモニア	8,500	建屋考慮せず	W	2.2×10-6-
<i>ያ</i> ኑ	(冷媒)	8,500	建屋考慮せず	W	2.2×10 ⁻⁶

- ※1 事業所の業種等を考慮して推定した値
- ※2 堰内のタンク基礎部等を除いた場合、堰面積は各々16%減、21% 減、29%減となる。
- ※3 敷地内と同規模の塩酸貯槽の堰から推定した値
- ※4 主方位を下線で示した
- ※5 敷地外のアンモニアについては放出率 (1時間で全量が放出し た値)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

有毒ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所) 女川(2022/4/8 掲制庁掲出版)

27/1 (2022) 1/0 /yana/1 beta/b/								
第4.4.3.1-3 表(1	1/2) 固定源による有毒ガス影響評価結果							
(中央制御室,	影響が最大となる方位:NW, NNW))							

敷地外固定源	評価点から 発生源を見た方位	放出率 (kg/s)	相対濃度 (s/m³)	評価点における 有毒ガス濃度 ^{Φ1, Φ2, Φ3} (ppm)
アンモニア①	NW	4. 2×10 ⁻¹	1.7×10 ⁻⁵	l. 1×10 ¹
アンモニア②	NW	4. 2×10 ⁻¹	1.6×10 ⁻⁶	9. 6×10°
アンモニア③	ESE	5. 6×10 ⁻²	2.7×10 ⁻⁶	(2. 2×10 ⁻¹)
アンモニア④	NNW	5. 6×10 ⁻²	4. 1×10 ⁻⁶	3. 3×10 ⁻¹

※1:括弧内の値は、敷地外固定源が設置されている方位のうち、 隣接方位の濃度を合算した値が最も高くなる方位 (NW, NNW) 及 びその隣接方位 (WNW, N) に該当しない方位における濃度を示 す

※2:外気取入口における濃度。25℃ (298.15K), 1 気圧における アンモニア (モル質量17.0g/mol) の体積分率

※3:有効数字3 桁目を切り上げ

評価点から		評価点に	こおける	隣接方位を含めた	防護判断	
発生源を	敷地外固定源	有毒ガス濃度や		有毒ガス濃度の合計 ^{Φ1, Φ2}	基準値空	評価
見た方位		(ppm)		(ppm)	(ppm)	
N	-	-	-	-	_	_
NNE	-	-	-	-	-	-
NE	-	-	-	-	-	-
ENE	-	-	-	_	_	-
Е	-	-	-	_	_	_
ESE	アンモニア③	2.2>	(10-1	2. 2×10 ⁻¹	300	影響なし
SE	-	-		_	-	-
SSE	-			-	-	-
S	-	-	-	-	_	_
SSW	-	-	-	-	-	-
SW	-			-	-	-
WSW	-	-	-	-	-	-
W	-			-	-	-
WNW	-	-	-	-	-	_
NW	アンモニア①	1.1×10 ¹	0.1710	0.07.10	200	MCMC-Fs 1
NW	アンモニア②	9.6×10°	2. 1×10 ¹	2. 2×10 ¹	300	影響なし
NNW	アンモニア④	3.3>	10-1	2. 2×10 ¹	300	影響なし

※1:固定源がない方位に"ー"と記載

※2:有効数字3 桁目を切り上げ

伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

有毒ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)

女川 (2022/4/8 規制庁提出版)	
第4.4.3.1-3 表 (2/2) 固定源による有毒ガス影響評価結	果
(緊急時対策所,影響が最大となる方位:NW,MNW)	

敷地外固定源	評価点から 発生源を見た方位	放出率 (kg/s)	相対濃度 (s/m³)	評価点における 有毒ガス濃度 ^{を1, を2, 49} (ppm)
アンモニア①	NNW	4. 2×10 ⁻¹	4.6×10 ⁻⁶	2.8×10°
アンモニア②	NW	4. 2×10 ⁻¹	1.7×10 ⁻⁵	1.1×101
アンモニア③	ESE	5. 6×10 ⁻²	1.5×10 ⁻⁶	(1.2×10 ⁻¹)
アンモニア④	NNW	5. 6×10 ⁻²	4.5×10 ⁻⁶	3. 6×10 ⁻¹

※1:括弧内の値は、敷地外固定源が設置されている方位のうち、 隣接方位の濃度を合算した値が最も高くなる方位 (NW, NNW) 及びその隣接方位 (WNW, N) に該当しない方位における濃度 を示す

※2:外気取入口における濃度。25℃ (298.15K), 1 気圧における アンモニア(モル質量 17.0g/mol)の体積分率

※3:有効数字3 桁目を切り上げ

評価点から 発生源を 見た方位	敷地外固定源	評価点に 有毒ガン (pi	ス濃度 ^{※1}	隣接方位を含めた 有毒ガス濃度の合計 ^{Φ1, Φ2} (ppn)	防護判断 基準値 ^{※1} (ppm)	評価		
N	-	-			-	-		
NNE	-	-	-	-	-	-		
NE	-	-	-	-	-	-		
ENE	-	-	-	-	_	_		
Е	-	-		-	-	-		
ESE	アンモニア③	1.2×10^{-1}		1. 2×10 ⁻¹	300	影響なし		
SE	-	-		-	_	_		
SSE	-	_		_		_	_	-
S	-	-		-		-	-	-
SSW	-	-	-	-	-	-		
SW	-	-	-	-	_	_		
WSW	_	-	-	_	-	_		
W	-			-	_	_		
WNW	-	-	-	-	-	-		
NW	アンモニア②	1.13	< 10¹	1. 5×10 ¹	300	影響なし		
NNW	アンモニア①	2.8×10°	3. 2×10°	1, 5×10 ¹	300	影響なし		
NNW	アンモニア④	3.6×10 ⁻¹	3. 2×10°	1. b×10°	300	影響なし		

※1:固定源がない方位に"-"と記載 ※2:有効数字3 桁目を切り上げ

有盡ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所) 女川 (2022/4/8 規制庁提出版)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載簡所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

4 5	対象発生派	町の独定

敷地外固定源から有毒ガスの発生を想定し、中央制御室及び 緊急時対策所に与える影響を評価した結果、中央制御室外気取 入口及び緊急時対策所外気取入口における有毒ガス濃度は、い ずれも有毒ガス防護判断基準値を超過しない。

この結果より、女川原子力発電所2号炉において、運転・対 処要員の対処能力が著しく損なわれるおそれのある有毒ガスの 対象発生源はないことを確認した。

5. 有毒ガス防護に対する妥当性の判断

女川原子力発電所において、中央制御室及び緊急時対策所の防 護対象となる運転・対処要員の対処能力が著しく損なわれること がないように、有毒ガス防護対策を以下のとおり実施する。

5.1 対象発生源がある場合の対策

女川原子力発電所2号炉に対しては、対象発生源がないこと から、"対象発生源がある場合の対策"に該当するものはない。

4.1 対象発生源の特定

スクリーニング評価対象の敷地内固定源及び敷地外固定源は ないことから、泊発電所3号炉において、運転・対処要員の対処 能力が著しく損なわれるおそれのある有毒ガスの対象発生源は ないことを確認した。

泊発電所3号炉

なお、敷地内可動源に対してはスクリーニング評価によらず 防護措置を取ることとする。

5. 有毒ガス防護に対する妥当性の判断

泊発電所において、3号炉中央制御室及び緊急時対策所の防護対 象となる運転・対処要員の対処能力が著しく損なわれることがな いように、有毒ガス防護対策を以下のとおり実施する。

5.1 対象発生源がある場合の対策

5.1.1 スクリーニング評価結果を踏まえて行う対策

「3.評価に当たって行う事項」において、敷地内外の固 定源を調査した結果、特定された対象発生源はない。

従って、対象発生源は、スクリーニング評価を行わず、 対策を実施することとした敷地内可動源に限定されるこ とから, 敷地内可動源に対して運転員, 重大事故等に対処 するために必要な指示を行う要員(以下「運転・指示要員」 という。) に対して必要な対策を実施する。

5.1.1.1 敷地内可動源に対する対策

敷地内可動源からの有毒ガスの発生が及ぼす影響によ り、運転・指示要員の対処能力が著しく損なわれることが ないように、中央制御室、緊急時対策所の運転・指示要員 に対して、以下の対策を実施する。

なお、対策の実施にあたり、敷地内可動源として特定さ れた薬品タンクローリーは原則平日通常勤務時間帯に発電 所構内に入構すること、また、発電所において重大事故等 が発生した場合には、既に入構している可動源は敷地外に

4.5 対象発生源の特定

4.4.3.2 敷地内可動源

敷地内固定源及び敷地外固定源からの有毒ガスの発生を想定 し、中央制御室、緊急時対策所(EL, 32m)及び重要操作地点に与 える影響を評価した結果、中央制御室、緊急時対策所(EL. 32m) 及び重要操作地点における有毒ガス濃度は、いずれも有毒ガス 防護判断基準値に対する割合の和は1を超過しない。この結果よ り、伊方発電所の固定源については、運転・対処要員の対処能 力が著しく損なわれるおそれのある有毒ガスの対象発生源はな いことを確認した。

伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)

ず、防護措置をとることで対応する。

敷地内可動源についてはスクリーニング評価によら

なお、敷地内可動源に対してはスクリーニング評価によらず 防護措置をとることとする。

5. 有毒ガス防護に対する妥当性の判断

伊方発電所において、中央制御室、緊急時対策所(EL. 32m)の防 護対象となる運転・対処要員の対処能力が著しく損なわれること がないように、有毒ガス防護対策を以下のとおり実施する。

5.1 対象発生源がある場合の対策

5.1.1 スクリーニング評価結果を踏まえて行う対策

「4. 対象発生源特定のためのスクリーニング評価」におい て、敷地内外の固定源に対して評価をした結果、特定された 対象発生源はない。

従って、対象発生源は、スクリーニング評価を行わず、 対策を実施することとした敷地内可動源に限定されること から、敷地内可動源に対して運転員、重大事故等に対処す るために必要な指示を行う要員(以下「運転・指示要員」 という。)に対して必要な対策を実施する。

5.1.1.1 敷地内可動源に対する対策

敷地内可動源からの有毒ガスの発生が及ぼす影響によ り、運転・指示要員の対処能力が著しく損なわれることが ないように、中央制御室、緊急時対策所(EL. 32m)の運転・ 指示要員に対して、以下の対策を実施する。

なお、対策の実施にあたり、敷地内可動源として特定さ れた薬品タンクローリーは原則平日通常勤務時間帯に発電 所構内に入構すること、また、発電所において重大事故等 が発生した場合には、既に入構している可動源は敷地外に

記載表現の相違

泊ではスクリーニン グ評価を実施しないこ とから伊方でいう 4.1 ~4.4.3.2 を作成して いないことに伴う相違

差異理由

項番号の相違

設備の相違

敷地内外固定源の調 査結果により,特定され た固定源(=スクリーニ ング評価対象)がないこ とに伴う相違。

プラント名称の相違

設計方針の相違

・敷地内可動源につい ては、スクリーニング評 価をせず, 防護措置を取 る方針とした。(伊方と は相違なし)

プラント名称の相違

設備の相違

敷地内外固定源の調 査結果により特定され た固定源(=スクリーニ ング評価対象)がないこ とに伴う相違。

設計方針の相違

女川は調査の結果, 敷地 内可動源がなく、泊は評 価によらず防護措置を 取ることによる相違(伊 方とは相違なし)

設備名称の相違

(敷地内可動源の対策 については、伊方との比 較を行う)

有毒ガス防護(第 26 条 原子炉制御室等、第 34 条 緊急時対策所) 安川 (2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所 3 号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
女/川(2022/4/0 /規制/门1延山/(X)	避難させ、新たな可動源は発電所構内に入構させないこと	避難させ、新たな可動源は発電所構内に入構させないこと	左共圧口
	産業でき、利になり動脈は光電が持わに八番できないこと とする。	を対して、利になり動物は光電の神内に八神させないこと とする。	
	C 1 0 0	C 1 %	
	(1) 有毒ガスの発生の検出	(1) 有毒ガスの発生の検出	
	敷地内可動源に対する有毒ガスの発生の検出のための	敷地内可動源に対する有毒ガスの発生の検出のための	
	実施体制を別紙6-1のように整備する。	実施体制を別紙11-1のように整備する。	別紙番号の相違
	敷地内可動源である薬品タンクローリーからの有毒化	敷地内可動源である薬品タンクローリーからの有毒化	WHITE O STREET
	学物質の漏えいは、発電所敷地内の移動経路の何れの場	学物質の漏えいは、発電所敷地内の移動経路の何れの場	
	所でも発生しうるため、有毒ガスの発生の検出は、人の	所でも発生しうるため、有毒ガスの発生の検出は、人の	
	認知によることとする。	認知によることとする。	
	従って, 「3.1.2 敷地内可動源」にて特定した敷地内	従って、「3.1.2 敷地内可動源」にて特定した敷地内	
	可動源が発電所構内に入構する場合は、発電所構内に勤	可動源が発電所構内に入構する場合は、発電所員が発電	運用の相違
	務している要員(協力会社員含む)が発電所入構から薬	所入構から薬品タンク等への受入完了まで随行・立会す	・可動源に立ち会う要
	品タンク等への受入完了まで随行・立会すること(以下,	ることで、速やかな有毒ガスの発生の検出を可能とす	員の相違。泊は協力会社
	随行・立会いを実施する者を「立会人」という。)で、速	ప 。	員を含んだ体制とする。
	やかな有毒ガスの発生の検出を可能とする。		記載内容の相違
			・立会人の用語を定義
	(2) 通信連絡設備による伝達	(2) 通信連絡設備による伝達	した。
	敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る連絡体制及び	敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る連絡体制及び	
	手順を別紙 6-2 ように 整備 する。	手順を別紙11-2のように整備する。	別紙番号の相違
	薬品タンクローリーからの有毒化学物質の漏えいが発	薬品タンクローリーからの有毒化学物質の漏えいが発	A Annual Property
	生し,有毒ガスの発生による異常を検知した場合は,立	生し、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、敷	名称の相違
	会人は速やかに中央制御室の発電課長(当直)に通信連	地内可動源に随行・立会している発電所員から速やかに	名称の相違
	絡設備等を用いて連絡する。	中央制御室の当直長に通信連絡設備等を用いて連絡す る。	
	発電課長(当直)は,通信連絡設備等を用いて全体指	当直長は、通信連絡設備等を用いて連絡責任者に有毒	名称の相違
	揮者に有毒ガスの発生を連絡する。なお、発電所対策本	ガスの発生を連絡する。なお、災害対策本部が設置され	***************************************
	部が設置されている場合は,発電所対策本部長に連絡す	ている場合は、災害対策本部長に連絡する。	名称の相違
	ప .	通信連絡設備は、既存のもの(設置許可基準規則第35	記載内容の相違
	通信連絡設備は、現在申請中の新規制基準適合性審査	条、第62条)を使用する。	· 基準適合性審査進捗
	における方針に従い、設計、設置することにより、設置		の相違(島根資料と同
	許可基準規則(第35条,第62条)への適合を図る。	設置許可基準規則第35条、第62条の通信連絡設備は、	様)
	設置許可基準規則第35条,第62条の通信連絡設備は,	以下の設計方針としており、有毒ガスが発生した場合に	
	以下の設計方針とすることとしており、有毒ガスが発生	当該設備を使用しても、既存設備に変更はなく、既許可	記載内容の相違
	した場合に当該設備を使用しても,既存設備に変更はな	の基準適合性結果に影響を与えるものではない。	・基準適合性審査進捗
	く、基準適合性審査に影響を与えるものではない。	・発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合	の相違
	・原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合におい	において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のあ	記載表現の相違
	て、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子	る原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者へ	・設置許可申請書にお
	炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操	の操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等	ける表現の相違。
	作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等によ	により行うことができる装置及び音声等により行うこ	
	り行うことができる装置及び音声等により行うことが	とができる設備として、警報装置の機能を有する運転	
	できる設備として、警報装置の機能を有する運転指令	指令設備(以下「運転指令設備」という。)及び電力保	
	設備(以下「運転指令設備」という。)及び電力保安通	安通信用電話設備等の多様性を確保した通信設備(発	
	信用電話設備等の多様性を確保した通信設備(発電所中)な設備では保管する記載しまる	電所内)を設置又は保管する設計とする。	
	内)を設置又は保管する設計とする。	・重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の	

有盡ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所) 女川(2022/4/8 規制庁提出版)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載簡所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

19/10/15	規制庁提出版)	

差異理由

・重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の 通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため に必要な通信連絡設備を設置又は保管する。重大事故 等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をす る必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信 設備(発電所内)を設ける。

泊発電所3号炉

通信設備(発電所内)として,重大事故等が発生した場 合に必要な衛星電話設備、衛星携帯電話、トランシー バ、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)、インタ ーフォン及び携行型通話装置は、中央制御室、緊急時対 策所、原子炉補助建屋等に設置又は保管する設計とす る。

(3) 防護措置

1) 換気空調設備の隔離及び防護具等の配備

中央制御室、緊急時対策所の運転・指示要員に対し て,敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る実施体制 及び手順を、別紙 6-2 のとおり整備する。また、第 5.1.1.1-1 表に示す通り、防毒マスクを配備する。

発電課長(当直)は、敷地内可動源からの有毒ガス 発生による異常の連絡を受けた場合は、速やかに中央 制御室の換気空調装置を隔離するととともに、運転員 に防毒マスクの着用を指示する。また、緊急時対策所 の全体指揮者(発電所対策本部が設置されている場合 は、発電所対策本部長)は、敷地内可動源からの有毒 ガス発生による異常の連絡を受けた場合は、通報連絡 者(発電所対策本部が設置されている場合は、指示要 員) に、外気を取り込まないよう速やかに緊急時対策 所の換気設備を隔離するとともに, 防毒マスク着用を 指示する。

中央制御室の換気空調装置及び緊急時対策所の換気 設備を隔離した場合は、酸素濃度・二酸化炭素濃度計 を用いて酸欠防止を監視する。さらに、敷地内可動源 からの有毒ガスの発生による異常が終息した場合は. 速やかに外気取入れを再開する。

通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため に必要な通信連絡設備を設置又は保管する。重大事故 等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をす る必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信 設備(発電所内)を設ける。

通信設備(発電所内)として、重大事故等が発生した場 合に発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信 連絡を行うために必要な衛星電話設備、無線通信設備 のうち無線通信装置(可搬型)及び緊急時用携帯型通話 設備は、中央制御室、原子炉建屋、原子炉補助建屋又は 緊急時対策所(EL, 32m)に設置又は保管する設計とす

(3) 防護措置

伊方(20

1) 換気空調設備の隔離及び防護具等の配備

中央制御室、緊急時対策所(EL.32m)の運転・指示要 員に対して、敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る 実施体制及び手順を、別紙11-2のとおり整備する。 また、第5.1.1.1-1表に示す通り、防毒マスクを配備す 別紙番号の相違

当直長は、敷地内可動源から有毒ガスの発生による 異常の連絡を受けた場合は、速やかに中央制御室の換 気空調設備を隔離するとともに、運転員に防毒マスク の着用を指示する。また、緊急時対策所(EL.32m)の連 絡責任者(災害対策本部が設置されている場合は、災 害対策本部長)は、敷地内可動源から有毒ガスの発生 による異常の連絡を受けた場合は、連絡当番者(災害 対策本部が設置されている場合は、指示要員)に、外 気を取り込まないよう速やかに緊急時対策所(EL.32m) の換気設備を隔離するとともに、防毒マスクの着用を 指示する。

中央制御室の換気空調設備及び緊急時対策所 (EL.32m)の換気設備を隔離した場合は、酸素濃度計や 二酸化炭素濃度計を用いて酸欠防止を監視する。さら に、敷地内可動源からの有毒ガスの発生による異常が 終息した場合は、速やかに外気取入れを再開する。

設備の相違

通信設備は設置許可 基準規則 (第35条,第 62条) にて、基準適合を 確認する設備を記載し ていることによる相違。

名称の相違

名称の相違

設備の相違

泊は一体型を使用。

配備場所

中央制御室

緊急時対策所

泊発電所3号炉

防毒マスク数量

(吸収缶数量)

6 個

(各6個、対象ガス別※)

22 個

(各22個,対象ガス別※)

敷地内の有毒化学物質が漏えいし、有毒ガスの発生

による異常が発生した場合の敷地内可動源に対する有

毒化学物質の処理等の措置に係る実施体制及び手順を

終息活動は、立会人のもと、終息活動要員が実施する

また、第 5.1.1.1-2 表に示す通り、防護具を配備す

第5.1.1.1-1表 防毒マスクの配備(運転員、指示要員用)

要員数

6人

22人

※塩酸用、アンモニア・ヒドラジン用の計2種類

別紙 6-3 の通り整備する。

体制とする。

2) 敷地内の有毒化学物質の処理等の措置

第5111-2表 防毒マスクの配備(終息活動要員用)

防護対象者

運転員

発電所災害対策要

(指示要員)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載簡所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

30F EI W.	防毒マスク数量	第7 / 排 4月 元年	体制の相違
-----------	---------	--------------	-------

防護対象者	要員数	防毒マスク数量 (吸収缶数量)	配備場所
運転員	10	10個 (各10個、対象ガス <mark>別*</mark>)	中央制御室
災害対策本部要員 (指示要員)	36	36個 (各36個、対象ガス別*)	緊急時対策所 (EL. 32m)
ツ炸砂田 フンエー	7 1. 1	ところい田 フカン 9日	nel o sees

※塩酸用、アンモニア・ヒドラジン用、メタノール用の計3種類

伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)

第5.1.1.1-1 表 防毒マスクの配備 (運転員、指示要員用)

2)敷地内の有毒化学物質の処理等の措置

敷地内の有毒化学物質が漏えいし、有毒ガスの発生 による異常が発生した場合の敷地内可動源に対する有 毒化学物質の処理等の措置に係る実施体制及び手順を 別紙 11-3 のとおり整備する。

終息活動は、立会人等のもと、消防要員が実施する体 制とする。

また、第 5.1.1.1-2 表に示す通り、防護具を配備す

第5111-2表 防毒マスクの配備(終息活動要員用)

第 5.1.1.1 2 3、 例母、ハン ジ L III (95 0.1	. 1. 1 2	ax by the control of the control	We 1011 D 2013	大员(/11/			
防護対象者	護対象者 要員数 防護具		配備場所	防護対象者	要員数	防護具		配備場所	
終息活動要員	3人	耐薬品手袋・耐薬品長靴・防毒マスク・吸収缶(対象ガス別*)	3セット	終息活動要員 待機場所	終息活動要員	10	・耐薬品手袋・耐薬品長靴・防毒マスク・吸収缶(対象ガス別※)	10 セット	3号一般化学室 総合事務所
※塩酸用、アンモニア・ヒドラジン用の計2種類			※塩酸用、フ	ンモニ	ア・ヒドラジン用、メ	タノール用	の計3種類		

5.2 予期せず発生する有毒ガスに関する対策

予期せず発生する有毒ガスが及ぼす影響により, 運転・対処 要員のうち初動対応を行う者(以下「運転・初動要員」とい う。) の対処能力が著しく損なわれることがないように、運転・ 初動要員に対して、以下の対策を実施する。なお、本対策の実 施においては、特定の発生地点は想定していない。

5.2.1 防護具等の配備等

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対して、 必要人数分の酸素呼吸器を有毒ガス防護用に配備するととも に、予期せず発生する有毒ガスからの防護のための実施体制 及び手順を整備する。

酸素ボンベについては、酸素呼吸器を1人当たり6時間使 用するために必要となる数量を有毒ガス防護用に配備する。 さらに、予期せず発生する有毒ガスに対し、継続的な対応 が可能となるよう、バックアップの供給体制を整備する。

5.2 予期せず発生する有毒ガスに関する対策

予期せず発生する有毒ガスの及ぼす影響により、運転員、連 絡責任者及び連絡当番者(以下「運転・初動要員」という。)の 対処能力が著しく損なわれることがないように、中央制御室、 緊急時対策所(EL 32m)の運転・初動要員に対して、以下の対策 を実施する。

5.2.1 防護具等の配備等

中央制御室及び緊急時対策所(EL.32m)の運転・初動要員に 対して、必要人数分の酸素呼吸器を配備する。

中央制御室及び緊急時対策所(EL, 32m)の運転・初動要員に 対して、予期せず発生する有毒ガスからの防護のための実施 体制及び手順を整備する。

酸素ボンベについては、酸素呼吸器を一人当たり6時間使用 するために必要となる数量を配備する。

さらに、予期せず発生する有毒ガスに対し、継続的な対応 が可能となるよう、バックアップの供給体制を整備する。

5.2 予期せず発生する有毒ガスに関する対策

予期せず発生する有毒ガスが及ぼす影響により、運転・対処 要員のうち初動対応を行う者(以下「運転・初動要員」とい う。) の対処能力が著しく損なわれることがないように、運転・ 初動要員に対して、以下の対策を実施する。なお、本対策の実 施においては、特定の発生地点は想定していない。

5.2.1 防護具等の配備等

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対して. 必要人数分の自給式呼吸器を有毒ガス防護用に配備するとと もに、予期せず発生する有毒ガスからの防護のための実施体 制及び手順を整備する。

酸素ボンベについては、自給式呼吸器を1人当たり6時間使 用するために必要となる数量を有毒ガス防護用に配備する。 さらに、予期せず発生する有毒ガスに対し、継続的な対応 が可能となるよう、バックアップの供給体制を整備する。

有毒ガス防護比較表-56

運転員や緊急時対策 所における重大事故等 に対処するために必要 な指示を行う要員数の 相違により, 可動源防護 対象者の要員数と防毒 マスクの配備数が異な る。また、対象とする有 毒ガスに応じた吸収缶 の種類の相違。

差異理由

別紙番号の相違

体制の相違

伊方は消防要員が終 息活動を行うのに対し. 泊は終息活動要員を別 途定めることによる相 違。

運用の相違

終息活動の運用の相 違による要員数等の相 有盡ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所) 女川 (2022/4/8 規制庁提出版)

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載簡所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

(1) 必要人数分の酸素呼吸器の配備

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対し て、予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、第5.2.1-1 表に示す,必要となる自給式呼吸器の数量を確保し,所定 の場所に配備する。

(1) 必要人数分の酸素呼吸器の配備

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対し て、予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、第5.2.1-1表 に示す, 必要となる酸素呼吸器の数量を確保し, 所定の場 所に配備する。

泊発電所3号炉

(1) 必要人数分の酸素呼吸器の配備

伊方(2019/10/15 規制庁提出版)

中央制御室及び緊急時対策所(EL. 32m) の運転・初動要員 に対して、予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、第 5.2.1-1表に示す、必要となる酸素呼吸器及び酸素ボンベの 数量を確保し、所定の場所に配備する。

なお、中央制御室及び緊急時対策所(EL.32m)について は、原子力規制委員会より発出された「実用発電用原子炉 及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規 則等の一部改正等に係る対応について(指示)」(平成29 年4月5日 原規規発第1704054号)」に基づき、平成29年7 月21日に配備が完了している。

今回、バックアップの供給体制の整備のため、新たに酸 素呼吸器を必要数量配備する。

第5.2.1-1表 酸素呼吸器の配備

対象箇所 (防護対象者)	要員数	自給式酸素呼吸 器数量	配備場所
中央制御室 (運転員)	7人	7個	制御建屋 (中央制御 室)
緊急時対策所(運転員以外の運 転・初動要員)	6人	6個	緊急時対策建 屋(緊急時対 策所)

第5.2.1-1表 酸素呼吸器の配備

防護対象者	要員数	酸素呼吸器数量	配備場所
運転員	6 人	6個	中央制御室
全体指揮者 通報連絡者	3 人	3個	緊急時対策所

第5.2.1-1表 酸素呼吸器の配備

防護対象者	要員数(人)	酸素呼吸器数量	配備場所
運転員	10	10個	中央制御室
連絡責任者 連絡当番者	3	3個	緊急時対策所 (EL. 32m) 待機所

(2) 一定量の酸素ボンベの配備

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対し て, 予期せず発生する有毒ガスから一定期間防護が可能と なるよう、第5.2.1-2表に示す、必要となる酸素ボンベの数 量を確保し, 所定の場所に配備する。

- 再稼働プラントにおける酸素呼吸器等の配備に係る原子力規制委員 会への報告実績
- ·伊方発電所3号炉:平成29年7月25日

(2) 一定量の酸素ボンベの配備

中央制御室及び緊急時対策所(EL. 32m)の運転・初動要員 に対して、予期せず発生する有毒ガスから、一定期間防護 が可能となるよう、第5.2.1-2表に示す、必要となる酸素ボ ンべの数量を確保し、所定の場所に配備する。

なお、中央制御室及び緊急時対策所(EL.32m)ついては、 原子力規制委員会より発出された「実用発電用原子炉及び その附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等 の一部改正等に係る対応について(指示)」(平成29年4 月5日 原規規発第1704054号)」に基づき、平成29年7月21 日に配備が完了している。

今回、バックアップの供給体制の整備のため、新たに酸 素ボンベを必要数量配備する。

体制の相違

・運転員や初動要員(連 絡責任者,連絡当番者) の人数の相違により、予 期せず発生する有毒ガ ス防護対象者の要員数 と酸素呼吸器配備数が 異なる。

差異理由

記載内容の相違

有毒ガス審査時に再

稼働しており、指示に基

づき呼吸器を配備して

いた伊方間有の記載。

泊の運転員の要員数 は、最大となる運転中を 定めている。

記載表現の相違

泊でも自給式酸素呼 吸器を用いる

記載内容の相違

・有毒ガス審査時に再 稼働しており、指示に基 づき呼吸器を配備して いた伊方固有の記載。

(2) 一定量の酸素ボンベの配備

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対し て, 予期せず発生する有毒ガスから一定期間防護が可能と なるよう、第5.2.1-2 表に示す、必要となる酸素ボンベの 数量を確保し, 所定の場所に配備する。

青字:記載簡所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

第5.2.1-2表 酸素ボンベの配備

対象箇所 (防護対象者)	要員数	酸素ボンベ 数量**	配備場所
中央制御室(運転員)	7人	7本	制御建屋(中央制御室)
緊急時対策所 (運転員以外の運転・初動要 員)	6人	6本	緊急時対策建 屋 (緊急時対 策所)

- ※: ガイドに基づき、1 人当たり自給式呼吸器を6 時間使用するの に必要となる酸素ボンベの数量を設定(別紙9-1参照)
 - (3) 防護のための実施体制及び手順 中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対し て、予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施体制及び手 順を, 別紙9-1 のとおり整備する。
 - (4) バックアップの供給体制の整備

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対し て、予期せぬ有毒ガスの発生が継続した場合を考慮し、継 続的な対応が可能となるよう、敷地外からの酸素ボンベの 供給体制を、別紙9-2 のとおり整備する。

5.2.2 通信連絡設備による伝達

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対して、 予期せぬ有毒ガスの発生を知らせるための実施体制及び手順 を、別紙9-1 のとおり整備する。

有毒ガス発生の情報、異臭の連絡又は複数の体調不良者の 同時発生の情報を得た場合、連絡責任者へ連絡する。

連絡を受けた連絡責任者は、運転員以外の運転・初動要員 を召集し、召集された総括責任者(平日勤務時間は発電所長 又はその代行者,休日・夜間は休日当番者)は,有毒ガスに よる影響が考えられる場合、発電所対策本部を設置する。

発電所対策本部長(発電所長又はその代行者)は、発電課 長等に対して防護措置を指示する。

なお、通信連絡設備は、既存のもの(設置許可基準規則第 35 条, 第62 条) を使用する。

泊発電所3号炉 第5.2.1-2表 酸素ボンベの配備

防護対象者	要員数	酸素呼吸器数量**	配備場所
運転員	6人	6本	中央制御室
全体指揮者 通報連絡者	3 人	3本	緊急時対策所

- に必要となる酸素ボンベの数量を設定(別紙7-1参照)
 - (3) 防護のための実施体制及び手順

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対し て、予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施体制及び手 順を、別紙7-1のとおり整備する。

(4) バックアップの供給体制の整備

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対し て、予期せぬ有毒ガスの発生が継続した場合を考慮し、継 続的な対応が可能となるよう、敷地外からの酸素ボンベの 供給体制を、別紙7-2のとおり整備する。

5.2.2 通信連絡設備による伝達

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対して、 予期せぬ有毒ガスの発生を知らせるための実施体制及び手順 を、別紙7-1のとおり整備する。

敷地外からの連絡があった場合、又は敷地内で異臭等の異 常が確認された場合には、これらの異常の内容を中央制御室 の発電課長(当直)に通信連絡設備等を用いて連絡をする。 発電課長(当直)は、通信連絡設備等を用いて全体指揮者 (発電所対策本部が設置されている場合は、発電所対策本部 長) に有毒ガスの発生を連絡するとともに、発電所内の必要 な要員に有毒ガスの発生の周知を行う。

なお,通信連絡設備は、可動源の対応同様に、現在申請中 の新規制基準適合性審査における方針に従い、設計、設置す

第5.2.1-2表 酸素ボンベの配備

伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)

防護対象者	要員数(人)	酸素ボンベ数量※1	配備場所
運転員	10	10 本	中央制御室
連絡責任者 連絡当番者	3	3 本	緊急時対策所 (EL. 32m) 待機所

- ※:ガイドに基づき、1 人当たり自給式呼吸器を6 時間使用するの ※1 有毒ガス保護に係る影響評価ガイドに基づき、一人当たり酸素 と酸素ポンペ配備数が 呼吸器を6時間使用するのに必要となる酸素ボンベの数量を設 定(別紙12 - 1参照)
 - (3) 防護のための実施体制及び手順

中央制御室、緊急時対策所(EL.32m)の運転・初動要員に 対して予期せず発生する有毒ガスからの防護に係る実施体 制及び手順を別紙12-1のとおり整備する。

(4) バックアップの供給体制の整備

中央制御室、緊急時対策所(EL. 32m)の運転・初動要員に 対して、予期せぬ有毒ガスの発生が継続した場合を考慮 し、継続的な対応が可能となるよう、敷地外からの酸素ボ ンベバックアップの供給体制を、別紙12-2のとおり整備す

別紙番号の相違

差異理由

・運転員や初動要員 (連 絡責任者,連絡当番者) の人数の相違により、予 期せず発生する有毒ガ ス防護対象者の要員数

泊の運転員の要員数

は、最大となる運転中を 定めている。

別紙番号の相違

別紙番号の相違

体制の相違

- 2 再稼働プラント における酸素呼吸器等の配備に係る原子力規制委 員会への報告実紹
 - ·伊方発電所3号炉:平成29年7月25日
 - 5.2.2 通信連絡設備による伝達

中央制御室、緊急時対策所(EL. 32m)の運転・初動要員に対 して、予期せぬ有毒ガスの発生を知らせるための実施体制及 び手順を別紙12-1のとおり整備する。

敷地外からの連絡があった場合、又は敷地内で異臭等の異 常が確認された場合には、これらの異常の内容を中央制御室 の当直長に通信連絡設備等を用いて連絡をする。当直長は、 通信連絡設備等を用いて連絡責任者に有毒ガスの発生を連絡 するとともに、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生の周 知を行う。

なお、通信連絡設備は、可動源の対応同様に既存のもの

別紙番号の相違

設計方針の相違

敷地外等からの連絡 を受けた場合の、運転員 等への周知方法の相違。 (伊方とは相違なし)

青字:記載簡所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

5.2.3 敷地外からの連絡

敷地外から予期せぬ有毒ガスの発生に係る情報を入手し た場合に、中央制御室の発電課長に対して敷地外の予期せ ぬ有毒ガスの発生を知らせるための仕組みについては、 5.2.2 の実施体制及び手順と同様である。

6. まとめ

有毒ガス防護に関する規制改正をうけ、女川原子力発電所にお ける有毒ガス発生時の影響評価を実施した。

評価手法は、ガイドを参照し、有毒ガス発生時の影響評価を実 施した。

評価に当たり、女川原子力発電所内外の有毒化学物質を特定 し、防護判断基準値を設定した。

敷地内固定源及び敷地内可動源はスクリーニング評価対象物質 が無いことを確認した。また、敷地外固定源に対しては、漏えい 時の評価を実施し、中央制御室の外気取入口等の評価地点におい て、有毒ガス濃度が防護判断基準値を超えない (運転員等の対処 能力が損なわれない)ことから、設置許可基準規則にて定義され る「有毒ガスの発生源」はなく、検出器及び警報装置を設けなく とも、運転員等は、中央制御室等に一定期間とどまり、支障なく 必要な措置をとるための操作を行うことができることを確認し た。

その他対応として、予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため自 給式呼吸器の配備、着用の手順及び体制を整備し、自給式呼吸器 の補給に係るバックアップ体制を整備することとした。また、有 毒ガスの確認時の通信連絡設備の手順についても整備することと した。

今後、新たな薬品を使用する場合には、固定源・可動源の特定 フロー等を基に、ガイドへの適合性を確認し、必要に応じて防護 措置を取ることを発電所の文書に定め、運用管理するものとす

以上のことから、有毒ガス防護に係る設置許可基準規則に適合 していることを確認した。有毒ガス防護に係る規則等への適合性 を別紙10に示す。

ることにより設置許可基準規則第35条、第62条への適合を図

5.2.3 敷地外からの連絡

敷地外から予期せぬ有毒ガスの発生に係る情報を入手し た場合に、中央制御室の発電課長(当直)に対して敷地外 の予期せぬ有毒ガスの発生を知らせるための仕組みについ ては、5.2.2の実施体制及び手順と同様である。

泊発電所3号炉

6. まとめ

る。

有毒ガス防護に関する規制改正をうけ、泊発電所3号炉におけ る有毒ガス発生時の影響評価を実施した。

評価手法は、「有毒ガス防護に係る評価ガイド」を参照し、評価 結果に基づいた防護措置を行うこととした。

評価にあたり、泊発電所内外の有毒化学物質を特定し、防護判 断基準値を設定した。

敷地内固定源及び敷地外固定源はスクリーニング評価対象物質 が無いことを確認したことから、設置許可基準規則にて定義され る「有毒ガスの発生源」はなく、検出器及び警報装置を設けなく とも、運転員等は、中央制御室等に一定期間とどまり、支障なく 必要な措置をとるための操作を行うことができることを確認し

敷地内可動源に対しては、立会人等の確保、連絡体制の確保及 び中央制御室等への防毒マスクの配備・着用手順の整備による防 護措置を実施することで、中央制御室の運転員等の対処能力が著 しく損なわれないことを確認した。

その他対応として、予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため酸 素呼吸器の配備、着用の手順及び体制を整備し、酸素呼吸器の補 給に係るバックアップ体制を整備することとした。また、有毒ガ スの確認時の通信連絡設備の手順についても整備することとし

今後、新たな薬品を使用する場合には、固定源・可動源の特定 フロー等を基に、有毒ガス影響評価ガイドへの適合性を確認し、 必要に応じて防護措置を取ることを発電所の文書に定め、運用管 理するものとする。

以上のことから、有毒ガス防護に係る設置許可基準規則に適合 していることを確認した。有毒ガス防護に係る規則等への適合性 を別紙8に示す。

5.2.3 敷地外からの連絡

敷地外から有毒ガスの発生に係る情報を入手した場合に、 中央制御室の当直長に対して、敷地外の予期せぬ有毒ガスの 発生を知らせるための仕組みについては、「5.2.2通信連絡設 備による伝達」の手順及び実施体制と同様である。

伊方(2019/10/15 規制庁提出版)

(設置許可基準規則第35条、第62条)を使用する。

6. まとめ

有毒ガス防護に関する規制改正をうけ、伊方発電所3号炉にお ける有毒ガス発生時の影響評価を実施した。

評価手法は、「有毒ガス防護に係る評価ガイド」を参照し、評価 結果に基づいた防護措置を行うこととした。

評価にあたり、伊方発電所内外の有毒化学物質を特定し、防護 判断基準値を設定した。

固定源に対しては、漏えい時の評価を実施し、中央制御室の外 気取入口等の評価地点において、各々の有毒ガス濃度の防護判断 基準値に対する和が、1を下回る(運転員等の対処能力が損なわ れない)ことから、設置許可基準規則にて定義される「有毒ガス 発生源」はなく、検出器及び警報装置を設けなくとも、運転員等 は、中央制御室等に一定期間とどまり、支障なく必要な措置をと るための操作を行うことができることを確認した。

敷地内可動源に対しては、立会人等の確保、連絡体制の確保及 び中央制御室等への防毒マスクの配備・着用手順の整備による防 護措置を実施することで、中央制御室の運転員等の対処能力が著 しく損なわれないことを確認した。

その他対応として、予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため酸 素呼吸器の配備、着用の手順及び体制を整備し、酸素呼吸器の補 給に係るバックアップ体制を整備することとした。また、有毒ガ スの確認時の通信連絡設備の手順についても整備することとし

今後、新たな薬品を使用する場合には、固定源・可動源の特定 フロー等をもとに、有毒ガス影響評価ガイドへの適合性を確認 し、必要に応じて防護措置を取ることを発電所の文書に定め、運 用管理するものとする。

記載内容の相違

· 基準適合性審查進捗 の相違

差異理由

名称の相違

名称の相違

記載表現の相違 設計方針の相違

・ 敷地内可動源に対し ては防護措置を行う。 (伊方とは相違なし)

名称の相違

設備の相違

敷地内外の有毒化学 物質調査の結果,特定さ れた固定源はなく、スク リーニング評価を実施 していないことによる 相違。

設計方針の相違

敷地内可動源は濃度 評価をせず防護措置を 取ることとしたことに よる相違。(伊方とは相 違なし)

記載表現の相違

両社とも自給式呼吸 器を用いる。

記載表現の相違

別紙番号の相違

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

付策所)		緑字:記載表現、設備名称の相違	(実質的な相違なし)
女川(2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
別紙-1 1.1目的 (目的については省略)	別紙-1 1.1目的 (目的については省略)	別紙-1 1. 1 目的 (目的については省略)	
1.2 適用範囲→ ガイドどおり 中央制御室, 緊急時対策所, 重要操作地点に おける有毒ガス防護対象者を評価対象として いる。 なお, 火災 (大型航空機衝突に伴う火災を含む)・爆発による影響評価は本評価では対象外 とする。	1.2 適用範囲→ 評価ガイドどおり 中央制御室, 緊急時対策所, 重要操作地点に おける有毒ガス防護対象者を評価対象として いる。 なお, 火災(大型航空機衝突に伴う火災を含む)・爆発による影響評価は本評価では対象外 とする。	1. 2 適用範囲→ 評価ガイドどおり 中央制御室、緊急時対策所、重要操作地点に おける有毒ガス防護対象者を評価対象として いる。 なお、火災 (大型航空機衝突に伴う火災を含む)・爆発による影響評価は本評価では対象外 とする。	記載表現の相違(以下,同様)
	女川 (2022/4/8 規制庁提出版) 別紙-1 1.1 目的 (目的については省略) 1.2 適用範囲→ ガイドどおり 中央制御室, 緊急時対策所, 重要操作地点に おける有毒ガス防護対象者を評価対象として いる。 なお, 火災 (大型航空機衝突に伴う火災を含む)・爆発による影響評価は本評価では対象外	## カリ (2022/4/8 規制庁提出版)	女川 (2022/4/8 規制庁提出版) 泊発電所3 号炉 伊方 (2019/10/15 規制庁提出版) 別紙-1 別紙-1 別紙-1 別紙-1 別紙-1 別紙-1 別紙-1 1.1 目的 (目的については省略) 1.1 目的 (目的については省略) 1.2 適用範囲→ ガイドどおり中央制御室、緊急時対策所、重要操作地点における有毒ガス防護対象者を評価対象としている。 なお、火災 (大型航空機衝突に伴う火災を含む)・爆発による影響評価は本評価では対象外 なり、爆発による影響評価は本評価では対象外 なり、爆発による影響評価は本評価では対象外 なり、火災 (大型航空機衝突に伴う火災を含む)・爆発による影響評価は本評価では対象外 なり、爆発による影響評価は本評価では対象外 なり、火災 (大型航空機衝突に伴う火災を含む)・爆発による影響評価は本評価では対象外 なり、火災 (大型航空機衝突に伴う火災を含む)・爆発による影響評価は本評価では対象外 なり、火災 (大型航空機衝突に伴う火災を含む)・爆発による影響評価は本評価では対象外 なり、火災 (大型航空機衝突に伴う火災を含む)・爆発による影響評価は本評価では対象外 なり、火災 (大型航空機衝突に伴う火災を含む)・爆発による影響評価は本評価では対象外 なり、火災 (大型航空機衝突に伴う火災を含む)・爆発による影響が なり、火災 (大型航空機衝突に伴う火災を含む)・爆発による影響評価は本評価では対象外 なり、火災 (大型航空機衝突に伴う火災を含む)・爆発による影響評価は本評価では対象外 なり、火災 (大型航空機衝突に伴う火災を含む)・爆発による影響評価は本評価では対象外 なり、火災 (大型航空機衝突に伴う火災を含む)・爆発による影響評価は本評価では対象外 なり、火災 (大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

<i>毒ガス防護(第 26 条 原子炉制御室等、第 34 条 緊急時</i> 有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	女川 (2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
ロ ペンス 、 10分 的女 レートル、の 次へ 組まり 1 mm ンム・1 1.	>/11 (avaa/ 1/0 //min/) 1 pem/k/	THIS PRINT OF AN	D-22 (2010) 10/10 Wellish PEHINA	正天在田
. 3 用語の定義	1.3 用語の定義 → ガイドの通り	1.3 用語の定義	1. 3 用語の定義	
1) IDLH (Immediately Dangerous to Life or Health)		ガイドに基づき用語の定義を用いる。	ガイドに基づき用語の定義を用いる。	
1) IDEA (Immediately Dangerous to Life of health)	ガイトに塞りさ用品の定義を用いる。	ガイトに塞って用品の足残を用いる。	カイドに塞りさ用品の定義を用いる。	
NIOSH ⁷ で定められている急性の毒性限度(人間が30分	l .			
間ばく露された場合、その物質が生命及び健康に対して				
危険な影響を即時に与える、又は避難能力を妨げるばく				
露レベルの濃度限度値)をいう*3。				
(2) インリーク				
換気空調設備のフィルタを経由しないで原子炉制御				
室等内に流入する空気をいう。				
(3) インリーク率				
「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価				
手法について(内規)」 ^{参4} の別添資料「原子力発電所の				
中央制御室の空気流入率測定試験手法」において定めら				
れた空気流入率で、換気空調設備のフィルタを経由しな				
いで原子炉制御室等内に流入する単位時間当たりの空				
気量と原子炉制御室等バウンダリ内の体積との比をい				
う。				
(4) 可動源				
敷地内において輸送手段(例えば、タンクローリー等)				
の輸送容器に保管されている、有毒ガスを発生させるお				
それのある有毒化学物質をいう。				
(5) 緊急時制御室				
設置許可基準規則第42条等に規定する特定重大事				
故等対処施設の緊急時制御室をいう。				
(6)緊急時対策所				
設置許可基準規則第34条等に規定する緊急時対策				
所をいう。				
(7)空気呼吸具				
高圧空気容器(以下「空気ボンベ」という。)から減				
圧弁等を通して、空気を面体®に供給する器具のうち顔				
全体を覆う自給式のプレッシャデマンド型のものをい				
う。				
、 (8)原子炉制御室				
設置許可基準規則第26条等に規定する原子炉制御				
室をいう。				
至せいり。 9)原子炉制御室等バウンダリ				
有毒ガスの発生時に、原子炉制御室等の換気空調設備				
によって、給・排気される区画の境界によって取り囲まれている空間合体さいる				1
れている空間全体をいう。				
(10) 固定源				
敷地内外において貯蔵施設(例えば、貯蔵タンク、配				
ベニノング)に伊ダントナルス 左手ガッカ双 サンサス				

管ライン等) に保管されている、有毒ガスを発生させる

有毒ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時刻	付 <i>策所)</i>			緑字:記載表現、設備名称の相違	(実質的な相違なし)
有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	女川(2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方	(2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
おそれのある有毒化学物質をいう。					
(11)重要操作地点					
重大事故等対処上、要員が一定期間とどまり特に重要					
な操作を行う屋外の地点のことで、常設設備と接続する					
屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備(原子炉建					
屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続					
を行う地点をいう。					
(12) 有毒ガス					
気体状の有毒化学物質(国際化学安全性カード9等に					
おいて、人に対する悪影響が示されている物質) 及び有					
毒化学物質のエアロゾルをいう(有毒化学物質から発生					
するもの及び他の有毒化学物質等との化学反応によっ					
て発生するものを含む。)。					
(13)有毒ガス防護判断基準値					
技術基準規則解釈 10 第38条13、第46条2及び					
第53条3等に規定する「有毒ガス防護のための判断基					
準値」であって、有毒ガスの急性ばく露に関し、中枢神					
経等への影響を考慮し、運転・対処要員の対処能力(情					
報を収集発信する能力、判断する能力、操作する能力等)					
に支障を来さないと想定される濃度限度値をいう。					
2. 有毒ガス防護に係る妥当性確認の流れ	2. 有毒ガス防護に係る妥当性確認の流れ	2. 有毒ガス防護に係る妥当性確認の流れ		、防護に係る妥当性確認の流れ	
敷地内の固定源及び可動源並びに敷地外の固定源の流	→ ガイドどおり	→ 評価ガイドどおり		評価ガイドどおり	
出に対して、運転・対処要員に対する有毒ガス防護の妥当		敷地内の固定源及び可動源並びに敷地外の		の固定源及び可動源並びに敷地外の	
性を確認する。確認の流れを図1に示す。	固定源に対して,図 2-1 のフローに従い評価	固定源に対して,図 2-1 のフローに従い評価		けして、図1のフローに従い評価し	
表2に、対象発生源(有毒ガス防護対象者の吸気中の有	している。	している。	ている。		
毒ガス濃度 11 の評価値が有毒ガス防護判断基準値を超え	有毒ガス影響評価にあたっては、防護対象	有毒ガス影響評価にあたっては、防護対象	10	ス影響評価にあたっては、防護対象	
る発生源をいう。以下同じ。)と有毒ガス防護対象者との	者をガイド表2のとおり設定している。	者を評価ガイド表2のとおり設定している。	者を評価	ガイド表2のとおり設定している。	
関係を示す。(解説・2)					

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

差異理由

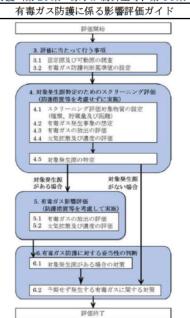


図1 妥当性確認の全体の流れ

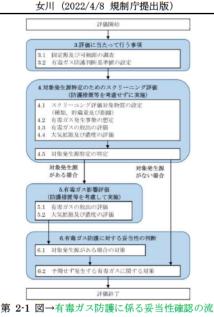
表2 有毒ガス防護対象者と対象発生源の関係

	対象発生源:	がある場合	予期せず発生する有毒ガス
	敷地内外の固定源	敷地内の可動源	(対象発生源がない場合を含む。)
有毒ガス 防護対象者	運転・対処要員	運転・指示要員	運転・初動要員

(解説-2) 有毒ガス防護対象者と発生源の関係

- ① 原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員
- 原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員については、対 象発生源の有無に関わらず、有毒ガスに対する防護を求め ることとした。
- ② 対象発生源から発生する有毒ガス及び予期せず発生す る有毒ガス(対象発生源がない場合を含む。)に係る有 毒ガス防護対象者
- ▶ 対象発生源から発生する有毒ガスに係る有毒ガス 防護対象者

敷地内外の固定源については、特定されたハザード があるため、設計基準事故時及び重大事故時(大規模 損壊時を含む。)に有毒ガスが発生する可能性を考慮 し、運転・対処要員を有毒ガス防護対象者とすること



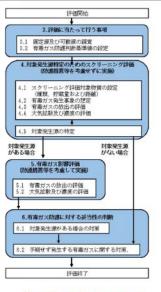
n

表2有毒ガス防護対象者と対象発生源の関係

敷地内外の固定源は、運転・対処要員を防護対 象者としている。

敷地内の可動源は、運転・指示要員を防護対象 者としている。

予期せず発生する有毒ガスは、運転・初動要員 を防護対象者としている。



泊発電所3号炉

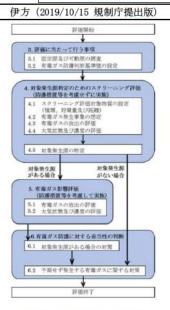
第2-1図→評価ガイドどおり

表2有毒ガス防護対象者と対象発生源の関係 → 評価ガイドのとおり

敷地内外の固定源は、運転・対処要員を防護対 象者としている。

敷地内の可動源は、運転・指示要員を防護対象 者としている。

予期せず発生する有毒ガスは、運転・初動要員 を防護対象者としている。



第2-1図→評価ガイドどおり

記載表現の相違

表2有毒ガス防護対象者と対象発生源の関係 → 評価ガイドのとおり

敷地内外の固定源は、運転・対処要員を防護対 象者としている。

敷地内の可動源は、運転・指示要員を防護対象 者としている。

予期せず発生する有毒ガスは、運転・初動要員 を防護対象者としている。

<i>1 毎ルへ防護(第 26 宋 - 原士炉制御</i>	女川 (2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
	タ川(4044/4/0 規制月1定山版)	何光电灯 3 万岁	プリ (2019/10/10 規削/1 DE田MA)	左共任日
とした。				
ただし、プルーム通過中及び重大事故等対処上特に				
重要な操作中において、敷地内に可動源が存在する				
(有毒化学物質の補給を行う)ことが想定し難いこと				
から、当該可動源に対しては、運転・指示要員以外に				
ついては有毒ガス防護対象者としなくてもよいこと				
とした。				
予期せず発生する有毒ガス(対象発生源がない場)				
合を含む。)に係る有毒ガス防護対象者				
特定されたハザードはない場合でも、通常運転時に有				
毒ガスが発生する可能性を考慮し、運転・初動要員を有				
毒ガス防護対象者とすることとした。				
また、当該有毒ガス防護対象者は、設計基準事故時及				
び重大事故時 (大規模損壊時を含む。) にも、通常運転時				
と同様に防護される必要がある。				
3. 評価に当たって行う事項	3. 評価に当たって行う事項→ガイドのとおり	3. 評価に当たって行う事項	3. 評価に当たって行う事項	
3. 1 固定源及び可動源の調査	3.1 固定源及び可動源の調査	3.1 固定源及び可動源の調査 → 評価ガイド	3. 1 固定源及び可動源の調査	
(1) 敷地内の固定源及び可動源並びに原子炉制御室から		のとおり	3. 1 (1) → 評価ガイドのとおり	
半径10km 以内にある敷地外の固定源を調査対象とし	(1) 敷地内の固定源及び可動源並びに中央	(1) 敷地内の固定源及び可動源並びに中央	敷地内の固定源及び可動源並びに中央制御	
ていることを確認する。(解説-3)	制御室等から半径 10km 以内にある敷地外	制御室等から半径 10km 以内にある敷地外	室等から半径10km以内にある敷地外固定源	
	固定源を調査対象としている。なお,固定		を調査対象としている。なお、固定源及び可動	
	源及び可動源については、ガイドの定義	源及び可動源については、評価ガイドの	源については、評価ガイドの定義等に従う。(別	
	等に従う。(別紙 4-1)	定義等に従う。(別紙 4-1)	紙4-1)	
1) 固定源	1) 固定源	1) 固定源	1) 固定源	
① 敷地内に保管されている全ての有毒化学物質	① 敷地内の固定源は、以下のように調査し	① 敷地内の固定源は、以下のように調査し	① 敷地内の固定源は、以下のように調査し	
	た。	た。	た。	
	調査対象とする有毒化学物質は,「(12)	調査対象とする有毒化学物質は,「(12)	調査対象とする有毒化学物質は、「(12)	
	有毒ガス」の定義中に「有毒化学物質(国際	有毒ガス」の定義中に「有毒化学物質(国際	有毒ガス」の定義中に「有毒化学物質(国際化	
	化学安全性カード等において、人に対する	化学安全性カード等において、人に対する	学安全性カード等において、人に対する悪影	
	悪影響が示されている物質)」と定義されて	悪影響が示されている物質)」と定義されて	響が示されている物質)」と定義されているこ	
	いることから、「人に対する悪影響が示され	いることから、「人に対する悪影響が示され	とから、「人に対する悪影響が示されている物	
	ている物質」として「(13) 有毒ガス防護	ている物質」として「(13) 有毒ガス防護	質」として「(13)有毒ガス防護判断基準値」	
	判断基準値」の定義における「有毒ガスの急	判断基準値」の定義における「有毒ガスの急	の定義における「有毒ガス等の急性ばく露に	
	性ばく露に関し、中枢神経等への影響を考	性ばく露に関し、中枢神経等への影響を考	関し、中枢神経への影響を考慮し、」に記載さ	
	慮し、」に記載されている「中枢神経影響」	慮し、」に記載されている「中枢神経影響」	れている「中枢神経影響」だけでなく、対処能	
	だけでなく、対処能力を損なう要因として、	だけでなく、対処能力を損なう要因として、	力を損なう要因として、中枢神経影響だけで	
	急性の致死影響及び呼吸障害(呼吸器への	急性の致死影響及び呼吸障害(呼吸器への	なく急性の致死影響及び呼吸障害(呼吸器へ	
	影響)も考慮した。	影響)も考慮した。	の影響)も考慮した。	
	また、参照する情報源は、定義に記載され		また、参照する情報源は、定義に記載されて	
	ている「国際化学安全性カード」のみではな	ている「国際化学安全性カード」のみではな	いる「国際化学安全性カード」のみではなく、	
	く,急性毒性の観点で国内法令にて規制さ	く,急性毒性の観点で国内法令にて規制さ	急性毒性の観点で国内法令にて規制されてい	
	れている物質及び化学物質の有害性評価等	れている物質及び化学物質の有害性評価等	る物質及び化学物質の有害性評価等の世界標	

有毒ガス防護(第26余 原子が制御主等、第34余 奈志府) 有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	女川(2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
有毎次へ例後に赤る影音肝臓が打し	の世界標準システムを参照とすることで、	の世界標準システムを参照とすることで、	準システムを参照とすることで、網羅的に抽	左共 在田
	網羅的に抽出することとした。(別紙 2)	網羅的に抽出することとした。(別紙 2)	出することとした。 (別紙2)	
	発電所構内で有毒化学物質を含むものを	発電所構内で有毒化学物質を含むものを	発電所構内で有毒化学物質を含むものを整	
	整理したうえで、生活用品については、日常	整理したうえで、生活用品については、日常	理したうえで、生活用品については、日常に存	
	に存在するものであり、運転・対処要員の対	に存在するものであり、運転・対処要員の対	在するものであり、運転員の対処能力に影響	
	処能力に影響を与える観点で考慮不要と考	処能力に影響を与える観点で考慮不要と考	在するものにあり、運転員の利益能力に影響を与える観点で考慮不要と考えられることか	
	えられることから、調査対象外と整理した。	えられることから、調査対象外と整理した。	ら、調査対象外と整理した。	
	また、製品性状として、固体や潤滑油のよ	また、製品性状として、固体や潤滑油のよ	また、製品性状として、固体や潤滑油のよう	
	うに、有毒ガスを発生させるおそれがない	うに、有毒ガスを発生させるおそれがない	に、有毒ガスを発生させるおそれがないもの	
	ものについては、調査対象外と整理した。	ものについては、調査対象外と整理した。	については、調査対象外と整理した。	
	なお、「4.対象発生源特定のためのスク	なお、「4. 対象発生源特定のためのスク	にラグ・では、両重対象がと重圧した。	立地条件の相違
	リーニング評価」対象とする敷地内の固定	リーニング評価」対象とする敷地内外の固		・敷地外固定源が無い
	源は無いことを確認した。	定源は無いことを確認した。		ことに伴う相違
	WATERWAY C C EMEMO O / Co	ACDMS.MV CC 2 PEBC O/Co		C C TO IT IS TAKE
② 敷地外に保管されている有毒化学物質のうち、運	② 敷地外の固定源は,運転・対処要員の有毒	② 敷地外の固定源は,運転・対処要員の有毒	② 敷地外の固定源は、運転・対処要員の有毒	
転・対処要員の有毒ガス防護の観点から、種類及び	ガス防護の観点から、種類及び量によって	ガス防護の観点から, 種類及び量によって	ガス防護の観点から、種類及び量によって影	
量によって影響があるおそれのある有毒化学物質	影響があるおそれのある有毒化学物質を調	影響があるおそれのある有毒化学物質を調	響があるおそれのある有毒化学物質を調査対	
a) 原子炉制御室から半径 10km より遠方であって	査対象とすべく、「地域防災計画」のみでは	査対象とすべく、「地域防災計画」のみでは	象とすべく、「地域防災計画」のみではなく、	
も、原子炉制御室から半径 10km 近傍に立地する	なく, 届出義務のある対象法令を選定し, 取	なく, 届出義務のある対象法令を選定し, 取	届出義務のある対象法令を選定し、取扱量の	
化学工場において多量に保有されている有毒化	扱量の観点及び発電所の立地から「毒物及	扱量の観点及び発電所の立地から「毒物及	観点及び発電所の立地から「毒物及び劇物取	
学物質は対象とする。	び劇物取締法」,「消防法」「高圧ガス保安法」	び劇物取締法」,「消防法」及び「高圧ガス保	締法」、「消防法」及び「高圧ガス保安法」に対	立地条件の相違
	及び「ガス事業法」に対して調査を実施し	安法」に対して調査を実施した。(別紙 3)	して調査を実施した。(別紙3)	泊発電所周辺には都
	た。(別紙 3)		V 500 + Harman, 500	市ガスが供給されてい
b) 地方公共団体が定めた「地域防災計画」等の情報				ないことから泊では調
(例えば、有毒化学物質を使用する工場、有毒化学				査していないことによ
物質の貯蔵所の位置、物質の種類・量)を活用して				る相違。
もよい。ただし、これらの情報によって保管されて				
いる有毒化学物質が特定できない場合は、事業所の				
業種等を考慮して物質を推定するものとする。				
2) 可動源	2) 可動源	2) 可動源	2) 可動源	
敷地内で輸送される全ての有毒化学物質	敷地内の可動源は、敷地内の固定源と同	敷地内の可動源は,敷地内の固定源と同	敷地内の可動源は、敷地内の固定源と同	
	様に整理を実施した。	様に整理を実施した。	様に整理を実施した。	
	具体的には,有毒化学物質として抽出す	具体的には,有毒化学物質として抽出す	具体的には、有毒化学物質として抽出す	
	る化学物質は同じで,生活用品や性状等に	る化学物質は同じで,生活用品や性状等に	る化学物質は同じで、生活用品や性状等に	
	より,運転員の対処能力に影響を与える観	より,運転員の対処能力に影響を与える観	より、運転員の対処能力に影響を与える観	
	点で考慮不要と判断できるものは調査対象	点で考慮不要と判断できるものは調査対象	点で考慮不要と判断できるものは調査対象	
	外と整理した。	外と整理した。	外と整理した。	
(0) 左来小学师所不供从 贮港县 贮港士沙头不供不理士	(2)	(2) → 評価ガイドのとおり	2 1 (2) 、海体ポノビのしわり	
(2) 有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵方法その他の理由	(2)	(-)	3. 1 (2) → 評価ガイドのとおり	
により調査対象外としている場合には、その根拠を確認	性状等により人体への影響がないと判断で	性状等により人体への影響がないと判断で	性状等により人体への影響がないと判断で	
する。(解説-4)	きるもの以外は、有毒化学物質の性状・保管状況(揮発性及びエヌロゾルルの可能性 ボンバ	きるもの以外は、有毒化学物質の性状・保管状況(揮発性及びエアロゾル化の可能性、ボンジ	きるもの以外は、有毒化学物質の性状・保管状況に振り出いる。	
	況(揮発性及びエアロゾル化の可能性,ボンベ	況(揮発性及びエアロゾル化の可能性,ボンベ	況(揮発性及びエアロゾル化の可能性、ボンベ	
	保管,配備量,建屋内保管)に基づき,漏えい	保管,配備量,建屋内保管)に基づき,漏えい	保管、配備量、建屋内保管)に基づき、漏えい	

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	女川(2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
	時に大気中に多量に放出されるおそれのない	時に大気中に多量に放出されるおそれのない	時に大気中に多量に放出されるおそれのない	
	ものを整理した。また,性状から密閉空間のみ	ものを整理した。また,性状から密閉空間のみ	ものを整理した。また、性状から密閉空間のみ	
	で影響があるものは調査対象外としている。	で影響があるものは調査対象外としている。	で影響があるものは調査対象外としている。	
	(別紙 4-7-1,2)	(別紙 4-7-1, 2)	(別紙4-7-1、2)	
	なお,「4.対象発生源特定のためのスクリ			設備の相違
	ーニング評価」対象とする敷地内の可動源は			女川は調査の結果,
	無いことを確認した。			敷地内可動源がない
	ある がにおける女での家権を記事機 [®]	参考内における全ての有着化学物質* 参考者化学物質となるおそれがあるものを含む	○調査対象の固定認特定フロー 動物がおける全で有異の学物質。 ※有異化学物質となるおされがあるもの地合む	が、泊では使用してい
	生産場合とく一般のこ	製造社という機能に 製造社会(かか)	2.5%%-1-99% 9.8%3-1-99% 1.8%3-1-1-99%	る薬品の違いにより敷
	報告的などのです。 「ありません」を 最高的などとなった。 事業がなったものは、なった。 のは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	#EFACACAT	N 配件等电影等[加型社] 資品主要的	地内可動源があること
	■確保としたが認めためで を参加する状況とから 実施でも研究とから がたからから情報で変形で がたからから情報で変形で	●事かっと呼ばらかか 2 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	類面的性は20 影響的なごの呼吸がす N を指揮性数で加生さ 変数がある。 変数がな。 変数がな。 変数がな。 変がを、	による相違。
	8 8707-567-56-7 N 8707-567-56-7	かられのから本意と学会官 カラックルでするかつ カブログルでするかつ	物格の人の映画のなど おされたある名音化学物質	
	マ ガン・マギン共享されているか?	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	Y 14	
	MERCASO+1 Y	I ST COLOR	ECHEROLOGY N MARITADA 7	
	EPIC RE 24:51-60-7 T S	#MCSECTIVED!	製 単分に発電されているのう	
	上海・中国的のシャナ	原放金属 743 人性へを重要がないた?	・ N ・ M 大学報では大勝へ必要権のないか?	
	(8) 製造機能を配かっては、影響に進って、電影機構等 に進づき機能	調査付金ではない	別表が他の他を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	第 3.1-1 図 固定源の特定フロー	第3.1-1 図 固定源の特定フロー	敷地内固定源の特定フロー	
	敷設内につかても会ての有事化学物質 ² 中有事化学物質とならおせれがあるものを含む	東境内における女ごの非常化学物質 ¹ 中含等化学物質となるおそれがあるものを含む	○調査対象の可動設特定プロー 動物内においるたての共和化学物質。 ※有着化学物質となるおれがあるものを含む	
	3. 利用 () C - 中川 () () () () () () () () () (REMAILT - BRIC Y REMAINS Y	SARALUTERIS V SARIFISADO?	
	 	・ 単名的なからから ・	・ TOP TERM 知識化 ・ TOP TERM 知識化 ・ TOP TERM TERM TERM TERM TERM TERM TERM TERM	
	・	・ 単字かいとが得らかり ・	・N Cの存在を対象のと	
	ガン化するか? N エデログル化するか? Y Y	#767647 3 A747421847 3	毎歳以後をから おそれのある時間で対策	
	が1-14年で開催されるから ・	22-91880001 1	EDICTART N EVOLUTER P	
	MERITADIST Y	ERRYADA	FO-W-IMMINSO 7	
	関連を定させ 人を小さ書写的は、中夕 N	SERVICE Y	MARTRAD 7	
	開業対象では会い	親田 不事の可能師 親田 不事の可能師	RADIETELIA (GENERALO)	
			英変が多く可能素	
	第 3. 1-2 図 可動源の特定フロー	第 3.1-2 図 可動源の特定フロー	敷地内可動源の特定フロー	
(2) 郷木牡色 トナイルス 田 空海 エバコ 動流 ニャト・ー	(2)	(2) 一、河圧ポノドのしかり	9 1 (9) 新年47 to 1.4 h	
(3)調査対象としている固定源及び可動源に対して、次 の項目を確認する。	(3) 調査対象としている固定源に対して、名称、	(3) → 評価ガイドのとおり 調査対象としている固定源及び可動源に対	 3.1(3) → 評価ガイドのとおり 調査対象としている固定源及び可動源に対 	
の項目を確認する。 一有毒化学物質の名称	貯蔵量、貯蔵方法、位置関係、防液堤の有無及			
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	して、名称、貯蔵量、貯蔵方法、位置関係、防	して、名称、貯蔵量、貯蔵方法、位置関係、防	
- 有毒化学物質の貯蔵量 - 有毒化学物質の貯蔵主法	び有毒ガス発生の抑制等の効果が見込める設備なテレスンと(敷地内田宮河、社会なり	液堤の有無及び有毒ガス発生の抑制等の効果が見るかる。これでは、	液堤の有無及び有毒ガス発生の抑制等の効果が見るめる。	
一有毒化学物質の貯蔵方法一原子炉制御室等及び重要操作地点と有毒ガスの発生	備を示している。(敷地内固定源:対象なし, 可動源:対象なし,敷地外固定源:第3.1.3-1	が見込める設備を示している。(敷地内固定 源:対象なし、可動源:第 3.1.2-1 表~第	が見込める設備を示している。 (敷地内固定源:第 3.1.1-2~第 3.1.1-5	立地条件 設備の担告
- 原子が制御至寺及び里安保下地点と有毎カスの発生 源との位置関係(距離、高さ、方位を含む。)	明動源: 対象なし, 敷地が固定源: 第 3. 1. 3-1 表~第 3. 1. 3-2 表)	源: 対象なし、可動源: 第 3.1.2-1 表~第 3.1.2-3 表、敷地外固定源: 対象なし)	表、可動源:第 3.1.2-1~第 3.1.2-3 表、敷	・調査の結果、泊には
一防液堤の有無(防液堤がある場合は、防液堤までの	承~第 5.1.5-2 承)	3.1.2-3 衣, 敷地外面足源:対象なし)	地外固定源:第3.1.3-1 表~第3.1.3-2 表)	
最短距離、防液堤の内面積及び廃液処理槽の有無)			20/F回足(你、第 3.1.3-1 衣で第 3.1.3-2 衣)	固定源がないこと、お
(解説・5)				よび敷地内可動源があ
- 電源、人的操作等を必要とせずに、有毒ガス発生の				ることによる相違。
抑制等の効果が見込める設備(例えば、防液堤内の				シーとによる石屋。
フロート等)(解説・5)				
> - 1.47 (ATING 0 /				

有毒ガス防護(第26条 原子炉制御室等、第34条 緊急時対策所)

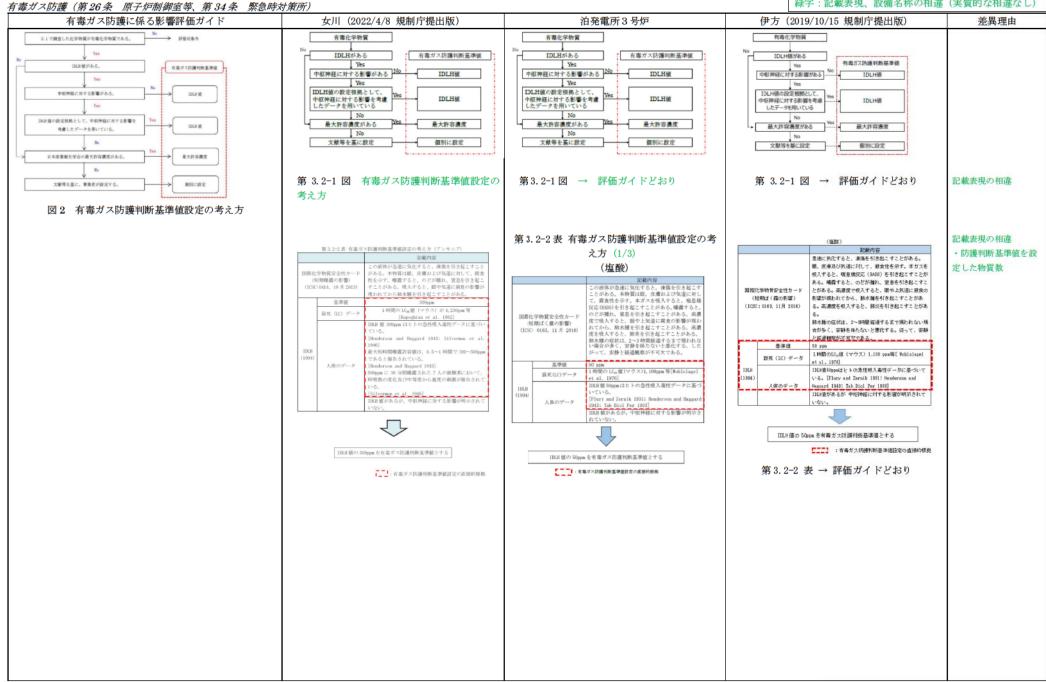
赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

月毒刀入防護(弟 26 余 原十炉制御至等、弟 34 余 紫志時)	N TRIPT!		WALL THE WAY NOT HOW THE PARTY THE	CONTRACTOR OF
有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	女川(2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
(解説・3) 調査対象とする地理的範囲				7.0
「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」(火災発生				
の地理的範囲を発電所敷地から半径 10km に設定。)及び				
米国規制ガイド(有毒化学物質の地理的範囲を原子炉制				
御室から5マイル(約8km)に設定。) *5を参考として				
設定した。				
KAL O/Co				
(解説・4) 調査対象外とする場合				
貯蔵容器が損傷し、容器に貯蔵されている有毒化学物				
質の全量が流出しても、有毒ガスが大気中に多量に放出				
されるおそれがないと説明できる場合。(例えば、使用場				
所が限定されていて貯蔵量及び使用量が少ない試薬等)				
(加米 5) 具色が生活性ウルとよのスカリーン が並作の				
(解説・5)対象発生源特定のためのスクリーニング評価の				
際に考慮してもよい設備				
有毒ガスが発生した際に、受動的に機能を発揮する設				
備については、考慮してもよいこととする。例えば、防				
液堤は、防液堤が破損する可能性があったとしても、更				
地となるような壊れ方はせず、堰としての機能を発揮す				
ると考えられる。また、防液堤内のフロートや電源、人				
的操作等を必要としない中和槽等の設備は、有毒ガス発				
生の抑制等の機能が恒常的に見込めると考えられる。こ				
のことから、対象発生源特定のためのスクリーニング評				
価(以下単に「スクリーニング評価」という。) において				
も、これらの設備は評価上考慮してもよい。				
3. 2 有毒ガス防護判断基準値の設定	3.2 有毒ガス防護判断基準値の設定	3.2 有毒ガス防護判断基準値の設定 →	3. 2 有毒ガス防護判断設定基準値の設定 →	
1) ~6)の考えに基づき、発電用原子炉設置者が有毒		評価ガイドのとおり	評価ガイドのとおり	
ガス防護判断基準値を設定していることを確認する。	固定源として特定した物質「アンモニア」	可動源として特定した物質「塩酸」、「アンモ	固定源及び可動源としてとして特定した	
(図 2 参照)	は、第3.2-1図のフローに従い防護判断基準		物質「塩酸」、「アンモニア」、「ヒドラジン」、	設備の相違
	値を設定している。	い防護判断基準値を設定している。	「メタノール」は、図2のフローに従い有毒	The second secon
	E E EXC U CV S	* 例後刊的基準値を放定して***。	ガス防護判断基準値を設定している。	れた有毒化学物質(敷
1) 3. 1 で調査した化学物質が有毒化学物質であるか	1) 有毒化学物質を抽出しており、2)へ移	1) 有毒化学物質を抽出しており、2) へ移行。	1) 有毒化学物質を抽出しており、2)へ移	
1) 3. 1 で調査した化学物質が有毎化学物質である場合は、2)によ		1/17 母化子物貝を他出してわり, 2/个移行。		し)の相違により、防
	行。		行。	
る。そうでない場合には、評価の対象外とする。	0) [0) [1476. [77.]	0) [1474. [護判断基準値を設定し
2)当該有毒化学物質に IDLH 値があるかを確認す	2) 「アンモニア」は, IDLH 値があるため 3)		2) 「塩酸」、「アンモニア」、「ヒドラジン」、	And the second s
る。ある場合は3)に、ない場合は 5)による。	^°	IDLH 値があるため3)へ。	「メタノール」は、IDLH 値があるため、3)	The second secon
			^.	違なし)
3) 当該有毒化学物質に中枢神経に対する影響があるか	3) 「アンモニア」は、中枢神経影響がない	3)「ヒドラジン」は、中枢神経影響があるこ	3) 「ヒドラジン」、「メタノール」は、中枢	設備の相違
を確認する。ある場合は 40に、ない場合は当該	ことから,IDLH 値を有毒ガス防護判断基	とから4)へ。「塩酸」、「アンモニア」は、中	神経影響があることから4)へ。「塩酸」、「ア	・女川は、ヒドラジン
IDLH 値を有毒ガス防護判断基準値とする。	準値とする。	枢神経影響がないことから,IDLH 値を有毒	ンモニア」は、中枢神経影響がないことか	と塩酸を保有していな
		ガス防護判断基準値とする。	ら、IDLH 値を有毒ガス防護判断基準値とす	いことによる相違。
			る。	
	ナキギ		1	
	1 東刀	→ P/T all LT, BV aV=10 (

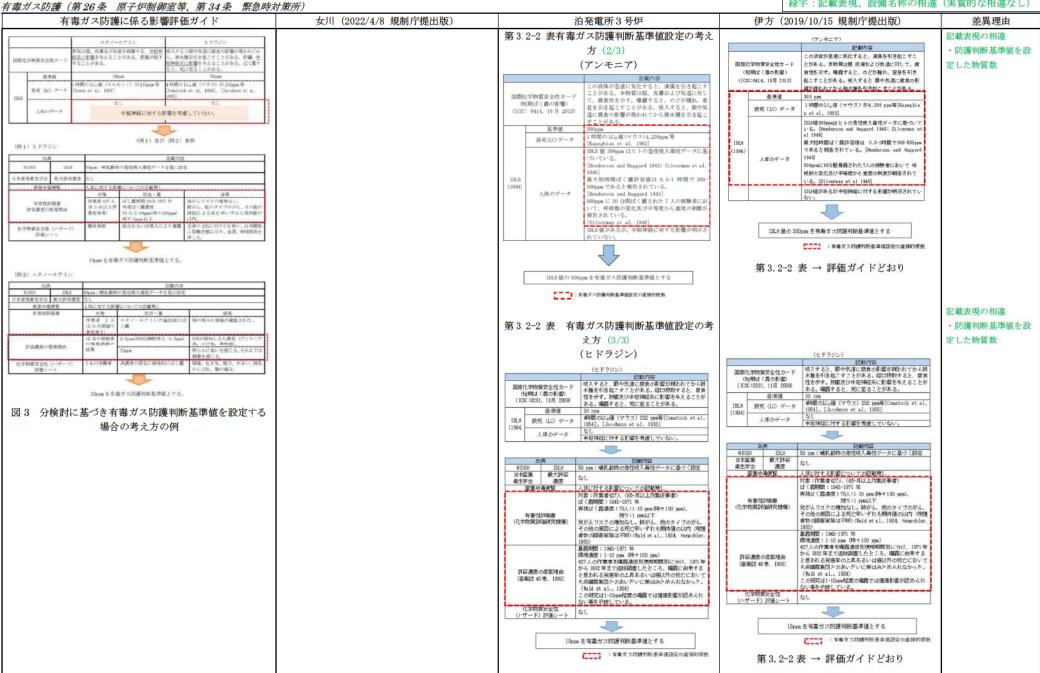
有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	女川(2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
4) IDLH 値の設定根拠として、中枢神経に対する影響	4) 以降,該当する物質はない。	4)「ヒドラジン」は、IDLH 値の設定根拠が	4) 「ヒドラジン」、「メタノール」は、IDLH	設備の相違
も考慮したデータを <mark>用</mark> いているかを確認する。用い		中枢神経に対する影響を考慮したデータを	値の設定根拠が中枢神経に対する影響を考	女川はヒドラジンを
ている場合は、当該 IDLH 値を有毒ガス防護判断基		用いていないため 5)へ。	慮したデータを用いていないため 5)へ。	保有していないことに
準値とする。用いていない場合は、5)による。			PARTICIPATO DE CONTROL	よる相違。(伊方とは相
5) 日本産業衛生学会の定める最大許容濃度があるか確		5)「ヒドラジン」は,最大許容濃度がないた	5) 「ヒドラジン」、「メタノール」は、最大	違なし)
認する。ある場合は、当該最大許容濃度を有毒ガス		め、6)~。	許容濃度がないため、6)へ。	
防護判断基準値とする。ない場合は、6)による。				
6) 文献等を基に、発電用原子炉設置者が有毒ガス防護		6)「ヒドラジン」は文献として,「有害性評	6) 「ヒドラジン」は文献として「有害性評	
判断基準値を適切に設定する。		価書」、「許容濃度の提案理由」を参考とし、	価書」、「許容濃度の提案理由」を参考とし、	
設定に当たっては、次の複数の文献等に基づき、		人体に影響がないことが示されている最大	人体に影響がないことが示されている最大	
物質ごとに、運転・対処要員の対処能力に支障を来		ばく露濃度 10ppm を有毒ガス防護判断基準	ばく露濃度 10ppm を有毒ガス防護判断基準	
さないと想定される限界濃度を、有毒ガス防護判断		値とした。	値とした。	
基準値として発電用原子炉設置者が適切に設定して			「メタノール」は文献として「産業中毒便	
いることを確認する。			覧」、「許容濃度の提案理由」を参考とし、人	
- 化学物質総合情報提供システム Chemical Risk			体に影響がないことが示されている最大ば	
Information Platform (CHRIP)			く露濃度 200ppm を有毒ガス防護判断基準値	
一産業中毒便覧			とした。	
- 有害性評価書 - 許容濃度等の提案理由、許容濃度の暫定値の提案				
一計谷儀及寺の旋采座中、計谷儀及の音だ他の旋采 理由				
- 化学物質安全性 (ハザード) 評価シート				
一七子物質女主任(バリード)計画ンード				
また、「適切に設定している」とは、設定に際し、次				
の①~③を行っていることをいう。				
① 人に対する急性ばく露影響のデータを可能な限り用	①ICSC の短期ばく露の影響を参照している。	①ICSC の短期ばく露の影響を参照している。	① ICSC の短期ばく露の影響を参照している。	
いていること				
② 中枢神経に対する影響がある有毒化学物質について	②「アンモニア」は中枢神経に影響がある物質	②中枢神経に影響がある物質は,「ヒドラジ	② 中枢神経に影響がある物質は、「ヒドラジ	記載表現の相違
は、人の中枢神経に対する影響に関するデータを参	ではないことを確認している。	ン」であり、「有害性評価書」、「許容濃度の提	ン」、「メタノール」であり、「有害性評価書」、	・泊は中枢神経影響の
考にしていること		案理由」,「産業中毒便覧」を参考にしている。	「許容濃度の提案理由」、「産業中毒便覧」を参	ある物質について,参
			考にしている。	照した文献を記載して
③ 文献の最新版を踏まえていること	③ICSC は各物質毎の最新更新年月版,IDLH は	③ICSC は各物質毎の最新更新年月版, IDLH	③ ICSC は各物質毎の最新更新年月版、IDLH	いる。
	1994 年版を参照した。	は1994 年版,有害性評価書はVer. 1.1 (2004	は 1994 年版、有害性評価書は Ver. 1.1 (2004	設備の相違
		年9 月)版,許容濃度の提案理由は各物質毎	年9 月)版、許容濃度の提案理由は各物質毎	・保有物質が異なるた
		の最新更新年月版、産業中毒便覧は1992年7	の最新更新年月版、産業中毒便覧は1992年7	め防護判断基準値の設
		月版を参照した。	月版を参照した。	定のために参照した文
				献の相違。(伊方とは相
図3に、文献等に基づき有毒ガス防護判断基準値を設定す				違なし)
る場合の考え方の例を示す。				

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載簡重又は記載内窓の相違(記載方針の相違)



有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	女川 (2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
			(メタノール) 国際化学物質学金性カード (根理など食の影響) (1/55(1)057、5月 2018) 日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本	
なお、空気中にn種類の有毒ガス(他の有毒化学物質等 との化学反応によって発生するものを含む。) がある場合	女川のスクリーニング評価の対象は, 敷地 外固定源(アンモニア)であり,有毒化学物質	泊では調査結果から特定された敷地内外の 固定源がなく,敷地内可動源に対してはスク	第3.2-2 表 → 評価ガイドどおり 複数の有毒ガスを考慮する必要がある場 合、それらの有毒ガス濃度が、それぞれの有	設備の相違 ・調査結果から特定さ
は、それらの有毒ガスの濃度の、それぞれの有毒ガス防護 判断基準値に対する割合の和が 1 を超えないことを確認 する。 $I < 1$ $I = \frac{C_1}{T_1} + \frac{C_2}{T_2} + \dots + \frac{C_l}{T_l} + \dots + \frac{C_n}{T_n}$ $C_i : 有毒ガス i の濃度$ $T_i : 有毒ガス i の有毒ガス防護判断基準値$	はアンモニア 1 種類のみであることから、複数の有毒ガスを考慮する必要がある場合はない。	リーニング評価を実施せず防護措置を取ることから、空気中の有毒ガス濃度評価を実施していない。	毒ガス防護判断基準値に対する割合の和が1 を超えないことを確認している。	れた敷地内外固定源が なく、可動源について も防護措置を取ること から、防護判断基準値 に対する割合の和が1 を超えないことは確認 するケースには該当し ない。
4. スクリーニング評価 敷地内の固定源及び可動源並びに敷地外の固定源から 有毒ガスが発生した場合、防護措置を考慮せずに、原子 炉制御室等及び重要操作地点ごとにスクリーニング評価を行い、対象発生源を特定していることを確認する。表 3 に場所と対象発生源ごとのスクリーニング評価の要否を、4. 1~4. 5に、スクリーニング評価の手順の例を示す。	4. スクリーニング評価 → ガイドのとおり 敷地外の固定源から有毒ガスが発生した場合,防護措置を考慮せずに中央制御室,緊急時対策所ごとにスクリーニング評価を行った。評価の結果,対象発生源はなかった。 なお,スクリーニング評価対象となる敷地内の固定源はないことから,重要操作地点に対する評価は不要とした。	4. スクリーニング評価 → 評価ガイドのとおり 3.1の調査の結果、敷地内外の固定源がないことを確認したため、スクリーニング評価を実施していない。 なお、スクリーニング評価対象となる敷地内の固定源はないことから、重要操作地点に対する評価は不要とした。	4. スクリーニング評価 → 評価ガイドのとおり 敷地内及び敷地外の固定源から有毒ガスが発生した場合、防護措置を考慮せずに中央制御室、緊急時対策所及び重要操作地点ごとにスクリーニング評価を行った。 評価の結果、対象発生源はなかった。 なお、重要操作地点は、「(11) 重要操作地点」」の定義「重大事故等対処上、要員が一定期間とどまり特に重要な操作を行う屋外の地点のことで、常設設備と接続する屋外に	設備の相違・調査の結果、特定された敷地内外固定源がないことによる相違。 設計方針の相違

有毒ガス防護(第20 宋 原士炉制御主寺、第34 宋 宗志崎x 有毒ガス防護に係る影響評価ガイド			女川 (2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
表 3 場所、対象発生源及びスクリーニング評価の要否に関					設けられた可搬型重大事故等対処設備(原子	
する対応					炉建屋の外から水又は電力を供給するものに	
場所 敷地内固定源	敷地外固定源	敷地内可動源			限る。)の接続を行う地点」として設定し	
原子炉制御室	Δ	Δ			た。	
緊急時対策所 〇	Δ	Δ		敷地内の可動源は,スクリーニング評価を	敷地内の可動源は、スクリーニング評価を	設計方針の相違
緊急時制御室 〇	Δ	Δ		行わず,対象発生源として 6.1.2 の対策を行う	行わず、対象発生源として6.1.2の対策	・敷地内可動源に対し
重要操作地点 △	×	×		こととしている。	を行うこととしている。	て、スクリーニング評
凡例 \bigcirc : スクリーニング評価が必要 \triangle : スクリーニング評価を行わず、対象発生源として6. 1. 2の対策を行っても					99.40	価をせず、防護措置を
よい。 ×:スクリーニング評価は不要						講じることによる相違
						(伊方とは相違なし
4. 1 スクリーニング評価対	対象物質の設定	定(種類、貯蔵量	4.1 スクリーニング評価対象物質の設定(種	4.1 スクリーニング評価対象物質の設定 →	4. 1 スクリーニング評価対象物質の設定 →	
及び距離)			類,貯蔵量及び距離)	評価ガイドのとおり	評価ガイドのとおり	
3. 1を基に、スクリーニング評価対象となった有毒			3.1 をもとに, スクリーニング対象となった	3.1の通り調査した結果,敷地内および敷地	3. 1をもとに、スクリーニング対象なった	設備の相違
化学物質の全てについて、貯蔵されている有毒化学物質			有毒化学物質の全てについて,貯蔵されてい	外固定源については、スクリーニング対象と	有毒化学物質のすべてについて、貯蔵されて	・敷地内可動源につい
の種類、貯蔵量及び距離が設定されているか確認する。			る有毒化学物質の種類、貯蔵量及び距離が設	なる有毒化学物質はないことを確認してい	いる有毒化学物質の種類、貯蔵量及び距離が	ては, スクリーニング
			定されている。なお,敷地内固定源及び敷地内	る。	設定されている。(敷地内固定源:第3.1.1-2	評価をせず、対策を実
			可動源については、スクリーニング評価対象		~第3.1.1-5表、敷地外固定源:第3.1.3-1表	施することによる相
			となる物質が無いことを確認している。		~第3.1.3-2表)	違。(伊方とは相違な
			(敷地内固定源:対象なし,可動源:対象な			L)
			し, 敷地外固定源:第3.1.3-1表~第3.1.3-2			
			表)		A SE SONICE VALUE NAME OF COMMISSION	
4. 2 有毒ガスの発生事象の想定		4.2 有毒ガスの発生事象の想定	4.2 有毒ガスの発生事象の想定 → 評価ガ	4. 2 有毒ガスの発生事象の想定 → 評価ガ		
有毒ガスの発生事象として、①及び②をそれぞれ想定			イドのとおり	イドのとおり		
する。						
①敷地内外の固定源については、敷地内外の貯蔵容		①敷地外固定源は, 貯蔵容器が損傷し, 容器	①3.1 の通り、調査の結果、スクリーニング	①敷地内外の固定源は、敷地内の貯蔵容器	AND	
器全てが損傷し、当該全ての容器に貯蔵されてい		に貯蔵されている有毒化学物質の全量放	対象がなかったので、容器に貯蔵されて	が損傷し、容器に貯蔵されている有毒化	設備の相違	
る有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒		出によって発生した有毒ガスが大気中に	いる有毒化学物質の全量放出によって発	学物質の全量放出によって発生した有毒	・調査結果より特定さ	
ガスが大気中に放出される事象		放出される事象を想定している。また,有	生した有毒ガスが大気中に放出される事	ガスが大気中に放出される事象を想定し	れた敷地内外固定源が	
			毒ガス発生事象の想定の妥当性を判断す	象を想定していない。	ている。また、有毒ガス発生事象の想定	ないことからスクリー
			るに当たり、中央制御室及び緊急時対策		の妥当性を判断するに当たり、中央制御	ニング評価対象物質は
			所を評価対象としている。		室、緊急時対策所及び重要操作地点を評	ない。
					価対象としている。	
	and the second	中ゴ料をクナイ	○ = 2 11			
②敷地内の可動源につ			②スクリーニング評価対象となる敷地内の	②敷地内の可動源は、スクリーニング評価	②敷地内の可動源は、スクリーニング評価	50.51. + Al or 1004
影響の最も大きな輸			可動源はないことから対象外。	を行わずに, 6.1.2の対策を行うことと	を行わずに、6.1.2の対策を行うこ	設計方針の相違
貯蔵されている有毒	,			している。	ととしている。	・敷地内可動源に対し て、スクリーニング評
発生した有毒ガスが	人気中に放出	される事家				
有毒ガス発生事象の想定	の東水井ナギ	18にナスルルと				価をせず、防護措置を 講じることによる相違
11 44 1 20 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
り、(1)及び(2)につい	いく確認する。					(伊方とは相違なし)
(1)敷地内外の固定源			 (1)敷地内外の固定源	(1)敷地内外の固定源	(1) 敷地内外の固定源	
① 原子炉制御室、緊急時制御室、緊急時対策所及び重要		①有毒ガス発生事象の想定の妥当性を判断	①有毒ガス発生事象の想定の妥当性を判断	①有毒ガス発生事象の想定の妥当性を判断	設備の相違	
	操作地点を評価対象としていること。		するに当たり、中央制御室及び緊急時対	するに当たり、3.1調査の結果、敷地内外	するに当たり、中央制御室及び緊急時対	・敷地内外固定源の調
※115個小で町間刈家とし	(V . O) C C 0		策所を評価対象としている。	りるにヨたり、3.1両重の紀末、坂屯門か の固定源がないため、中央制御室、緊急時	第所を評価対象としている。	查結果 (敷地内外固定
			米川で町間内外でしている。	シ回にWWWなどに切, 下大町岬主、※心吋	水川で町川川小家としている。	县加木 (水和产)/产田足

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド	女川(2022/4/8 規制庁提出版)	泊発電所3号炉	伊方 (2019/10/15 規制庁提出版)	差異理由
② 敷地内外の貯蔵容器については、同時に全ての貯蔵容器が損傷し、容器に貯蔵されている有毒化学物質の全量が流出すると仮定していること。	②敷地外の固定源は、貯蔵容器が損傷し、容器に貯蔵されている有毒化学物質の全量放出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定している。	対策所及び重要操作地点を評価対象とし ていない。	②敷地外の固定源は、貯蔵容器が損傷し、 容器に貯蔵されている有毒化学物質の全 量放出によって発生した有毒ガスが大気 中に放出される事象を想定している。	源なし)に伴う相違。
(2) 敷地内の可動源 ① 原子炉制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所を評価対象としていること。 ② 有毒ガスの発生事故の発生地点は、敷地内の実際の輸送ルート全てを考慮して決められていること。	(2) 敷地内の可動源 スクリーニング評価対象となる敷地内の可 動源はないことから対象外。	(2) 敷地内の可動源 スクリーニング評価を実施しないため対象外	(2) 敷地内の可動源 スクリーニング評価を実施しないため対象外	設計方針の相違 ・敷地内可動源に対し て、スクリーニング評 価をせず、防護措置を 講じることによる相違 (伊方とは相違なし)
③ 輸送量の最大のもので、容器に貯蔵されている有毒化 学物質の全量が流出すると仮定していること。				
4.3 有毒ガスの放出の評価 固定源及び可動源ごとに、有毒ガスの単位時間当たり の大気中への放出量及びその継続時間が評価されている ことを確認する。ただし、同じ種類の有毒化学物質が同 一防液堤内に複数ある場合には、一つの固定源と見なし てもよい。 有毒ガスの放出量評価の妥当性を判断するに当たり、 1)~5)を確認する。	4.3 有毒ガスの放出の評価 固定源について、有毒ガスの放出の評価に 当たり、大気中への放出量及び継続時間を評 価している。(第4.4.3.1-2表) なお、同じ種類の有毒化学物質が同一防液 堤内に複数ないことを確認している。	4.3 有毒ガスの放出の評価 → 評価ガイド どおり 3.1調査の結果,スクリーニング評価対象が ないので、有毒ガスの放出量評価を実施して いない。	どおり 敷地内外の固定源について、有毒ガスの放	設備の相違・調査結果により、特定された敷地内外固定源がないため、放出量評価を実施していない。
1) 貯蔵されている有毒化学物質の性状に応じた、有毒 ガスの大気中への放出形態になっていること。(例え ば、液体で保管されている場合、液体で放出されプ ールを形成し蒸発する等。)	1) 敷地外の固定源からの漏えいは、固定源 が冷媒で保管されていると特定してお り、過去の事故事例から損傷形態を考慮 すると、瞬時放出は考えにくく、現実的な 破断口径による継続的な漏えい形態を想 定する。		1) 敷地内の固定源からの液体の漏えいに おいては、全量が堰又は中和槽等に流出 し、堰内でプールを形成し蒸発するとし ている。敷地外の固定源からの漏えい は、固定源が気体又は冷媒で保管されて いると特定しており、過去の事故事例か ら損傷形態を考慮すると、瞬時放出は考 えにくく、現実的な破断口径による継続 的な漏えい形態を想定する。	
2) 貯蔵されている有毒化学物質が液体で放出される場合、液体が広がる面積(例えば、防液堤の容積及び材質、排液口の有無、防液堤がない場合に広がる面積等)の妥当性が示されていること。	2) スクリーニング評価対象となる敷地内の 可動源はないことから対象外。		2) 敷地内固定源に対して、全量流出後に 受動的に機能を発揮する設備として、堰 及び中和槽等を設定した。全量流出であ っても堰又は中和槽等内におさまること を確認し、開口部面積で蒸発することの 妥当性を示している。(別紙7)	